

J A えちご中越 ディスクロージャー誌

2026

信用事業を中心とした経営内容



JA 綱領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

ごあいさつ

平素よりJAえちご中越をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

当JAでは、JAの強みである総合力を発揮し、相互扶助の精神のもと、皆さまより親しまれ信頼される地域金融機関として、期待に応えるべく事業を展開しております。

このディスクロージャー誌は、当JAの経営方針をはじめ最近の業績や活動状況について、信用事業を中心にわかりやすくご説明させていただくために作成いたしました。当JAが何を目指し、どのように取り組んでいるのか、本誌をもとに皆さまのご理解をより一層深めていただければ幸いです。

令和8年5月

えちご中越農業協同組合



代表理事理事長
山口 浩聡



経営管理委員会会長
吉田 文彦



組合概要

(令和8年1月31日現在)

組合名称	えちご中越農業協同組合 (JAえちご中越)
設立	令和5年2月1日
本店所在地	新潟県長岡市今朝白2丁目7番25号
代表者	経営管理委員会 会長 吉田 文彦 代表理事 理事長 山口 浩聡
出資金	146億円
総資産	6,716億円
自己資本比率	(単体) 18.29% (連結) 18.56%
決算期	1月末
組合員数	72,049
役員数	46人
職員数	1,417人
金融店舗数	22店舗

目次

ごあいさつ	1
当JAの現況と取り組み	2
経営方針	2
JA自己改革の取り組み	4
令和7年度の業績と経営内容	8
財務の健全性	10
自己資本の状況	11
信頼と安心の理由	12
コンプライアンス体制(法令等遵守)	13
リスク管理の状況	14
金融商品に関する勧誘方針等	16
個人情報保護方針	18
社会的責任(CSR)と地域貢献活動	19
地域の皆さまのために(JAトピックス)	23
JAの概況と事業のご案内	25
JAの概況	26
事業のご案内	34
信用事業	34
共済事業	42
他部門事業	47
資料編	49
決算および財務の状況	49
連結情報	95
財務諸表の正確性等にかかる確認	136
会計監査人の監査	136
店舗等のご案内	137
開示項目と記載ページ一覧	138

経営方針



当JAは、「ともに支え合い、地域と農業を未来へつなぐ」を経営理念に掲げ、組合員や地域の皆さまに愛され続けるJAを目指しております。お客様のライフスタイルに応じて、事業を通じた様々なサービスを提供し、豊かな暮らしづくりをお手伝いしていくことが地域社会の発展につながると考え、サービス機能の充実や体制整備に取り組んでおります。

経営理念

「ともに支え合い、地域と農業を未来へつなぐ」

【経営理念に込めた思い】

JAは、人と人との結びつきの組織です。農業者・地域・JAが対話により絆を深め、新たな発想と挑戦を通じて、明るく・楽しく・元気よく「農業の発展と組合員・地域の夢の実現」に貢献する組織を目指します。

長期ビジョンの3本柱(10年後のめざすべき姿)

第1の柱 ■「農業」 豊かな地域性を活かし、農業の未来づくりに挑戦します

第2の柱 ■「地域」 信頼され、選ばれ、必要とされる事業を展開し、組合員・地域との絆を育みます

第3の柱 ■「JA」 高いモラルと創造性に満ちた組織風土を確立し、組合員とともに成長し続けます

第1次中期3カ年経営計画における基本目標・全体戦略

第1の柱 「農業」

基本目標 持続可能な地域農業の実現と農業者の所得増大を目指します

①合併によるスケールメリットや地域の特色を活かして、ブランドの確立と販路の拡大を図ります

全体戦略 ②新技術の活用を通じた営農指導力向上により、農業生産の効率化と良質な農作物の安定生産を支援します

③総合事業を活かしたコンサルティング機能を発揮し、地域の担い手育成に取り組めます

第2の柱 「地域」

基本目標 多様な地域性を活かした総合事業・協同活動を展開し、すべての世代から愛されるJAを目指します

①組合員・地域住民のニーズを捉え、事業のブラッシュアップを図ります

全体戦略 ②広報活動、イベント活動を通じ、JAえちご中越の魅力と農業の大切さを伝えます

③地域に根ざした協同活動により、JAファンの拡大に取り組めます

第3の柱 「JA」

基本目標 力を結集し、変化の時代に対応する“新しいJA”を創造します

①組合員・地域社会のパートナーシップにより、新しい価値を創造します

全体戦略 ②経営資源を有効活用し、合併効果の最大化と事業の効率化による経営の健全化に取り組めます

③職員一人ひとりの資質を最大限発揮できる職場環境を実現します

SDGsへの貢献

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）から1文字ずつとった略称で、貧困や飢餓、気候変動といった世界全体の問題を解決し、私たちが先の世代までずっと豊かに暮らしていけるよう、今やるべきことを大きく17個の目標に分けたものです。

「誰一人取り残さない」をキーワードに世界共通の目標として2015年に国連で採択され、2030年までの達成を目指し、国や企業、団体、個人などによって取り組みが進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



協同組合の精神「一人は万人のために、万人は一人のために」と「誰一人取り残さない」というSDGsの行動理念はとても近いものがあります。SDGs目標一つひとつも協同組合の考えと共通するものが多いことから、JAグループでも2020年に取り組み方針を策定し、グループ全体で目標達成に向けて取り組んでいくことを決定しました。

JAえちご中越は、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員の皆さまの声に応えるとともに、自己改革の取り組みを通じて、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取り組んでまいります。さらに、わたしたちの事業や活動による多面的な影響にも配慮しながら、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新を図り、社会的役割を誠実に果たします。

JAえちご中越は、事業計画の目標達成を通じた、SDGsへの貢献を目指します。

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤として日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、改正農協法に基づき経営管理委員の過半数を認定農業者および認定農業者に準ずるものとする体制としています。なお、信用事業について常勤理事の中で専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

JA自己改革の取り組み



JAえちご中越は、総合事業の展開により「自己改革」を進めています。

私たちJAえちご中越は、「農業者の所得増大」「農業生産に拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げ、一定の成果を上げることを目指すとともに、農業・地域を支える組織として大きな役割を果たすべく、自己改革を進めていきます。

自己改革の取り組みについては、具体策を各事業年度の計画に盛り込んで進めており、その中でも主なものについては「自己改革工程表」としてまとめ、重点的に取り組んでいます。令和7年度の取り組みと進捗状況を次のとおり報告いたします。

これからも組合員の皆さまの声をお聞きし議論を深め、確かな方向性を見出す協同組合としての自己改革を進めていきます。

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への取り組み

1. 高品質なえちご中越米の生産に向けた営農指導とスケールメリットを活かした有利販売

消費者、実需から求められる高品質なえちご中越米生産に向けて、本店と地域とが連携した情報発信やLINE等を活用したタイムリーな情報提供を行いました。その結果、主力品目の1等級比率はコシヒカリ86.0%、こしいぶき83.8%と、猛暑と渇水に負けない米づくりを実践できました。

販売においても需要を的確に把握した有利販売により、過去最高の仮渡金を実現しました。

2. 園芸生産支援の拡大とトップセールス等の販売促進による園芸振興

令和7年度より策定した「JAえちご中越地域農業戦略・地域営農ビジョン」に基づいて各地域の重点品目を中心に産地の育成とブランドの維持・強化に向けた園芸生産の拡大に取り組みました。

園芸販売においては、天候や気温など気象要因の影響が大きく、計画を下回る取扱高となったものの、拠点市場へのトップセールスに加えて、更なる販路拡大に取り組み、販売先から一定の評価をいただくことができました。



3. ICTスマート農業機械の普及と農業DX化の推進によって生産性向上を後押し

農業者の生産性向上支援の取り組みとして、ICTスマート農業機械と栽培管理支援システム「ザルビオ」の導入を提案・推進しました。

地域農業応援積立金を活用した導入助成とザルビオを活用した営農指導会などを通じて普及推進を行い、スマート農業対応農機具の取り扱いが60台（計画対比120%）、新規ザルビオ連携会員数が23件（計画対比287%）と目標を上回る実績となりました。



重点目標		成果指標・目標値	
①主食用米1等級比率向上による手取り確保		令和7年度	令和7年度
対象者：米出荷生産者 売上増加効果		目標	実績
令和7年度	コシヒカリ：90.0%	90.0%	86.0%
	こしいぶき：90.0%	90.0%	83.8%
②園芸取扱高拡大による手取りの向上		令和7年度	令和7年度
対象者：野菜・果実生産者 売上増加効果		目標	実績
令和7年度	野菜・花卉等：13.5億円	13.5億円	13.4億円
	果実：17.3億円	17.3億円	12.4億円
③肥料の直送・自己取り等による生産コスト低減		令和7年度	令和7年度
対象者：肥料・農薬購入者 コスト削減効果		目標	実績
令和7年度	直送数量：245,000袋	245,000袋	257,000袋
	自己取り：160,000袋	160,000袋	168,000袋
	低コスト肥料供給：165,000袋	165,000袋	145,000袋
④農業融資相談の充実		令和7年度	令和7年度
対象者：農業生産者		目標	実績
令和7年度	農業融資新規実行額：20億円	20億円	25億円
⑤ICTスマート農業機械の普及		令和7年度	令和7年度
対象者：生産組織を主体とした担い手経営体		目標	実績
令和7年度	スマート農業対応農機具取扱台数：50台	50台	60台
⑥農業DX化の推進		令和7年度	令和7年度
対象者：生産組織を主体とした担い手経営体		目標	実績
令和7年度	ザルビオ連携会員数：8件(新規会員)	8件	23件

「地域の活性化」への取り組み

1. 青年部・女性部組織等と連携して豊かな地域づくりに向けた活動を展開

JAえちご中越は、地域の豊かな暮らしの実現を目指す「くらしの活動」に取り組んでいます。

なかでも、青年部・女性部組織と連携して取り組んでいる食農教育活動においては、地域の次世代を担っている子供たちへ食と農の大切さを伝えるべく管内の保育園、幼稚園、小学校へ出前食農教室や農業体験活動などを実施しています。

令和7年度は初の取り組みとして7月27日に食農教育「わくわくキッズアドベンチャー」を開催するなど、食農教育活動開催回数191回（計画比106%）となりました。



JA自己改革の取り組み

2. 生産者と消費者、JAと地域をつなぐJA農産物直売所

管内に5店舗あるJA農産物直売所は、品ぞろえの充実やイベントの開催、生産者による対面交流販売等に精力的に取り組み、毎年来店者数を大きく伸ばしてきております。

令和7年度においては来店者数は119万人（計画比99%）でしたが、旬農産物イベント等の開催回数は339回（計画比102%）、生産者対面販売の実施回数197回（計画比197%）、販売高は26.9億円（計画比112%）と計画を上回る結果となりました。

今後もJA農産物直売所は地産地消を通じた交流拠点として地域に不可欠な存在を目指して取り組んでまいります。



重点目標	成果指標・目標値	
①くらしの活動の展開 ・食農教育活動開催回数 ・健康増進活動参加人数	令和7年度目標	令和7年度実績
	180回 1,600人	191回 1,542人
②直売所を拠点とした消費者との交流・地域の活性化 ・直売所来店者数（5店舗合計） ・旬農産物イベント・料理教室等の開催 ・生産者対面交流販売の実施	令和7年度目標	令和7年度実績
	120万人 330回 100回	119万人 339回 197回

「経営基盤の確立・強化」への取り組み

旬の情報を組合員、地域の皆さまにお届けする公式LINEの運用を開始

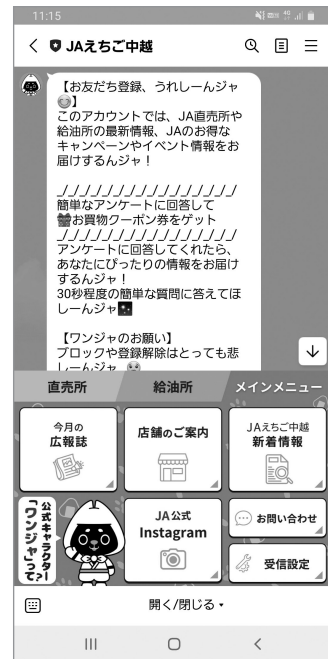
旬のイベントやお得なキャンペーンなどの情報を皆さまにお届けすべく、令和7年6月より公式LINEの運用を開始いたしました。

令和7年度は登録者数約9,200件（計画対比306%）と目標を大きく上回るご登録をいただきました。ご登録いただいた皆様のご期待に応えられるように、今後も様々な情報を提供していきたいと考えています。

まだ登録されていない方がいらっしゃいましたら、下記のQRコードよりご登録をお願いいたします。



JAえちご中越



重点目標	成果指標・目標値	
①収支改善に向けた直売所の運営高度化と生産性向上 (直売所5店舗合計の取扱高)	令和7年度目標	令和7年度実績
	24.0億円	26.9億円
②営農経済事業の成長・効率化	令和7年度目標	令和7年度実績
	プログラムの実践と進捗管理	プログラムの実践と進捗管理
③LINE公式アカウントの登録者数拡大(総登録者数)	令和7年度目標	令和7年度実績
	3,000人	9,200人
④組合員数の維持(正・准組合員総数)	令和7年度目標	令和7年度実績
	73,500	72,049

「組合員との対話・意思反映」に向けた取り組み

准組合員の意見にも耳を傾け、地域に根差したJAを目指します

准組合員は年々増加傾向にあります。JAえちご中越では准組合員を「地域農業の応援団」と位置付け、ワンジャーランドフェスでのアンケートや意見交換会を実施いたしました。意見交換会は各地区の支店にて行われ、准組合員に向けた情報提供のあり方やJAの事業に関して貴重なご意見をいただきました。

地域に根差した、なくてはならないJAを目指して、いただいたご意見、ご要望は今後の事業活動の参考とさせていただきます。



項目	令和7年度目標	令和7年度実績
①組合員への訪問・対話(訪問頻度・戸数)	毎月 42,500 戸	毎月 39,358 戸
②集落座談会等(延べ出席人数)	4,000 人	3,936 人
③正組合員・農業者向け営農会議・意見交換会等(開催回数)	200 回	301 回
④准組合員向け意見交換会(開催回数)	22 回	22 回
⑤広報モニター(紙面評価:5点満点)	平均 4.0 点以上	平均 4.0 点

令和7年度の業績と経営内容

当期の業績について

令和7年度は、合併3年目として、組合員・利用者から合併によるメリットを感じていただき、「信頼され、選ばれ、必要とされる」JAえちご中越を目指すとともに、「農業の発展と組合員・地域の夢の実現」に向けて、持続可能な農業の実現、地域の活性化、経営基盤の確立・強化に取り組んでまいりました。

この結果、組合員をはじめ多くの皆さまからご利用いただき、以下の成果を挙げることができました。

経常利益、当期利益について

各事業の利益拡大を図りながら、経費節減に努め、事業利益は53百万円、経常利益は6億円となり、最終的な当期剰余金は4億45百万円となりました。

事業利益・経常利益・当期剰余金

(令和8年1月31日現在)

	事業利益	経常利益	当期剰余金
令和7年度	53百万円	600百万円	445百万円

信用事業

●貯金業務

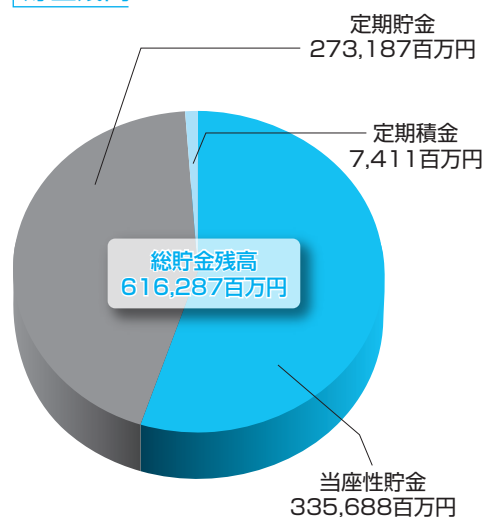
特別金利の定期貯金「おにぎり」や農産物直売所商品券付「ワンジャフル」などのお得な貯金商品を多くの方にご利用いただきました。

また、営業担当者と窓口担当者を中心に組合員、地域の皆さまへJAバンクのお役立ち情報をお届けした結果、令和7年度の総貯金残高は、6,162億87百万円となりました。

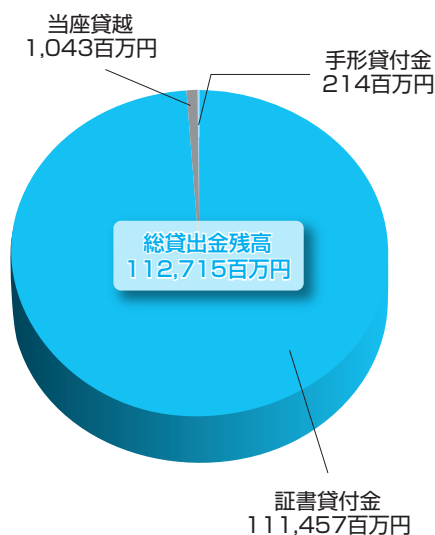
●貸出業務

住宅ローン、マイカーローンをはじめとした魅力的な金利水準の商品提示や農業者の資金需要に応じた商品ラインナップの拡充、担い手農家や農業法人への継続的な訪問活動により、総貸出金残高は1,127億15百万円となりました。

貯金残高

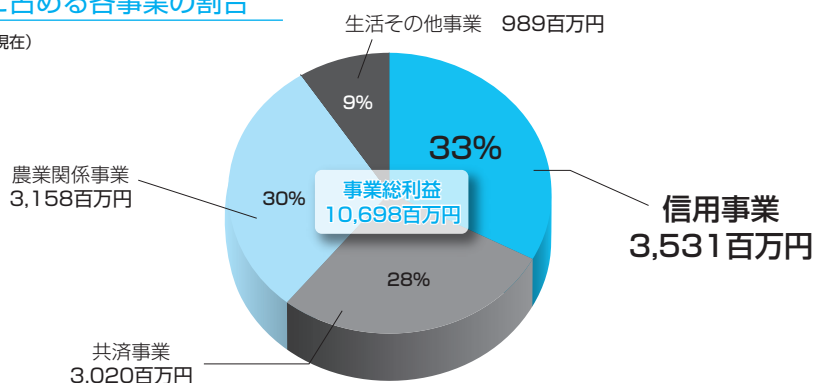


貸出金残高



事業総利益に占める各事業の割合

(令和8年1月31日現在)



共済事業

組合員、利用者の皆さまへ万全な保障を提供するためのあんしんチェック活動や営業担当者、窓口担当者を中心とした積極的な提案活動に取り組んだ結果、長期共済の新契約実績は698億円となりました。

また、本店および各支店に配置された安心サポーターによる迅速な現場急行サービスを行い、事故発生時の不安の解消と安心の提供に努めました。

農業関連事業

生産購買事業では、大口利用奨励の実施など生産コストの低減に取り組み、取扱実績は114億2百万円となりました。

米穀販売は令和6年からの米不足の影響による集荷量の減少を受け、234億41百万円の取扱実績となりました。

園芸販売は果実や枝豆など主要品目のトップセールスにより25億78百万円、直営農産物直売所では、受託販売品と買取販売品を合わせて26億89百万円の取扱実績となりました。

農業関連施設（育苗センター、カントリーエレベーター、ライス・シードセンター、園芸関連施設等）の利用は20億85百万円、加工事業（もち・精米）は13億85百万円、その他事業（農地利用調整、酪農ヘルパー、税務記帳代行）は1億64百万円となりました。

営農指導事業

部門間・メーカー連携により、農業者に有益な情報提供ときめ細やかな相談活動に取り組みました。

また、ザルビオ導入説明会や研修会、ドロ

ーン可変施肥による施肥指導会を開催し、スマート農業の普及拡大に努めました。

生活関連事業

生活購買事業では、生活資材の共同購入、地元消費者への精米販売、家庭用燃料の供給などを進め、25億49百万円の取扱実績となりました。

葬祭事業、パストラル長岡（宴会、貸会場等）、旅行事業では、定期的な研修や資格取得を通じた接客サービスの向上に取り組み、11億64百万円のご利用をいただきました。

その他事業（宅地等供給、ふるさと納税、介護・福祉）は12億16百万円のご利用をいただき、利用者のニーズに合わせたサービスの提供に取り組みました。

総務管理部門

J A 公式LINEをスタートし、情報発信を通じてJ Aの認知度向上とJ Aファンの拡大に努めました。

第1次中期3ヵ年経営計画の確実な実施を図るため、各施策の進捗状況について適切な管理を行いました。

組合員との対話・意思反映に向けた取り組みとして、ワンジャーランドフェスでのアンケートや准組合員向け意見交換会を実施し、准組合員のJ A運営参画に向けた仕組みづくりに取り組みました。

財務の健全性



金融機関を取り巻くリスクは、一層多様化・複雑化しています。そのため経営の健全性を堅持するために、資産内容の点検につきましては、厳格な自己査定を実施しながら、様々なリスクに対応し健全化に努めています。

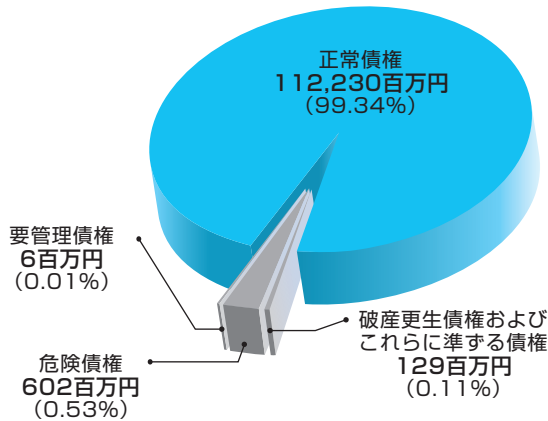
金融再生法開示債権の状況

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する不良債権情報です。金融機関の不良債権比率を比較する際に一般的に用いられるもので、開示の範囲は貸出金のほか、債務保証見返、未収利息など金融関係の与信債権全般です。

当JAにおける金融再生法開示債権は、債権額に占める割合では、**0.65%**と極めて低水準となっています。

金融再生法開示債権の債権額に占める割合

(令和8年1月31日現在)



用語解説

債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

●破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

下記の「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(令和8年1月31日現在)

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破 産 更 生 等 債 権	129	15	86	27	129
危 険 債 権	602	259	187	155	602
要 管 理 債 権	6	0	—	0	1
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	6	0	—	0	1
小 計	738	275	274	183	732
正 常 債 権	112,230				
合 計	112,968				

自己資本の状況



当JAの出資金や積立金等の内部留保をベースとした「自己資本」。その充実度を示す「自己資本比率」においても、高い水準を維持しており、安全かつ信頼性の高いJAとして評価を得ております。

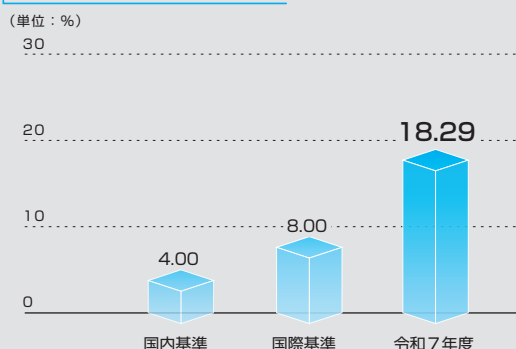
自己資本比率^(単体) **18.29%** は、
国内・国際基準を大きく上回っています。

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は**18.29%**となりました。

自己資本比率（単体）

(令和8年1月31日現在)



経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は組合員皆さまからの出資のほか、利益剰余金等で構成されています。

当JAは、組合の経営の健全性を判断するための基準（金融庁・農林水産省告示）に基づき、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に取り組んでいます。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

普通出資による資本調達額

(令和8年1月31日現在)

項目	内容
発行主体	えちご中越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,677 百万円

税効果資本について

当JAにおいては、不良債権処理に伴う繰延税金資産は、回収可能性をより厳しく判断し計上しておりません。これにより、税効果資本への繰入も行っておらず、自己資本比率への影響はありません。

用語解説

●自己資本比率

リスクに応じて計算された資産（リスク・アセット）に対する自己資本の割合のこと。経営のパロメーターともいえる自己資本比率が高ければ高いほど良いとされています。金融業務を行う場合、国内基準は4%以上、国際統一基準は8%以上の自己資本比率が必要とされています。

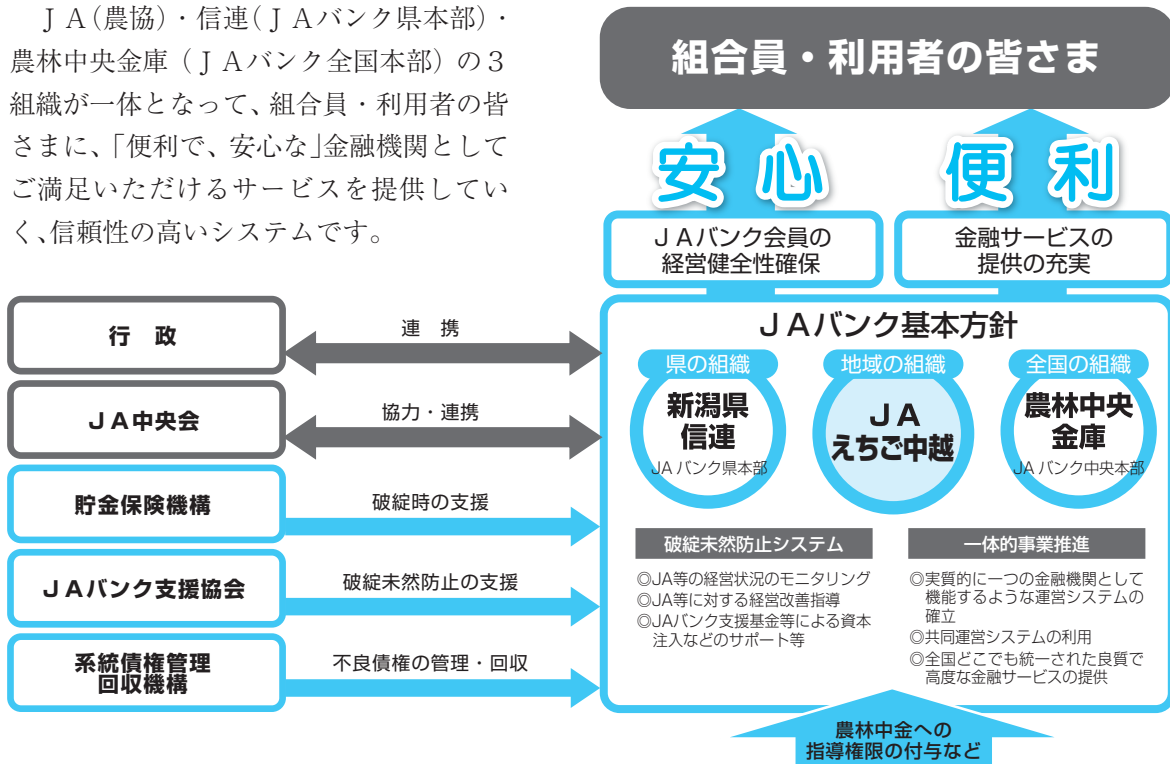
信頼と安心の理由



当JAは、JAバンクの全国ネットワークを生かして、安心して信頼でき、ご満足いただけるサービス提供を心掛けております。融資専門窓口の「ローンセンター」をはじめ、専門性を高めた渉外体制、年金・ローンなど各種相談会の実施など利便性の拡充に努めております。

あんしんバンクの理由は「JAバンクシステム」

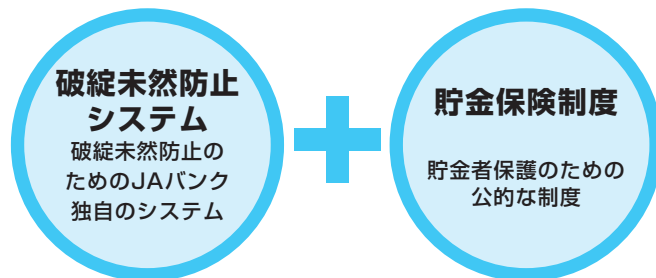
JA(農協)・信連(JAバンク県本部)・農林中央金庫(JAバンク全国本部)の3組織が一体となって、組合員・利用者の皆さまに、「便利で、安心な」金融機関としてご満足いただけるサービスを提供していく、信頼性の高いシステムです。



再編強化法・・・(農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律)

「防止」と「保護」2つの制度で守る JAバンク・セーフティネット

JAバンクの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られており、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしています。



JAバンクの全国機関「農林中央金庫」の格付け

JAバンクシステムの運営を担っている農林中央金庫は、世界的に権威のある格付け機関である「スタンダード&プアーズ社」と「ムーディーズ社」から高い評価を得ています。

(令和7年9月30日現在)

格付け機関	格付け種類	ランク
スタンダード & プアーズ社	長期債務格付	A
	短期債務格付	A-1
ムーディーズ社	長期債務格付	A1
	短期債務格付	P-1

コンプライアンス体制（法令等遵守）



当JAは、地域の多くのお客様から大切な財産をお預かりし、安全でかつ健全に運用しながら、地域社会を支え発展させていく重要な役割を担っております。JA役職員一人ひとりが、法令等遵守のために行動指針に基づき、日常の業務活動を通して地域の皆さまとの信頼関係を築いております。

コンプライアンスへの取り組みについて

企業経営のあり方そのものが社会から強く問われている現在、お客様をはじめ社会全般からの信用と信頼関係が生命ともいえる金融機関にとって、コンプライアンスへの積極的な取り組みは、その組織の存立基盤を確保するといっても過言ではありません。

当JAでは、年度当初コンプライアンスプログラム（法令等遵守実行計画）を作成し、それぞれの部門部署において、必要な業務知識を習得することはもちろんのこと、法令、定款、規程、規則、手続等の理解を促進しています。四半期ごとにコンプライアンスの取り組み状況を理事会・経営管理委員会へ報告し、情報の共有と事件・事故・トラブルの未然防止に全力を傾注しています。

経営の健全性のキーワード



資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつも使える余裕資金をどのくらい保有しているかです。破綻した金融機関の場合、極端に貸出金の割合が多く、預け金（余裕資金）が少ないところが多いようです。



自己資本比率

経営の健全性の客観的指標です。自己資本比率は高いほうが健全性が高いといえます（国内基準4%以上、国際統一基準8%以上が求められています）。



不良債権

貸出金等のうち約束通りの返済がされず、回収が不能になる可能性が高い債権のことです。不良債権が回収できなければ利益で穴埋めしなければならない状況になり、経営状態に悪影響を及ぼします。



経常利益

1年間の事業で発生した利益です。経常利益の推移を見れば事業がうまくいっているかどうか確認できます。また、経常利益の前段階で貸倒引当金等の引当金が十分に引き当てられていることが前提です。



経営姿勢

その企業や組織の経営理念や社会的な貢献活動に共感もてるかどうか重要です。真摯な経営姿勢は何よりも重要です。

JAえちご中越の場合

（令和8年1月31日現在）

貸出金 **1,127** 億円に対し、
預け金は、**4,331** 億円です。

自己資本比率(単体)は、
18.29%と高い水準です。

不良債権比率は、
0.65%と低水準です。
(金融再生法開示債権ベース)

経常利益は、
600 百万円です。

組合員や利用者への貢献、豊かな地域づくりが経営姿勢です。

※詳しくは、p19以降の地域貢献活動をご覧ください。

リスク管理の状況



金融の自由化や情報技術の進展により、金融機関が抱えるリスクは複雑化・多様化しております。このような環境の下、リスクの把握と適切にコントロールできる管理態勢の構築が必要であります。当JAでは、「総合リスク管理方針」を定め、それに基づく「総合リスク管理委員会」を毎月開催しています。部署単位に発生するリスクはもとより、当JA全体に係るリスクを総合的に管理し、一層の経営の健全性確保に努めております。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により貸出金等の債権回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、融資部門と審査部門を分離し内部けん制を図りながら厳正な審査に努めています。また、既往大口貸出先については経営状況の把握に努め、その状況を理事会・経営管理委員会に定期的に報告しております。

一方、決算半期毎に全ての資産の査定・評価を行っています。特に貸出金は貸出先毎に貸出内容の再チェックを行い、債権の健全性の判断を融資部門・審査部門・監査部門で検証し、引当の必要性等を検討し財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場環境の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスクや価格変動リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクであり、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクをいいます。

当JAでは、ALMを基本に、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

また、有価証券運用にあたっては、市場動向や経済見通しなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、「総合リスク管理委員会」のなかで、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になり損失を被るリスク（資金繰りリスク）、あるいは市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

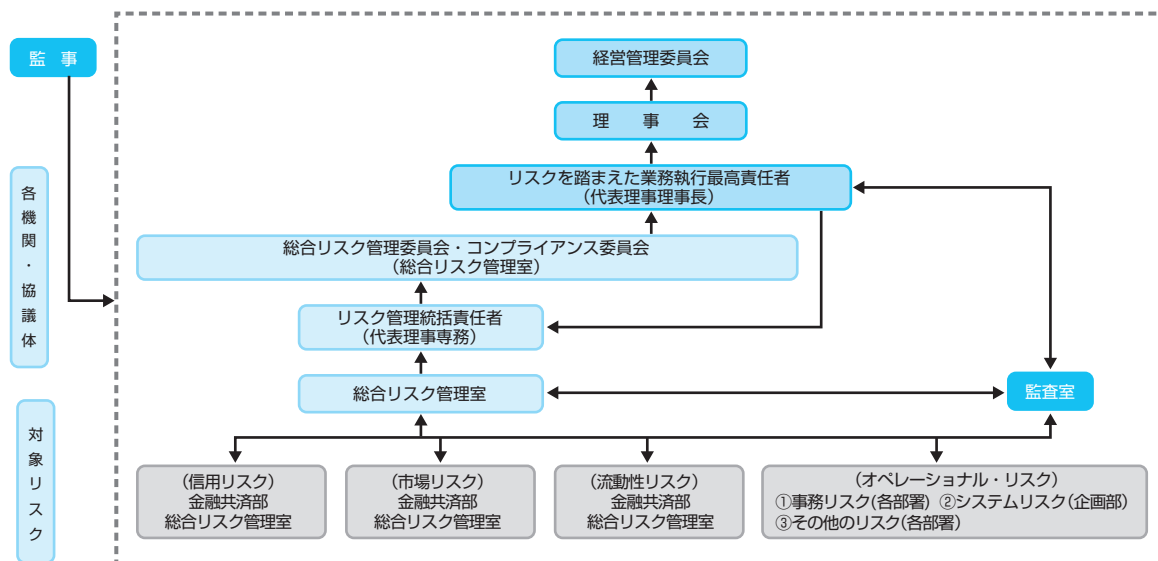
当JAでは、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、役職員による事務ミス、あるいは事故・不正等を起こすことによりJAが損失を被るリスク（事務リスク）、あるいはコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴いJAが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、内部統制業務フロー等を整備し、それに基づく内部監査・自店検査、運用状況の有効性評価等を実施し事務リスクの削減に努めています。また、情報セキュリティ基本方針等に基づき、適切なサイバーセキュリティ対策を講じております。

JAえちご中越リスク管理体制 (令和8年1月31日現在)



マネー・ローダリング等への対応

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

金融ADR制度への対応

①苦情相談の対応

当JAでは、苦情相談の対応として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

●苦情等受付窓口

(金融に関すること)	本店 金融共済部 金融課	電話：0258-35-1306
	JAバンク相談所	電話：03-6837-1359
(共済に関すること)	本店 金融共済部 共済業務課	電話：0258-35-1309
	JA共済相談受付センター	
	(JA共済連 全国本部、電話：☎0120-536-093)	
(総合受付窓口)	本店 総合リスク管理室	電話：0258-35-1392
	<受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）>	

②紛争解決の対応

当JAでは、紛争解決の対応として、次の外部機関を利用しています。直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

<信用事業>

東京弁護士会紛争解決センター (03-3581-0031)	第二東京弁護士会仲裁センター (03-3581-2249)
第一東京弁護士会仲裁センター (03-3595-8588)	新潟県弁護士会示談あっせんセンター (025-222-5533)

注) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

(1)現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議等により、共同して解決にあたります。

(2)移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停・移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

<共済事業>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html	一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 https://www.jibai-adr.or.jp/
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター https://n-tacc.or.jp/	公益財団法人 交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html	

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、各外部機関のホームページをご覧ください。

BCP(事業継続計画)について

当JAは、社会的責任のある地域金融機関として、災害時においても最低限の金融サービスを提供すると共に、災害地等における地域の皆さまの生活や経済活動の維持に資するよう努めます。

金融商品に関する勧誘方針等



J A えちご中越では、関連法令および関係するガイドライン等に基づき、お客様とのお取引を適切に運営・管理するための方針並びに体制を定めております。また、犯罪の未然防止に努めるとともに、社会的信頼の向上に努めてまいります。

金融商品に関する勧誘方針

当 J A は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、全役職員が以下の事項を遵守し、組合員・利用者の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めております。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や該当商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当 J A は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでおります。

1. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 理事長以下、関係役員・部長等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

当組合では、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成によるライフプランの実現や、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 金融商品

当組合は、組合員・利用者の皆さまのライフイベントに伴うニーズの変化に的確にお応えできるよう、貯金、ローン、投資信託等をはじめとする最適な商品・サービスを提供いたします。

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さま一人ひとりの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じた、組合員・利用者の皆さまの想いにお応えできる商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。
- ② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- ③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

(2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの保障等に関する知識、加入目的、ご年齢や家族構成、資産状況等に応じた、組合員・利用者の皆さまの想いにお応えできる共済仕組みをご提案いたします。
- ② 組合員・利用者の皆さまに保障内容を十分ご納得・ご満足いただけるよう、ご提案段階から丁寧なご意向の確認を実施するとともに、保障のご加入に関する重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報をご提供します。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
- ③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご子息等の同席をお願いするなど、ご家族も含めたなかでご意向の確認を実施し、より丁寧かつ分かりやすい説明対応に努めます。
- ④ ご加入後においても、営業担当者を中心とした、きめ細やかなアフターフォロー活動を実施し、ライフイベントに応じた必要な情報提供を行うとともに、共済金等のご請求およびお支払いなどの各種お手続きにおいても、正確かつ迅速な対応に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、研修による指導や資格取得の励行を通じて高度な専門性を有し、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者の皆さまの期待や想いにお応えできる態勢を構築します。また、組合員・利用者の皆さまの「声」を大切に、業務改善やサービス向上につなげるとともに、お客さま本位の行動が組織として浸透するよう、本方針の実効性確保に継続して取り組みます。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み方針

当JAは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢整備のうえ、本ガイドラインを遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

個人情報保護方針



当JAは、組合員・利用者等の個人情報をお預かりしておりますが、これらの情報に関しては、適切な管理に関する各種の規定を定め、漏えいの防止等を含む厳格な管理を実施しております。また、プライバシーに関する情報についても守秘義務の徹底を図るとともに、研修などを通じて役職員に周知・徹底を図っていきます。

1. 取り組みの方針について

個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的について

個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

3. 適正な取得について

個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置について

取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

5. 仮名加工情報および匿名加工情報の取り扱いについて

仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供について

法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱いについて

ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務執行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等への対応について

保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

9. 苦情窓口について

取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善について

個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【お問い合わせ窓口】

えちご中越農業協同組合 総合窓口(総合リスク管理室) **0258-35-1392** 受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

各種基本方針並びに体制等については、当JAホームページ上で公開しております。詳細は下記サイト内に掲載しております。

JAえちご中越ホームページアドレス：<https://www.ja-chuetsu.or.jp>

社会的責任（CSR）と地域貢献活動



当JAは、組合員を基盤とする「協同組合金融機関」として同時に、「地域金融機関」として広く地域社会の発展と、地域の皆さまの豊かな暮らしに貢献することを使命としております。身近で頼れるパートナーとして、皆様のお役に立てる様々な活動を展開しております。

社会の一員として、できること

社会貢献活動として、JAの使命である「日本の食と農業を守る」ための諸活動をはじめ、地域社会と身近に、ふれあい・支え合い・助け合う、様々な活動を通して、明るく活気に満ちた地域づくりに貢献します。

特殊詐欺被害を未然に防止

詐欺被害の未然防止に貢献したとして、令和8年1月27日に長岡北支店、日越支店、見附西支店、こしじ支店が職員表彰されました。今後も地域社会の一員としての責任を果たすべく、お客様へ気を配り、防犯・被害防止に努めてまいります。



地域の催事へ積極的に参加しています

地域に根差したJAを目指して、当JA管内の各地域で開催される祭りや行事に積極的に参加しています。「長岡まつり」や「ぎおん柏崎まつり」等の民謡流しに職員も参加するなど、地域の皆さまとの交流や、地域の活性化と伝統文化の支援に取り組んでいます。



未来を担う子どもたちをえちご中越米で応援

JAえちご中越青年部柏崎地区は新潟県フードバンク連絡協議会が取り組む「子どもの未来応援プロジェクト」へ、毎年管内米を寄贈しています。

ひとり親家庭などの支援の必要とする人たちへ管内の農産物を届けたいとの思いから、旧JA柏崎時代から継続して取り組んでいます。



地域で子どもたちを守ろう こども110番活動

当JAでは、地域の子どもたちを事件・事故から守る取り組みの一環として、各地域の支店窓口を中心として「こども110番活動」の事務所を設置しています。

事務所の入り口に黄色いのぼりを掲げて、万が一の際に子どもたちが逃げ込める体制を整備することで、犯罪の未然防止に努めています。



社会的責任（CSR）と地域貢献活動



やっぱり国産農畜産物・みんなのよい食プロジェクト

日本の農家とJAグループは、生産者も消費者も一緒になって「よい食」を作り、選ぶ、考える「みんなのよい食プロジェクト」を全国規模で展開しています。子どもたちの、日本の未来を作る「食」を見つめ直す運動として、地域ぐるみで取り組んでいます。

環境を守り、食を育む

農業を通じて環境を保全し、次世代を担う子どもたちや地域の皆さまとともに、昔から培われてきた「食」と「農」の風土を学びながら、生命と故郷を守る心を育てていきます。

「難関突破米」で受験突破を応援!!

当JA管内の中学校62校の3年生4,139人になんかん地区のオリジナルブランド米「難関突破米」を寄贈しました。

「難関突破米」は特別栽培米コシヒカリを通常よりも大きな目のふるいで選りすぐったお米を神社にてご祈禱した「祈願米」で、ふるいから落ちなかったお米としてゲン担ぎに喜ばれています。“食べるお守り”で様々な難関を乗り越えられるよう、応援しています。



食農教育で食と農の大切さを伝える

次代を担う子どもたちへ食と農の大切さを伝える活動を、関係組織と連携しながら実践しています。

令和7年は食農への興味関心を高める目的で、食農教育ワークショップ「わくわくキッズアドベンチャー」をパストラル長岡で初開催しました。

また、当JA管内の小学校にて田植え授業や野菜の栽培支援、収穫体験授業や農業について楽しく学ぶ「出前食農教室」を行うなど、幅広い活動を展開しています。



「門出米」で卒業生の門出を祝福

当JA管内の柏崎市、出雲崎町にて卒業生714人に「門出米」を贈呈しました。「門出米」は柏崎市高柳町の門出集落で収穫されたコシヒカリです。

「学び育った地域の自然、豊かな農産物を忘れずに頑張してほしい」との思いが込められています。



ワンジャーランドフェス 2025 開催

恒例の長岡農業まつりですが、令和7年度から「ワンジャーランドフェス」と名を改めて開催しました。

直営農産物直売所のほか、地元の農家グループや市内の各団体が数多く出店し、地域の皆さまをはじめ、1万4千人を超える方からご来場いただきました。



地域と人とのつながり

JAは、地域の皆さまと日々の活動を共にし、「地域と地域の絆」「人と人との絆」を深める懸け橋としての役割を担っています。

地域に協同の輪をひろげる 支店協同活動

組合員・利用者、地域社会とのより深い絆づくりのために、各支店・プラザ店が中心となり組合員をはじめ地域住民の皆さまとともに協同活動を行う取り組みです。地域の防犯パトロール、美化活動や交流イベントなどを通じて、協同の輪をひろげていきます。



地域とつながる「支店だより」とコミュニティ誌「ぎゅっと中越ふらす」

支店・プラザ店から、地域の情報やお知らせをお届けする「支店だより」と地域住民向けに旬の農産物やJAオススメ情報を発信する「ぎゅっと中越ふらす」を発行しています。

地域の皆さまにとって親しみのあるJAを目指して今年もいろいろな情報をお届けいたします。



JA えちご中越公式 LINE 新登場!

令和7年6月2日より公式LINEの運用を開始いたしました。

JAのイベントやお得情報など様々な情報を配信しておりますので、是非お友だち登録をお願いします。



社会的責任（CSR）と地域貢献活動

地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営改善および地域活性化のための取り組みを含む）

当JAおよびJAバンク新潟では、農業と地域社会に貢献するため、JAバンク新潟中期戦略に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

地域からの資金調達の状況

当JAの資金は、その大半が組合員や地域の皆さまからお預かりした「個人貯金」を源泉としております。また、皆さまの計画的な資産作りをお手伝いするため、ニーズにあわせた各種商品をお取り扱いしております。

貯金者別貯金残高

（単位：百万円）

区 分	令和8年1月末
組 合 員	476,786
地 方 公 共 団 体	31,235
そ の 他	108,265
合 計	616,287

注）農協法第10条第22項の規定により、組合員と同一の世帯に属する者および営利を目的としない法人の貯金については組合員に含めて記載しています。

地域への資金融資の状況

組合員や地域の皆さまなどからお預かりした資金は、組合員をはじめ地域の皆さまの暮らしや事業の設備投資などに必要な資金としてご融資しており、地域発展に寄与しております。皆さまに総合的なお取引をご提案しながら、今後も地域の皆さまへ積極的な資金供給を行ってまいります。

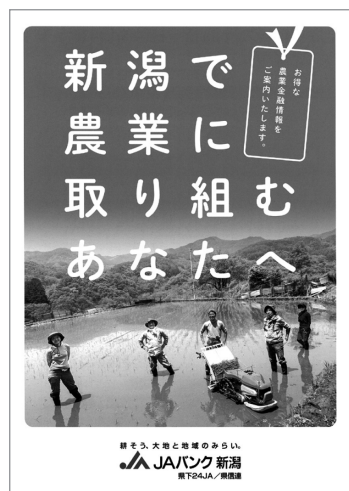
貸出先別貸出金残高

（単位：百万円）

区 分	令和8年1月末
組 合 員	103,187
地 方 公 共 団 体 等	8,635
そ の 他	892
合 計	112,715

注）農協法第10条第22項の規定により、組合員と同一の世帯に属する者または地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対する貯金または定期積金を担保とする貸出金については組合員に含めて記載しています。

農業メインバンク強化への取り組み



当JAでは、組合員である農業生産者の皆さまを経営面から支えるパートナーとして、「農業融資相談員」を配置しております。担い手支援資金（アグリ^{ファイ}V）や農機具ローンなど設備資金のご提案や、JAグループによる利子補給等の各種制度を活用しながら、地域農業のメインバンクとして安定した農業経営をサポートしております。

地域の皆さまのために（JAトピックス）

当JAでは、地域社会に対して様々な面から働きかけを行い、皆さまの暮らしに役立つ活動や情報提供を積極的に展開しております。

大切な年金を、より有利に、より楽しく

JAに年金振込のご指定をいただいている皆さま、これから年金受給を予定されている皆さまに大切な資金運用のご相談をはじめ、誕生日プレゼントや優遇定期貯金などの魅力あふれる特典をご用意しております。また、「年金友の会」活動を通じて、受給者同士の親睦や交流を深めていただける場を提供していきます。

●金利上乘せ商品

「ゆたか」

令和9年1月29日まで

「そだち」

令和9年1月29日まで



JAバンクキャッシュカードをお持ちの皆さまへ 便利なJAバンクATMをご利用ください

当JA管内の大型ショッピングセンター等に設置しているATMを含む全国のJAバンクATMでは、平日・休日、時間帯を問わず、入出金手数料が無料です。JAバンクのキャッシュカードをお持ちの客様はぜひJAバンクのATMコーナーをご利用ください。

また、セブンイレブン・ローソン等のコンビニATMでも7時～23時の間JAキャッシュカードをご利用いただけます。（詳しくは39ページをご覧ください。）

お支払いはJAカードでお得に 便利に

JA農産物直売所やJA-SS（給油所）でのお支払いにはJAカードがおすすめです。JA農産物直売所（青空市直売所を除く）では、ご利用代金の5%を、JA-SSでは1リットルあたり2円を割引した金額でご請求いたします。物価高の味方、お得なJAカードをぜひご活用ください。



多様なニーズにお応えできる 金融商品をご提案

お客様のライフスタイルやライフプランに合わせたJA独自の貯金・ローン・投資信託などの各種金融商品を取り揃え、組合員・利用者のニーズに合わせた商品をご提案いたします。

●金利上乘せ商品

相続定期貯金「かけ橋」 令和9年1月29日まで
退職者向定期貯金「みのり」 令和9年1月29日まで
（取扱期間内でも募集金額に達した日の翌々営業日をもって販売終了とします）

管内55カ所にJA共済代理店を設置

自動車共済と自動車賠償責任共済のご契約は、当JA管内の55カ所の代理店でもお取り扱いしております。

地域の皆さまのために（JAトピックス）

地産地消の拠点

JA農産物直売所へご来店ください

当JAは、「なじら～て関原店」「なじら～て東店」「青空市直売所」「ただいま～と」「愛菜館」の5つの農産物直売所を運営しております。旬の地場産野菜や果物、お米、手作りの加工品など豊富な品揃えで、安全・安心な農産物をお届けしています。また、各店舗でさまざまなイベントも随時開催中です。

生産者と消費者を結ぶJA農産物直売所にぜひご来店ください。



JAえちご中越公式オンラインショップ

「華むす日」で旬の特産品をご堪能ください

JAえちご中越の公式オンラインショップ「えちご産直 華むす日」では、えちご中越米や旬の野菜や果実などを全国に発送しています。また、「産直ブログ中越だより」では、旬の農産物のお役立ち情報が満載です。

なんかん地区の天果糖逸（てんかとういつ）ブランドの果物や管内の枝豆などは贈答用にも喜ばれています。



やすらぎ虹の会のご紹介

JAえちご中越グループ共通の葬祭会員制度「やすらぎ虹の会」をご紹介します。

子会社を含むJAえちご中越が運営する葬祭施設のご利用で割引特典を受けることのできるお得な会員制度になっており、入会金のみで追加の会費は発生しません。

詳しくは、お近くのJAえちご中越、(株)ジェイエイサービス柏崎、(株)JAなんかんサービスの葬祭施設へお問い合わせください。

Instagram・LINEでも耳より情報公開中!

JAえちご中越の公式Instagram・公式LINEでは旬の農産物やイベントなどの話題をお届けしています。

今後いろいろな情報を配信しますので、ぜひご覧ください。

＼公式SNSはこちら!／



JAの概況と事業のご案内

JAの概況

ページ

組織機構図	26
役員構成	31
職員数	31
地区	32
組合員数	32
主な組合員組織の状況	32
特定信用事業代理業者数	33
沿革・あゆみ	33

事業のご案内

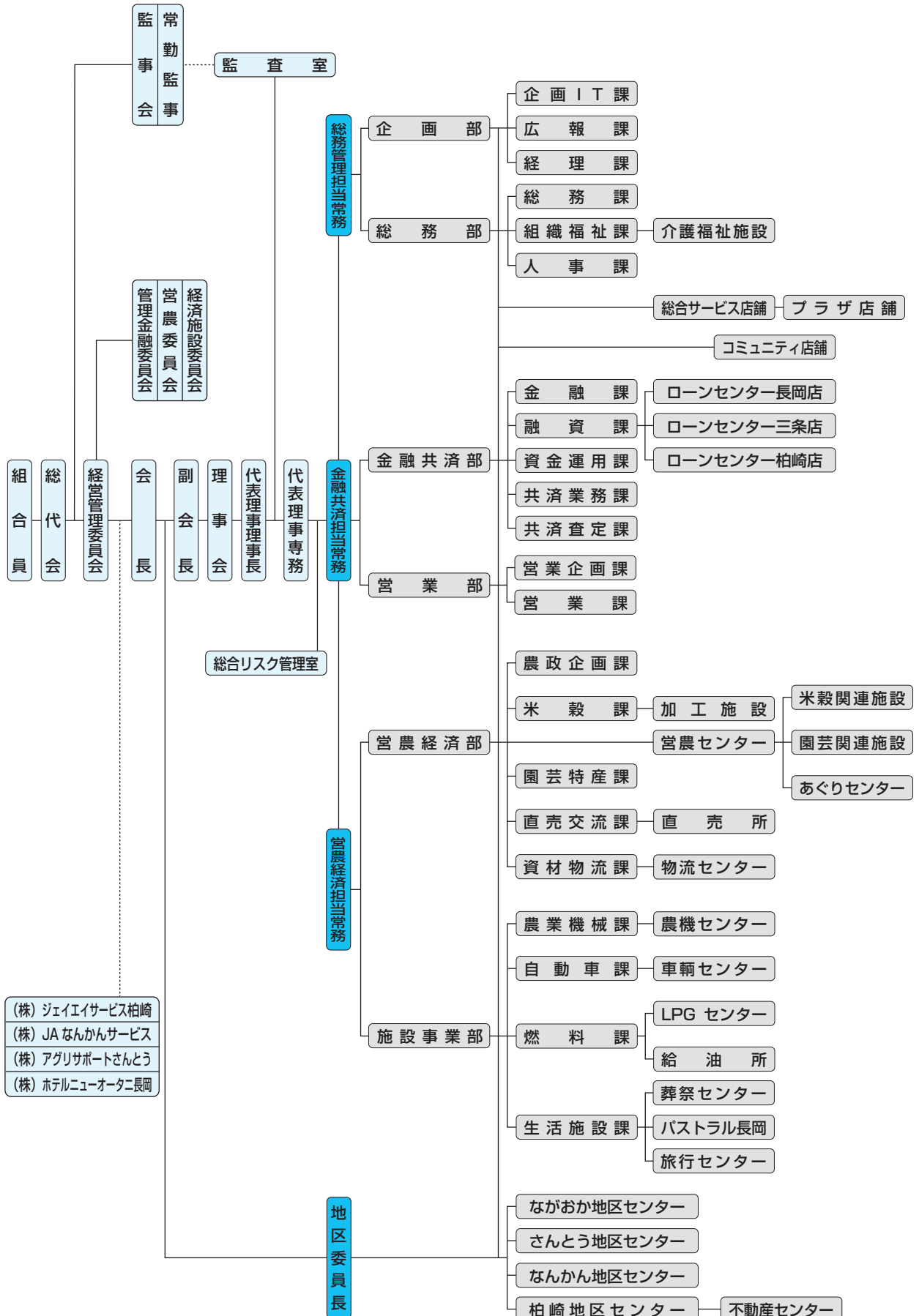
信用事業のご案内	34
貯金業務	34
国債や投資信託の販売業務（登録金融機関業務）	35
貸出業務	36
為替、その他サービス業務	38
ATMのご利用手数料	39
信用手数料	40
共済事業のご案内	42
他部門事業のご案内	47

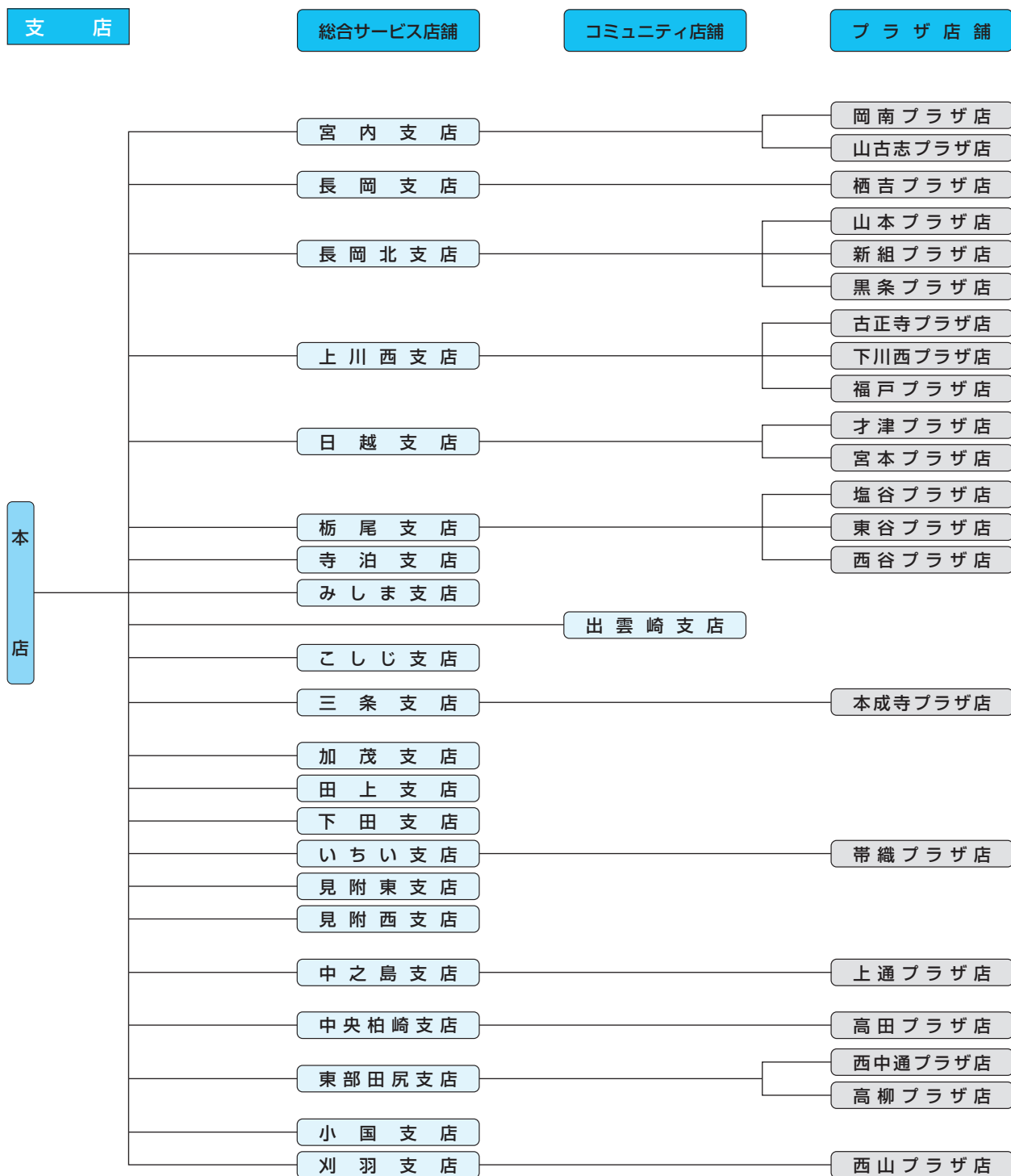
JAの概況

1. JAの概況

(1) 組織機構図 (令和8年4月1日現在)

本店





総合サービス店舗

地域の統括店として、フルライン（貯金・為替・融資・投資信託等）の金融・共済サービスの提供を行います。

コミュニティ店舗

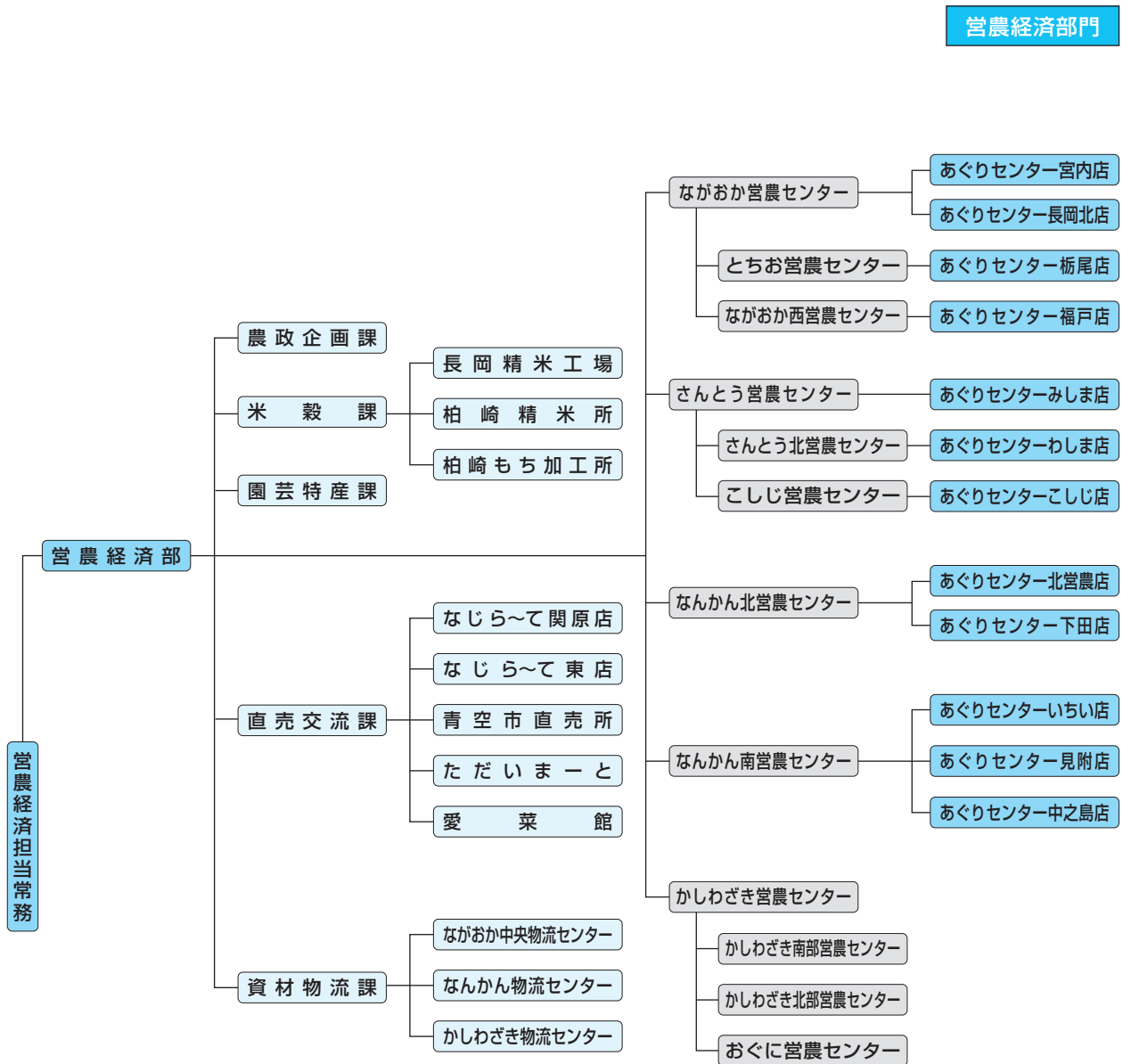
貯金・為替等に特化した限定的な金融サービスを提供し、対応できない業務は、本店・総合サービス店舗等と連携し対応します。

プラザ店舗

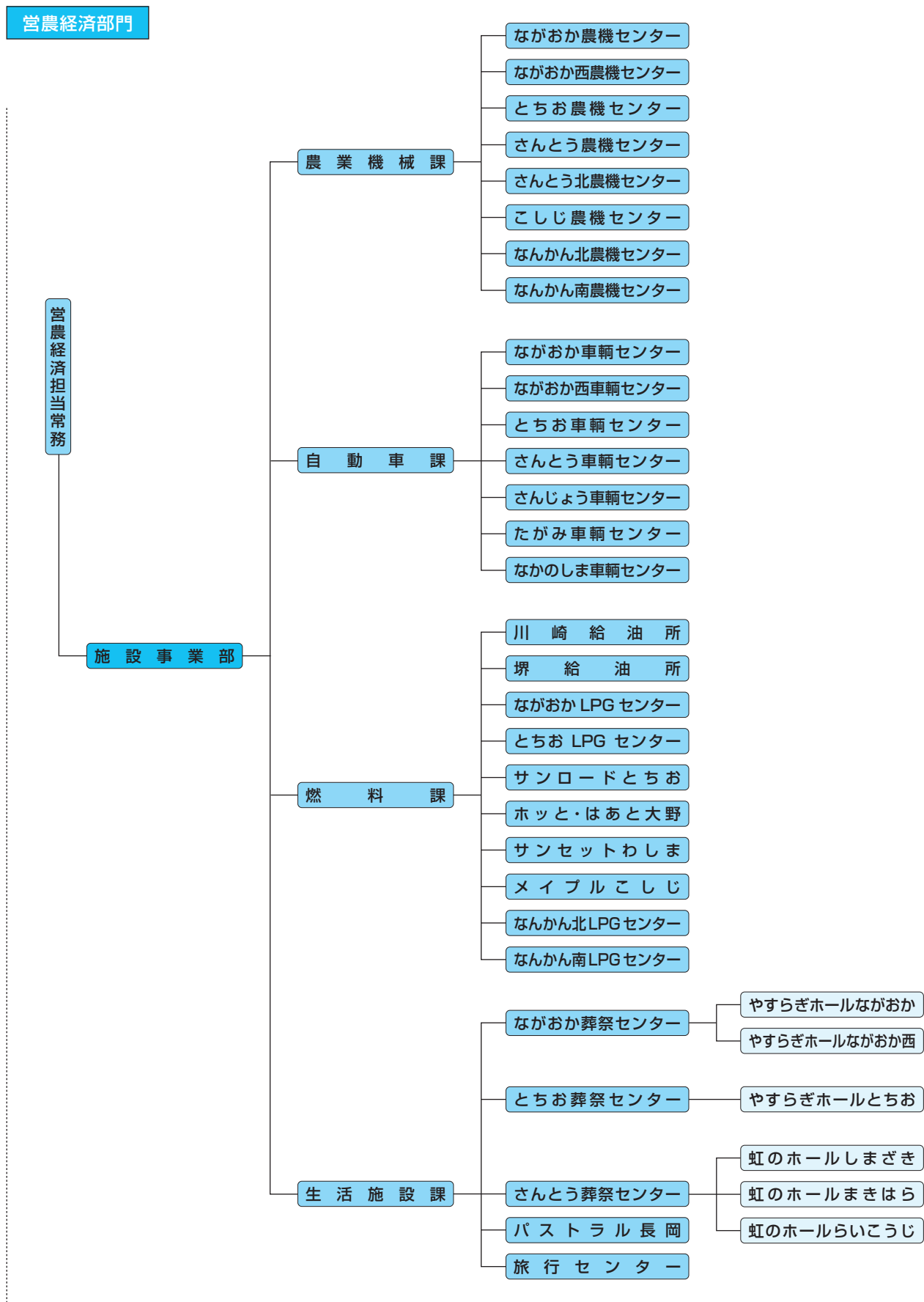
地域と組合員・利用者をつなぐ相談窓口として、各事業・サービス、活動に対しての相談・取次を行います。

（注）西中通プラザ店は令和8年5月31日に廃止となります。

JAの概況



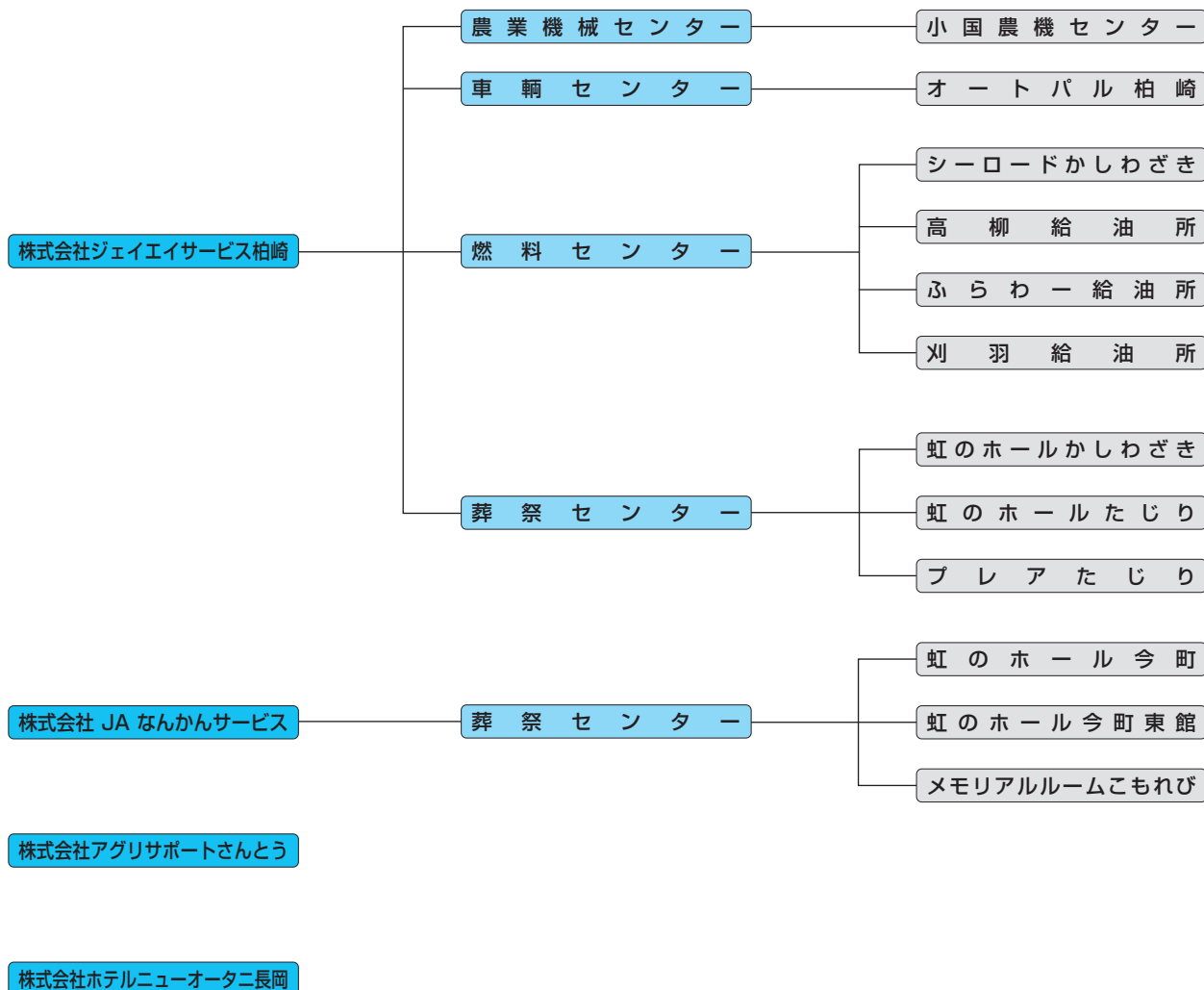
かしわざき営農センター、かしわざき南部営農センター、かしわざき北部営農センター、おぐに営農センターは資材店舗機能を有しています。



【子会社】※JA 本体事業と連携
 ・株式会社ジェイエサービス柏崎：農業機械、自動車、燃料、葬祭事業
 ・株式会社JAなんかんサービス：葬祭事業

JAの概況

子会社等



(注) 株式会社ホテルニューオータニ長岡は、令和7年7月1日付で株式会社コープビルより社名変更しております。

(2) 役員構成

(令和8年4月23日現在)

① 経営管理委員

役職名	氏名	備考
経営管理委員会会長	吉田 文彦	
経営管理委員	笠原 正広	
経営管理委員	押野見浅一	
経営管理委員	力間 利昭	
経営管理委員	土田 正人	
経営管理委員	河内 武彦	
経営管理委員	廣井 豊	
経営管理委員	品田 強	
経営管理委員	草間 隆徳	
経営管理委員	丸山 信昭	
経営管理委員	椿 一春	
経営管理委員	久保田 浩	
経営管理委員	田邊 定雄	
経営管理委員	竹内 正彦	
経営管理委員	稲田 博栄	
経営管理委員	角田 保彦	
経営管理委員	長部 正茂	
経営管理委員	山崎 政史	
経営管理委員	布施 学	
経営管理委員	勝沼 悦朗	
経営管理委員	味田 信雄	
経営管理委員	佐藤 敏	
経営管理委員	土田 晴夫	
経営管理委員	山田 喜良	
経営管理委員	坂詰 隆	
経営管理委員	布施 栄一	
経営管理委員	平澤 大輔	令和8年4月就任
経営管理委員	桑原かおり	青壮年選出
経営管理委員	佐藤 潤一	青壮年選出
経営管理委員	小林 雅	青壮年選出
経営管理委員	満保 芳司	青壮年選出
経営管理委員	高桑 佳子	女性選出
経営管理委員	高井 淳子	女性選出
経営管理委員	高橋 啓子	女性選出
経営管理委員	西山 雪江	女性選出
経営管理委員	高橋 司	生産者組織選出
経営管理委員	三沢 孝喜	生産者組織選出
経営管理委員	内山 正和	生産者組織選出
経営管理委員	馬場 義昭	生産者組織選出

② 理事

役職名	氏名	備考
代表理事理事長	山口 浩聡	実践的能力者
代表理事専務	丸山 健司	実践的能力者
常務理事	松浦 和彦	実践的能力者、総務管理担当
常務理事	大桃 富雄	実践的能力者、金融共済担当
常務理事	難波 英洋	実践的能力者、営農経済担当

③ 監事

役職名	氏名	備考
常勤監事	大倉 常栄	
監事	五十嵐 毅	
監事	清水 文晴	員外監事

<参考>

経営管理委員	39名	(うち女性5名)
理事	5名	(うち女性0名)
監事	3名	(うち女性0名)
役員就任年月	令和6年4月	
任期満了年月	令和9年4月	

注) 当組合は経営管理委員、理事および監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等が補償されるものです。

(3) 職員数

(令和8年1月31日現在)

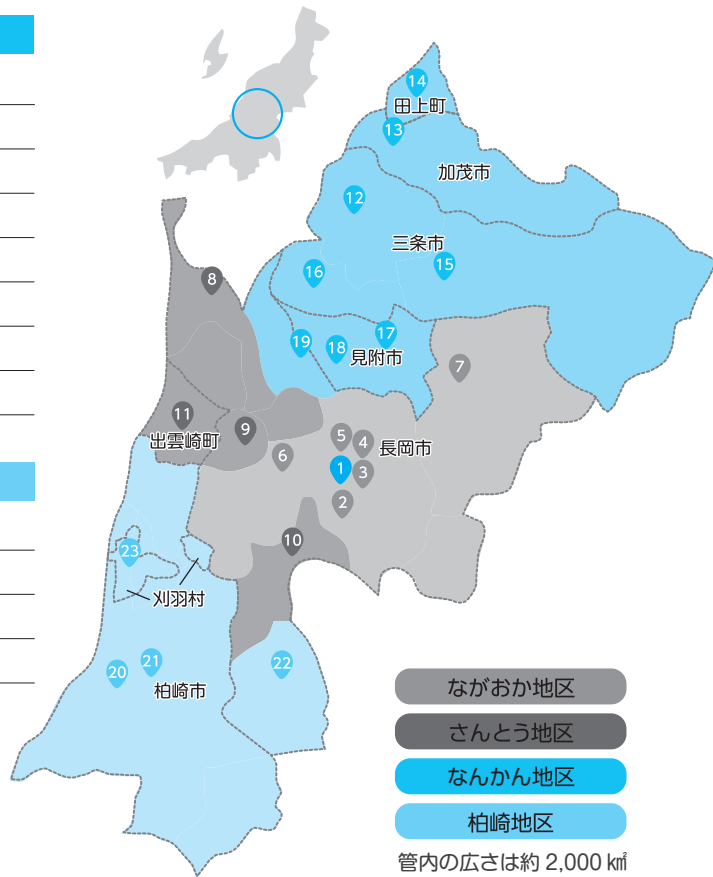
種別	令和7年度		
	男	女	計
一般職員	656人	607人	1,263人
営農指導員	144人	10人	154人
合計	800人	617人	1,417人
うち契約職員等	71人	158人	229人

注) 職員数には、期末退職者は含みません。

JAの概況

(4) 地区

1 本店	なんかん地区
なごか地区	
2 宮内支店	12 三条支店
3 長岡支店	13 加茂支店
4 長岡北支店	14 田上支店
5 上川西支店	15 下田支店
6 日越支店	16 いちい支店
7 栃尾支店	17 見附東支店
	18 見附西支店
	19 中之島支店
さんとう地区	
8 寺泊支店	柏崎地区
9 みしま支店	20 中央柏崎支店
10 こしじ支店	21 東部田尻支店
11 出雲崎支店	22 小国支店
	23 刈羽支店



なごか地区
さんとう地区
なんかん地区
柏崎地区
管内の広さは約2,000 km²
(大阪府、香川県と同規模)

(5) 組合員数 (令和8年1月31日現在)

種別	令和7年度	<参考>
正組合員	32,927	当期末正組合員戸数 26,816戸
個人	32,649	
法人	278	当期末准組合員戸数 28,706戸
准組合員	39,122	農家組合数 1,105組合
個人	37,826	
法人・団体	1,296	
合計	72,049	

(6) 主な組合員組織の状況 (令和8年1月31日現在)

地区等	組織名等	構成員数等
全地区	JAえちご中越年金友の会	32,867名
	JAえちご中越農産物直売所運営協力会	993名
なごか地区	越後なごか米エコ・5-5栽培組合	758名
	エコ・5-5 JGAP生産部会	6農場
	越後なごか水稲採種部会	15名
	カントリーエレベーター利用組合	255名
	人面ライスセンター利用組合	70名
	農業生産組織連絡協議会	50組織
	栃尾地域農業生産者組織連絡協議会	24組織
	園芸部会	239名
	畜産部会	9名
	青色申告会	500名
	JAえちご中越青年部なごか地区	208名
	JAえちご中越女性部なごか地域	288名
	JAえちご中越女性部なごか地域きらり	85名
	なごか地区労災保険特定農作業加入組合	93名
なごか地区労災保険指定機械作業加入組合	500名	

JAえちご中越さんとう新之助研究会	103名
さんとう地区あきだわら・にじのきらめき生産者部会	20名
さんとう地区五百万石生産者部会	182名
さんとう地区ゆきの精生産者部会	72名
さんとう地区越淡麗生産者部会	5名
さんとう地区契約栽培もち米生産者部会	97名
さんとう地区さつまいも部会	10名
なごか花ハス出荷組合	17名
かぼちゃ生産部会	17名
JAえちご中越さんとうえだまめ研究会	9名
寺泊農産物直売所部会	49名
青空市直売所部会	19名
寺泊花き生産部会	11名
ふれあい市直売所部会	8名
JAえちご中越さんとう花き生産組合	5名
たかね錦千秋楽部会	14名
さんとう地域 農業生産者会議	66名
コシヒカリ研究会	13名
JAえちご中越女性部さんとう地域	217名
さんとう地区労災保険特定農作業加入組合	46名
さんとう地区労災保険指定機械作業加入組合	86名

な ん か ん 地 区	にいがた南蒲地区農業生産組織連絡協議会	101 組織
	天果糖逸出荷販売協議会	285 名
	南蒲酪農部会	6 名
	南蒲原郡酪農ヘルパー利用組合	6 名
	南蒲原家畜人工授精師協会	13 名
	JAにいがた南蒲 青色申告会	672 名
	三条園芸振興協議会	18 名
	大島園芸振興協議会	82 名
	上須頃みどり会	6 名
	須戸生産組合	12 名
	加茂果樹部会	184 名
	くり栽培生産組合	18 名
	加茂市ビニールハウス栽培組合	6 名
	北潟野菜出荷組合	6 名
	加茂雪椿きのご組合	3 名
	下条たけのご組合	2 名
	須田地区果樹研究会	12 名
	加茂みょうが生産組合	3 名
	山島果実研究会	31 名
	いちご会	5 名
	田上町果樹組合	19 名
	田上町梅生産組合	15 名
	田上町施設園芸組合	9 名
	竹の子生産組合	23 名
	甘藷部会	18 名
	里芋部会	21 名
	ナルコラン部会	6 名
	新潟なんかん米推進部会	179 名
	いちい直播研究会	21 名
	いちい水稲育苗組合	6 名
	施設野菜生産組合	6 名
	泉ハウス組合	3 名
水稲採種組合	28 名	
見附東部地区栗栽培出荷組合	14 名	
営農研究会	13 名	
見附もち米生産組合	23 名	
見附ブドウ部会	11 名	
レンコン部会	4 名	
一般野菜部会	36 名	
花卉部会	13 名	
見附市直播研究会	7 名	
大口れんこん生産組合	60 名	
中之島にら栽培組合	13 名	
中之島園芸部会	21 名	
中之島肉牛部会	3 名	
中之島直売部会	41 名	
JAえちご中越青年部なんかん地区	60 名	
JAえちご中越女性部なんかん地域	251 名	
なんかん地区労災保険特定農作業加入組合	36 名	
なんかん地区労災保険指定機械作業加入組合	67 名	

柏 崎 地 区	農業生産法人協議会	56 組織
	カリフラワー生産部会	11 名
	枝豆生産部会	32 名
	玉ねぎ部会	20 名
	越後姫部会	3 名
	学校給食供給部会	21 名
	新道柿栽培組合	43 名
	別保農業振興会	15 名
	南部農業研究会	23 名
	柏崎八ツ頭栽培組合	4 名
	門出栗栽培組合	18 名
	小国畑作組合	21 名
	西山柿組合	7 名
	JAえちご中越青年部柏崎地区	54 名
	JAえちご中越女性部柏崎地域	344 名
	JAえちご中越女性部柏崎フレッシュミズの会	26 名
	柏崎不動産友の会	54 名
	かしわざき地区労災保険特定農作業加入組合	35 名
	かしわざき地区労災保険指定機械作業加入組合	182 名

(7) 特定信用事業代理業者数

代理業者はありません。

(8) 沿革・あゆみ

2021年 (令和3年)	8月	●中越地区JA合併協議会設立
	9月	●JAえちご中越合併予備契約調印式開催
2022年 (令和4年)	10月	●JA合併臨時総代会開催
	2月	●JAえちご中越発足
2023年 (令和5年)	10月	●長岡北支店・あぐりセンター長岡北店移転リニューアルオープン
	1月	●営農経済事業成長・効率化プログラム実践スタート
2024年 (令和6年)	8月	●ながおか中央物流センター稼働
		●公式オンラインショップ「えちご産直 華むす日」オープン
	10月	●JAえちご中越公式キャラクター「ワンジャ」リリース
	11月	●合併記念企画旅行「ホテル磯部ガーデンの旅」実施
2025年 (令和7年)	6月	●JAえちご中越LINE公式アカウント運用開始
	10月	●ワンジャーランドフェス開催

信用事業のご案内



貯金業務

組合員をはじめ地域の皆さま、一般企業・団体の皆さまの幅広いニーズにお応えできる各種貯金商品を用意しております。5つの機能を持つ「総合口座」や明日の夢を実現させる「定期貯金・定期積金」、さらにお勤めの皆さまには優遇措置の「財形貯金」と品揃えも豊富に、どなたでもご利用いただけます。

貯金の種類		特 色	期 日	お預入れ額
総合口座	普通貯金	1冊の通帳に、普通貯金、定期貯金がセットできます。また必要な時にお預かりの定期貯金により、自動借入がご利用になれる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金	①貯める②増やす③支払う（公共料金・クレジット等）④受け取る（給料・年金・配当金等）⑤借りる、の5つの機能を持った優れたものです。あなたのおサイフ代わりとしてお勤めします。	「定期貯金」欄に同じ	
当座貯金		事業用の決済口座で貯金保険制度により全額保護されます。利息は無利息となります。新規の口座開設は行っておりません。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金		一家に一冊、家計簿代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通貯金		無利息ですが、ペイオフ発動時には全額保護の対応となります。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金		お預入れ残高に応じて、より有利な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上
定期貯金	大口定期貯金	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。お預入れ時の利率が満期まで変わらない確定期利回りで運用できます。	1ヵ月以上 10年以内	1千万円以上
	スーパー定期貯金		1ヵ月以上 10年以内	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利で運用できる定期貯金です。据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しになります。また、元金の一部お引き出しもできます。	最長3年(据置期間1年)	1円以上 3百万円未満
	変動金利定期貯金	金利情勢にそって6ヵ月毎にお預かり利率が変動する定期貯金です。	1年、2年、3年	1円以上
	据置定期貯金	6ヵ月の据置期間経過後は、何度でも一部引き出しが出来ます。お預入れ期間に応じて6段階の金利を適用、長く預けるほど有利な金利となります。	最長5年(据置期間6ヵ月)	1円以上 1千万円未満
定期積金		毎月のお積立てで、着実に蓄えられる積立貯金です。 ●月々一定額を積立てる定額式 ●目標額に合わせて積立額を決める目標式 ●ボーナス併用型 ●2ヵ月毎に積立てる年金型 などが選べます。	6ヵ月以上 10年以内	1千円以上
譲渡性貯金		大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	7日以上 5年未満	1千万円以上
財形貯金	一般財形貯金	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。また、550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間5年以上 据置期間(受取周期3ヵ月の場合) 6ヵ月以上5年以内 据置期間(受取周期2ヵ月の場合) 4ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1円以上
	財形住宅貯金	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。また、550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられます。	5年以上(エンドレス型)	1円以上

注) 上記貯金は、譲渡性貯金を除き、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用普通貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。



国債や投資信託の販売業務（登録金融機関業務）

多様化する資産運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託など、各種資産運用商品を取り扱っております。

国債の窓口販売

種類	期間	申込単位	発行月
長期利付国債	10年	5万円	毎月
中期利付国債	2年・5年	5万円	毎月
個人向け国債	3年・5年・10年	1万円	毎月

投資信託の窓口販売

当JAではお客様の中長期的な資産づくりのお役に立てるよう、厳選した投資信託商品をご用意しております。詳しくは、目論見書をご覧ください。また、新しいファンドも厳選し、順次取り扱いしていきます。

投資信託の取り扱い

多様化する資産運用ニーズにお応えするため、「投資信託」の取り扱いをしております。「投資信託」とは、たくさんの投資家（お客様）から集めたお金（資金）を一つにまとめ、その資金を信託会社等が公社債や株式などの有価証券等に分散投資を行い、これによって得た収益を投資家の皆さまに還元するという「実績分配型」の金融商品です。運用実績に応じて収益が分配されるため、元本は保証されておりません。

セレクトファンド	セレクトファンド
JA 日本債券ファンド	農中日経 225 オープン
One ニッポン債券オープン	農林中金〈パートナーズ〉 つみたて日本株式 日経 225
HSBC 世界遺産選抜 種まきコース (安定運用型)	農林中金〈パートナーズ〉 つみたて米国株式 S&P500
農林中金〈パートナーズ〉 先進国債券ファンド (部分為替ヘッジあり)	農林中金〈パートナーズ〉 米国株式 S&P500 インデックスファンド
農林中金〈パートナーズ〉 日米6資産分散ファンド(安定運用コース) (為替ヘッジあり)(為替ヘッジなし)	農林中金〈パートナーズ〉 おおぶね JAPAN (日本選抜)
HSBC 世界資産選抜 収穫コース (予想分配金提示型)	農林中金〈パートナーズ〉 長期厳選投資 おおぶね
HSBC 世界資産選抜 充実生活コース (定率払出型)	農林中金〈パートナーズ〉 おおぶねグローバル(長期厳選)
農林中金〈パートナーズ〉 日米6資産分散ファンド(資産形成コース) (為替ヘッジあり)(為替ヘッジなし)	ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド
セゾン・グローバルバランスファンド	セゾン資産形成の達人ファンド
HSBC 世界資産選抜 育てるコース (資産形成型)	農林中金〈パートナーズ〉 J-REIT インデックスファンド (年1回決算型)
農林中金〈パートナーズ〉 先進国債券ファンド (為替ヘッジなし)	全世界株式インデックス・ファンド

※その他JAバンクでは、ネット専用商品も取り揃えております。

- 注) 1. 投資信託は、貯金等・共済契約ではありません。
2. 投資信託は貯金と異なり、貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託は元本および利息の保証はありません。
4. 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。
5. お申し込みの際は、必ず「目論見書」「契約締結前交付書面」等により、内容を十分にご確認ください。

JAバンク 資産運用サービス (ファンドラップ)の 取り扱い

ファンドラップは金融機関と投資一任契約を締結いただいたお客様に対し、資産運用・管理を金融機関が行うサービスです。
資産運用のプロに投資をお任せしたい組合員・利用者の皆様、お気軽にご相談ください。

信用事業のご案内



貸出業務

当JAは、地域農業の振興と地域社会の発展に寄与していくために、幅広い融資を積極的に行っております。組合員向けの資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金および個人向け各種ローンなど、多くの方からご利用いただけるよう、様々な用途に対応した資金をご用意しております。

また、低金利の制度融資や（株）日本政策金融公庫等の受託貸付も積極的に取り組んでおります。

農業メインバンクとして農業の発展を応援いたします。

資金の種類	ご利用いただける方	お使い途	ご融資金額	期間及び返済方法
アグリマイティー資金	当JA組合員の方、または当JAが定めた農業者等の方で、一定の要件を満たしている方	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金等 	事業費の100%の範囲内	【短期資金】 1年以内、期日一括 【長期資金】 原則10年以内（うち据置期間3年以内）但し、事業に応じ最長25年以内 元金均等、元利均等
担い手支援資金（アグリV）	当JAが担い手と認定した組合員等の方	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 農地取得資金等 	100万円以上 200万円以内（所要額以内）	1年以上20年以内（うち据置期間2年以内） 元金均等
農機具ローン	農業経営または農業従事している当JA組合員の方で、一定の要件を満たしている方	<ul style="list-style-type: none"> 農機具購入等に必要な資金等 	180万円以内（所要額以内）	1年以上10年以内（うち据置期間2年以内） 元金均等、元利均等
サポートA	当JA組合員の個人・法人等の方で、一定の要件を満たしている方	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営に必要な運転資金 	極度額（上限） 個人 100万円以内 法人 300万円以内（所要額を勘案して決定）	契約期間 1年（1年更新）一括返済
農業制度融資	新潟県の農業近代化資金、(株)日本政策金融公庫のスーパーL・農業改良資金、農業基盤整備資金等の各種制度資金をお取扱いしております			
nアグリ資金	当JAが担い手と認定した組合員等の方	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 農地取得資金等 	200万円以内（所要額以内）	1年以上20年以内（うち据置期間2年以内） 元金均等

JAバンク利子補給

アグリマイティー資金やJA農機具ローンなどの農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をJAグループによる利子補給等により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しております。

事業および地域の発展を応援いたします。

資金の種類	ご利用いただける方	お使い途	ご融資金額	期間及び返済方法
一般事業資金	当JA組合員の方および事業者の方	事業を営むために必要な資金	所要額の範囲内	ご相談のうえ決定しております
共同利用資金	農家組合、町内会等の団体および個人の方	地域の活性化に必要な資金	所要額の範囲内	20年以内（うち据置期間2年以内） 元金一括、元金均等、元利均等、元金不均等

Topics

お気軽にご相談いただける「JAローンセンター」

JAえちご中越管内に設置した「JAローンセンター」では、日曜日も営業しており、ご家族揃ってのご来店でも安心してご相談いただくことができます。各種ローンの詳しいご説明は、融資専門のローンアドバイザーがお応えいたします。



ローンセンター長岡店	長岡市今朝白2-7-25	☎0258-35-1325
ローンセンター三条店	三条市福島新田丁629	☎0256-45-4413
ローンセンター柏崎店	柏崎市駅前1-3-22	☎0257-23-3407

■営業時間／平日 午前9時～午後5時 日曜 午前9時～午後3時
【定休日】 土曜日・祝日・年末年始

皆さまの暮らしを応援いたします。

資金の種類	ご利用いただける方	お使い途	ご融資金額	ご融資期間	返済方法
住宅ローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の新築、増改築、土地の購入、住宅ローンの借換え	10万円以上 2億円以内	3年以上50年以内 うち据置1年以内	元利均等返済または元金均等返済
リフォームローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の増改築、造園、門扉、車庫等、住宅環境設備に必要な資金	10万円以上 1千5百万円以内	1年以上 20年以内	元利均等返済
マイカーローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	自動車購入、車検費用等に必要な資金や借換資金	10万円以上 1千万円以内	6ヵ月以上10年以内	元利均等返済
教育ローン (証書型)	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	ご子弟の入学金・授業料等、学費の支払い	10万円以上 1千万円以内	6ヵ月以上15年以内 (卒業後6ヵ月以内の返済据置可)	元利均等返済
教育ローン (カード型)	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	ご子弟の入学金・授業料等、学費の支払い	極度額 10万円以上 7百万円以内 (10万円きざみ)	契約期間1年 (1年毎に自動更新)	約定返済 (任意返済可) 《在学中は利息返済のみ・卒業後から返済開始》
多目的ローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方	生活に必要とする資金 (資金使途の確認が可能なもの)	10万円以上 5百万円以内	6ヵ月以上10年以内	元利均等返済
カードローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	生活に必要とする資金	極度額 10万円以上 3百万円以内 (10万円きざみ)	契約期間1年 (1年毎に自動更新)	約定返済 (任意返済可)
賃貸住宅ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	賃貸住宅の新築、増改築、補改修の資金	1百万円以上 4億円以内	1年以上30年以内 うち据置1年以内 (法定耐用年数以内)	元利均等返済
受託貸付業務	(株)日本政策金融公庫や住宅金融支援機構の受託貸付をお取り扱いしております				

ご利用に際しては、返済計画に無理がないよう、よくご検討ください。
ご相談はJAローンセンター、または各支店で承っております。

信用事業のご案内



為替、その他サービス業務

当JAでは、皆さまから「簡単に」「便利に」「安心して」ご利用いただけるよう、サイン一つでお買い物ができるクレジットカードや年金のお受け取り、インターネットバンキングなど各種サービスの充実に努めております。

また、自動集金サービス、法人JAネットバンクサービスなど、一般企業の皆さまのニーズに合わせたサービスの充実も図っております。

幅広い各種サービスを展開しております。

サービスの種類		サービス内容
為替サービス	内 国 為 替	県内・全国のJAはもとより、国内の各銀行への振込・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
	自 動 受 取	給料やボーナス、年金などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれますので、安心してご利用いただけます。
	自 動 支 払	電気料・電話料、NHK受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金等の月々のお支払いを、ご指定口座から自動的にお支払いしますので、たいへん便利です。
	定 時 自 動 集 金	回収先、回収条件を当JAにご登録していただきますと、自動的に請求データを作成し、集金を行う便利なシステムです。新聞購読料、PTA会費などの集金に便利です。
	定 時 自 動 送 金	毎月決まった日に、決まった先に、一定額を自動的に送金する便利なシステムです。学費の送りや家賃・各種会費等のお支払いにたいへん便利です。
代金回収サービス		新潟県内各金融機関をはじめ、全国の金融機関の取引口座より売掛代金の回収を行うサービスで、会社等の集金業務の合理化をご支援します。
キャッシュサービス		当JAのカード1枚で、当JAのキャッシュサービスコーナーはもちろん、JAや全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、さらにセブン銀行・ローソン・ファミリーマートなどのコンビニATMがご利用いただけます。
法人JAネットバンク		オフィスに居ながら、インターネットに接続されているパソコンから、残高照会や、振込・振替等の各種サービスのほか、給与振込などデータ伝送サービスがご利用いただけます。
JAネットバンク		窓口やATMに行かなくても、ご自宅等のインターネットに接続されているパソコン、スマートフォンなどからアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。また、Pay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いにもご利用いただけます。
クレジットカード		JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード(一体型)」もお選びいただけます。
デビットカードサービス		当JAのキャッシュカードでお買い物ができる便利なサービスです。全国のJ-Debit 加盟店でのお支払いにご利用いただけます。

JAバンクアプリ

「JAバンクアプリ」はJAバンクが提供するスマートフォン向けアプリです。スマホとキャッシュカードがあればどなたでもすぐにご利用でき、口座残高や最大25ヵ月分の入出金明細、投資信託の運用状況などを確認できます。スマホをお持ちの方や、記帳等がなかなかできない方におすすめのアプリです。

セキュリティ対策も万全 —— “ICキャッシュカード”

JAカード（一体型）は、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、偽造や不正な読み取りが困難な「ICチップ」を搭載することで、より安全性を強化しました。当JAまたは県内JAおよび県外JAのICキャッシュカード対応ATMのほか、コンビニATM等でもご利用いただくことができます。

また、JAカード（一体型・単体型）は、JAの直売所や給油所等で優遇割引等のサービス特典があります。



▲ICキャッシュカードとクレジットカード機能が1枚になった「JAカード〈一体型〉」



ATMのご利用手数料

他の金融機関との提携により、ご利用いただけるATMがさらに増えました。
また、JAバンクキャッシュカードをお持ちのお客様は、全国のJAバンクATMの入出金手数料が終日無料でご利用いただけます。

「当JAおよび県内JAのキャッシュコーナー」ご利用時間帯・ご利用手数料

JAのキャッシュカードでは、お引き出し、お預け入れともにご利用いただけます。
その他金融機関のカードでは、お引き出しのみのご利用となります。

ご利用カード・手数料		引き出し・預け入れ		引き出しのみ可能				
		当JA・県内JAのキャッシュカード	県外JAのキャッシュカード	JFマリンバンクのキャッシュカード	三菱UFJ銀行のキャッシュカード	ゆうちょ銀行のキャッシュカード	その他提携金融機関のキャッシュカード	
平日	8:00～8:45	無料	無料	無料	110円	220円		
	8:45～18:00				無料	110円		
	18:00～21:00				110円	220円		
土曜	8:00～9:00				110円	220円	220円	
	9:00～14:00					110円		
	14:00～21:00					220円		
日曜・祝祭日	8:00～21:00			110円	220円			

- 注) 1. 上記各手数料には消費税が含まれています。
2. 稼働時間はATMにより異なります。
3. 1日あたりのお引出し金額については限度額があります。
磁気キャッシュカード：50万円（100万円まで引上げ可能）
ICキャッシュカード：50万円（200万円まで引上げ可能）

他行ATMでJAバンクのキャッシュカードをご利用の場合

ご利用ATM・手数料		引き出し・預け入れ コンビニATM	ご利用ATM・手数料	
			引き出し・預け入れ ゆうちょ銀行のATM	引き出しのみ可能 三菱UFJ銀行のATM
平日	7:00～8:45	220円	220円	110円
	8:45～18:00	110円		無料
	18:00～23:00	220円		110円
土曜・日曜・祝祭日	7:00～23:00	220円	220円	110円

- 注) 1. 上記各手数料には消費税が含まれています。
2. 上記以外の提携金融機関ATMでも、お引き出しのみご利用いただけます。
なお、ご利用時間帯、手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にお問い合わせ下さい。

※コンビニATMは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの店舗でご利用いただけます。

信用事業のご案内

信用手数料

皆さまに安心してご利用いただけるよう、お振込みの際の手数料などはリーズナブルな設定となっております。

為替手数料一覧

(1件および1通あたり)

		同一店内	当JA本支店あて	系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込手数料	窓口利用 5万円未満 5万円以上	110円 330円	110円 330円	220円 440円	(文書扱い) 660円 770円	(電信扱い) 660円 770円
	機械利用 5万円未満 5万円以上	110円 110円	110円 110円	110円 330円	385円 550円	
	ATM利用 5万円未満 5万円以上	110円 110円	110円 110円	110円 330円	270円 440円	
代金取立手数料		・交換所で取立を行うもの 440円 ・交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円				
その他手数料		振込の訂正手数料 880円 振込の組戻料 1,100円 取組手形組戻料 1,100円 取立手形組戻料 1,100円 取立手形店頭呈示料 1,100円 (1,100円を超える取立経費を要する場合は実費) 不渡手形返却料 1,100円 地方税の収納機関への振込 納付書1枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数料となります。ただし、全期分もしくは複数期分を一括納付する場合は1件分の手数料を適用します。なお、新潟県内分は無料となります。				

- 注) 1. 機械利用とは、電子媒体による振込や定額送金・定額振替・登録総合振込による振込です。
 2. 上記の各手数料には消費税等が含まれています。
 3. 当JAの規定により上記金額の減免または軽減措置があります。
 4. 自動化機器による振込の際には、県内JAキャッシュカード、県外JAキャッシュカード及び他行キャッシュカードが利用可能です。
 5. 他行キャッシュカードを使用した自動化機器による振込の際には、別途引出手数料がかかります。
 6. 振り込め詐欺等防止の観点から、ATM利用時の一取引あたりのキャッシュカードによるお振込みの限度額は100万円となっております。

お振込みの場合には、ATM、JA ネットバンクをご利用いただくと手数料がお安くなっております。

「JAネットバンク」ご利用手数料およびサービス内容

- ◆サービス利用手数料 個人のご利用は無料となります。法人のご利用は41ページを参照下さい。
- ◆主なサービス内容

	ご利用内容
残高照会	事前にお申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前にお申し込みいただいたご利用口座の入出金明細(最大3ヵ月)がご照会いただけます。
振込	事前にお申し込みいただいたご利用口座から、当JAを含む全国のJA本支店および他行の国内支店への振込(電信扱い)がご利用いただけます。

◆振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当JA 本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
(個人JAネットバンク)					
1万円未満	無料		110円		210円
5万円未満			110円		270円
5万円以上			330円		440円
(法人JAネットバンク)					
5万円未満	無料		110円		220円
5万円以上			110円		440円

注) 上記の各手数料には消費税等が含まれています。

その他の諸手数料

対 象 項 目	単 位	金 額
(1) 各種証明書		
①残高証明書（窓口端末発行）※発行照会による発行	1通	550円
② // （継続発行）	1通	330円
③ // （手書き発行）	1通	660円
④ // （監査法人向け発行）※制定外書式に手書きによる発行	1通	2,200円
⑤融資証明書	1通	550円
(2) 通帳発行手数料	1通	1,100円
(3) キャッシュカード新規発行手数料		
①単体型ICキャッシュカード	1枚	無料
②JAカード（一体型）ICキャッシュカード	1枚	無料
③法人ICキャッシュカード	1枚	無料
(4) 再発行手数料		
①貯金通帳	1冊	1,100円
②貯金証書	1通	1,100円
③単体型ICキャッシュカード	1枚	1,100円
④JAカード（一体型）ICキャッシュカード	1枚	1,100円
⑤法人ICキャッシュカード	1枚	1,100円
⑥ローンカード	1枚	1,100円
⑦償還予定表	1通	1,100円
(5) 媒体持込手数料		
①口座振込・振替に係る電磁的記録媒体の持込	1回	3,300円
②口座振込・振替に係る紙媒体の持込	1回	5,500円
③振込依頼書、入金申込書、払戻請求書	1回	5,500円
(6) 口座振替手数料（口座振替契約締結の場合）		
・紙媒体の持込による依頼	1件	110円
・電磁的記録媒体（CD、DVD等）の持込、 JAネットバンク、JAデータ伝送サービスによる依頼	1件	55円
(7) 貯蓄貯金振替サービス取扱手数料	1回	55円
(8) 火災保険質権設定	1件	無料
(9) 住宅ローン（住宅資金）手数料		
・融資取扱手数料	1件	55,000円
・金利再選択時、固定金利選択（固定変動金利選択型）	1件	5,500円
・全額繰上返済（借入残高500万円以上）	1件	22,000円
・条件変更（一部繰上げ返済に伴う場合を除く） 融資期間の変更、返済日の変更、その他返済方法の変更	1件	3,300円
・金利条件変更	1件	11,000円
・電子契約サービス手数料 （証書貸付商品および当座貸越商品が対象）		
・契約金額 100万円以下		無料
・契約金額 100万円超 500万円以下		1,100円
・契約金額 500万円超 1,000万円以下		5,500円
・契約金額 1,000万円超		11,000円
(10) 「取引明細照会」作成手数料	1通	1,100円
(11) 国債窓販等保護預り兼振替決済口座管理手数料	1ヵ月	無料
(12) 信用調査および担保の調査、保管	1件	実費
(13) 円貨両替手数料		
	1～50枚	無料
	51～500枚	330円
	501～1,000枚	660円
	1,001～2,000枚	1,320円
	2,001枚以上	1,000枚毎に660円加算
(14) 硬貨入金手数料		
	1～500枚	無料
	501～1,000枚	660円
	1,001～2,000枚	1,320円
	2,001枚以上	1,000枚毎に660円加算
(15) 個人情報開示手数料	1通	無料
(16) 法人JAネットバンク月額利用料		
①照会・都度振込	1ヵ月	1,100円
②照会・都度振込・総合振込・給振・口座振替	1ヵ月	3,300円
(17) JAデータ伝送サービス月額利用料		
①基本サービス	1契約	5,500円
②基本サービス+通知サービス	1契約	11,000円
(18) 未利用口座管理手数料	1件	1,320円

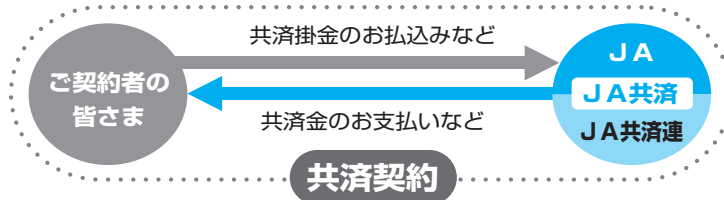
- 注) 1. 上記の各手数料には消費税等が含まれています。
 2. 通帳発行手数料は令和8年4月1日以降に開設された普通（総合）貯金口座を対象とします。窓口にて新規に対象口座を開設し通帳を発行する場合、通帳レス口座を通帳発行口座に変更し通帳を発行する場合に徴収いたします。ただし、次の場合は対象外とします。①通帳発行時点で満18歳未満もしくは70歳以上の個人の方 ②結婚・子育て資金の一括贈与にかかる受贈者名義の貯金口座 ③こども貯金口座 ④成年後見人支援貯金口座 ⑤出資予約貯金口座 ⑥納税準備貯金口座 ⑦営農貯金口座
 3. 円貨両替手数料は紙幣・硬貨の別を問わず持込枚数と持ち帰り枚数のどちらか多い方に適用いたします。新券、汚損貨幣、記念硬貨の同一金種の両替も対象とします。貯金払戻時に金種指定した場合にも適用いたします。
 4. 硬貨入金手数料は貯金の預入時に硬貨の枚数に応じて徴収いたします。

共済事業のご案内



組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域社会に住む皆さまの暮らしのパートナーであり続けるために、JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計をサポートします。

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

社会人
スタート

こんな方にオススメです	共済の種類	20歳代
万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の万一保障	終身共済
貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	万一保障と貯蓄	養老生命共済
お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さまの保障	こども共済
病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の医療保障	医療共済 メディフル
がんを手厚く備えたい方	充実のがん保障	がん共済
身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	三大疾病・その他の生活習慣病まで幅広く保障	特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール
身体に障害が残ったとき、収入の減少に不安がある方	身体の障害状態を幅広く保障	生活障害共済 働くわたしの ささエール
認知症を発症した際の経済的負担に備えたい方	一生涯の認知症保障	認知症共済
一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の介護保障	介護共済
老後の生活資金の準備を始めた方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード
病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済
	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済
まとまった資金を活用したい方	一生涯の万一保障	一時払終身共済 (平28.10)
	一生涯の万一保障に 生前贈与の機能をプラス	一時払終身共済 (平28.10)
	万一保障と貯蓄	一時払養老生命共済
	一生涯の介護保障	一時払介護共済
ひと の保障		
いえ の保障	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の保障 建物更生共済 むてきプラス・My家財プラス
くるま の保障	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障 自動車共済 クルママスター

*他にも「定期生命共済」「傷害共済」「火災共済」「自賠償共済」「賠償責任共済」「農業者賠償責任共済」等をご用意しています。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害によるケガ等に備える

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

結婚

お子さまの誕生

30歳代

住宅購入

40歳代

お子さまの進学

50歳代

お子さまの結婚・独立

セカンドライフ

60歳代

終身共済

養老生命共済

こども共済

医療共済 メディフル

がん共済

特定重度疾病共済 身近なリスクに **そなエール**

生活障害共済 働くわたしの **ささエール**

認知症共済

介護共済

予定利率変動型年金共済 **ライフロード**

引受緩和型終身共済

引受緩和型医療共済

一時払終身共済 (平28.10)

生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10)

一時払養老生命共済

一時払介護共済

建物更生共済 **むてきプラス・My家財プラス**

自動車共済 **クルマスター**

* ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

共済事業のご案内



JA共済は、皆さまに「安心」と「満足」をお届けします。

お客様の多様な保障ニーズにお応えできるよう、長期・短期にわたる豊富なJA共済商品をお取り扱いしております。

長期共済の種類

終身共済

一生涯にわたって万一の保障が確保でき、多彩な特約で保障内容を自由に設定できます。また、医療共済と生活保障特約等のセット加入で、「万一」「収入」「医療」の3つの保障で、ご家族の暮らしをしっかりと支えます。

終身共済

一時払終身共済 引受緩和型終身共済

一時払終身共済 (平 28.10) 引受緩和型終身共済

終身共済よりもご加入しやすく、将来の不安に備える万一保障で一生涯安心が続きます。健康上の理由で、共済に加入できなかった方も、医師の診査なしの簡単な告知でご加入いただけます。

生存給付特則付 一時払終身共済

生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)

一時払終身共済に加え、生存給付機能をプラス。贈与契約書を作成することなく生前贈与と同様の効果が得られるので、相続税対策にもご活用いただけます。また、健康上の理由で、ご加入できなかった方も、医師の診査なしの簡単な告知でご加入いただけます。

養老生命共済

一時払養老生命共済

養老生命共済

万一の時の保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済とのセットにより病気やケガも幅広く保障します。

一時払養老生命共済

将来に向けて、確実に資金づくりができます。お亡くなりになられたときの保障もあわせて確保できます。

こども共済

お子さま・お孫さまの将来の教育資金のご準備に最適なプランです。共済契約者が万一の時は、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。



こども共済

にじ

こども共済

えがお

医療共済

日帰り入院^(※1)からまとまった一時金を受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。



引受緩和型医療共済

引受緩和型医療共済

通院中の方、病歴がある方もご加入しやすい医療保障です。持病(既往症)の悪化・再発もしっかり保障します。

がん共済

上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。



特定重度疾病共済

三大疾病に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障をし、継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金でお受け取りになれます。



生活障害共済

病気やケガにより身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えるため、ニーズにあわせてプランを選べます。被共済者が身体障害者福祉法に定める障害の級別が1～4級の障害に該当し、その障害に対して1～4級である身体障害者手帳の交付があったとき共済金をお支払いします。(※1)



※1 責任開始日以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

いつまでもわたしらしく 認知症共済



認知症共済

認知症はもちろん、認知の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。

介護共済

一生涯にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態を保障します。

一時払介護共済

一生涯にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態を保障します。また、「介護共済金」のお受け取りがなく、お亡くなりになられた場合には、一時払共済掛金と同額の「死亡給付金」をお受け取りになれます。

一時払介護共済

予定利率変動型年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。掛金建てで、医師の診察なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。



建物更生共済

火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えることができます。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

- 建物
- 家財
- 営業用什器備品
- 特定建築物

短期共済

自動車共済

対人・対物賠償をはじめ、人身傷害、傷害定額給付保障、車両保障、車両損害など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）

人身事故の被害者保護のため、法律で全ての自動車*に加入が義務づけられている共済です。

※ 農耕作業用小型特殊自動車を除きます。

傷害共済

日常の様々なアクシデント（災害により万一の時や負傷）を保障します。

火災共済

住まいの火災損害を保障します。

賠償責任共済

日常生活・業務中に生じた損害賠償義務を保障します。

農業者賠償責任共済

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。



団体定期生命共済

団体の福利厚生制度として保障します。

団体建物火災共済

団体の建物・動産の損害を総合的に保障します。

共済事業のご案内

●ご契約に関する相談サービス

お近くのJA支店でお受けしているほか、JA共済相談受付センターでもお電話でお受けしております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

☎ 0120-536-093

【受付時間】 9時～18時（月～金曜日）

9時～17時（土曜日）

※日曜日・祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

JA共済が会員となっている(社)日本共済協会相談所においてもご相談などを承っております。

(社)日本共済協会 共済相談所

TEL 03-5368-5757

【受付時間】 9時～17時（土日・祝日・12月29日～1月3日を除く）

●JA共済の健康・介護ほっとライン

JA共済では、皆さまの健康と介護福祉に関するご相談も承っております。 **24時間・365日受付**

☎ 0120-481-536

●自動車事故の受付サービス

あんしん1 示談交渉サービス

対人賠償事故も対物賠償事故も、相手方との示談交渉はJAがお引き受けし、事故の解決にあたります。

あんしん2 バックアップ体制

損害調査サービス担当者は全国に約4,330人、事故対応窓口は約2,600ヵ所あり、レンタカーや宿泊施設案内等の各種ケアも細やかです。

※2025年4月1日現在

あんしん3 現場急行サービス

営業時間内（午前8時30分～午後5時）での事故現場からの入電であれば、JAえちご中越の担当者が現場に急行し、事故対応を行います（30分程度で現場到着できる場合）。平日の営業時間外に起きた事故は、下記 **あんしん4** のフリーダイヤルで対応します。

JAえちご中越事故対応窓口

TEL 0258-35-1337

【受付時間】 8時30分～17時（土曜・日曜・祝日を除く）

あんしん4 24時間・365日受付の安心サポート フリーダイヤル安心サービス

●事故等の場合には

JA共済事故受付センター

ジコはクミアイ

☎ 0120-258-931

※上記フリーダイヤルは携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます

●レッカー移動や故障時の応急対応が必要な場合には

JA共済サポートセンター

レッカーロードサービスはクミアイ

☎ 0120-063-931

●事故受付とアドバイス

< 事故時 >

- ・事故受付、初期対応アドバイス
- ・テクニカルアドバイス
- ・レンタカー・タクシー会社の案内、電車・バス等の最寄り駅のご案内
- ・ホテル等の宿泊施設のご案内

< 事故以外のトラブル >

- ・テクニカルアドバイス
- ・レンタカー・タクシー会社の案内、電車・バス等の最寄り駅のご案内
- ・ホテル等の宿泊施設のご案内
- ・24時間営業のガソリンスタンドのご案内

夜間休日現場急行サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、対応員が事故現場に急行し、事故状況の聞き取りなどを行います。

【受付時間】 平日：0時～8時、17時～24時
土日・祝日：終日

レッカー・ロードサービス 24時間安心サービス

事故または故障、トラブルなどにより自力走行不能となった場合に、レッカー車によるけん引やお車の応急対応を行うサービスです。

ご契約日よりサービス条件（けん引できる距離や宿泊費用等）が変わります。詳しくはご契約の支店窓口へお問い合わせ下さい。

おすすめ特約もご用意！ 弁護士費用保障特約

自動車事故により被共済者が被った身体・財物の損害について、被共済者が賠償義務者に対して法律上の損害賠償請求を行う場合に、賠償義務者との交渉を弁護士に委任する際等に必要となる弁護士費用等について300万円、法律相談費用について10万円を限度にお支払いします。*1)

夜間休日初期対応サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、初期対応専任のスタッフがご利用者さまからの相談対応や相手方への迅速な対応（事故受付の連絡・修理工場への連絡・代車の手配等）を行います。

【受付時間】 平日：17時～21時（対応は22時まで）
土日・祝日：9時～21時（対応は22時まで）

さらにおすすめ特約もご用意！ 日常生活賠償責任特約

住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活における偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合等、法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。*1)

休日契約者面談サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について、休日面談専任のスタッフがご利用者さまを訪問し、事故に関するご質問・ご相談に親身にお応えします。

【受付時間】 金曜・祝前日：17時～24時
土曜：終日 日曜・祝日：0時～17時

※対人賠償事故で、事故の相手が入院または死亡された場合が対象となります。

*1) お支払いには所定の要件があります。

※この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

他部門事業のご案内



皆さまの暮らしを支える様々な事業を行っています。

当JAは、組合員や地域の皆さまの暮らしに欠かせない「信用事業」や「共済事業」のほかに、相互扶助の精神により暮らしに役立つ総合事業を営んでいます。

営農指導事業



JAの営農指導は、栽培の技術指導にとどまらず、組合員の農業経営全般を提案しながら、地域の中核となる担い手農家や集落営農組織などを育成し、安定かつ効率的な農業経営の確立に努めています。

購買事業

共同仕入により安定した供給を図りながら、農業用肥料・農業・資材をはじめ、地域の人々と密着した暮らしを守る生活用品など多岐にわたり提供しています。また、管内の主要拠点には、「あぐりセンター」「農機センター」「車輛センター」「ガソリンスタンド」「LPガスセンター」があり、営農と生活全般にかかわる物資で地域の皆さまをバックアップします。



販売事業・保管事業・農業関連利用事業



消費者に安全・安心な農畜産物を提供するために、出荷生産者・農家・生産組織等と一体となり、出荷基準を設定し、共同集荷・共同選別・出荷を行っています。さらに、保管倉庫や共同利用施設といった農業関連施設の機能維持を図りながら、より質の高い農産物の提供に努めています。

他部門事業のご案内



事業活動を通じて豊かな未来を創造します。

加工事業

生産農家が大切に育てた地場産農産物の特性を生かした加工品を製造しています。管内の原料を使用したきぬつきもちや精米など、安全・安心でおいしい製品を全国各地へお届けします。



生活関連利用事業



当JAが運営する総合施設「パストラル長岡」は、会議・セミナー・ご宴会など貸会場として幅広い用途でご利用いただけます。

葬祭センターでは、ご葬儀からお斎などまごころを含めて喪主さまの立場になってお手伝いさせていただきます。

旅行センターでは、JA総合事業のメリットを活かした幅広い旅行を企画・提案させていただいております。

介護・福祉事業

当JAでは、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざして、介護・福祉事業を展開しています。事業内容は訪問介護、居宅介護、通所介護、地域包括支援等多岐にわたり、利用者のニーズに合わせたきめ細かな支援を行っています。



上記の事業以外にも、女性部・青壮年部などの組織育成活動をはじめ、健康増進活動、文化学習活動、税務記帳代行サービス、各種相談活動、広報活動など、幅広い分野にわたり積極的な取り組みを行っております。

決算および財務の状況

決算の状況（単体）

	ページ
貸借対照表	50
損益計算書	51
注記表	52
剰余金処分計算書	65
部門別損益計算書	66

業務別残高（単体）

貯金	68
貸出	68
有価証券等	71
為替業務等	73
平均残高・利回り等	73
共済事業	74
他部門の事業	76

経営諸指標（単体）

主要な経営指標等、利益率、信用事業の主要な経営指標等の推移	78
-------------------------------	----

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の構成に関する事項	79
2. 自己資本の充実度に関する事項	80
3. 信用リスクに関する事項	82
4. 信用リスク削減手法に関する事項	88
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	89
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	89
7. CVAリスクに関する事項	89
8. マーケット・リスクに関する事項	89
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	89
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	90
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	91
12. 金利リスクに関する事項	91
自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	93

決算の状況（単体）

貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年1月31日	令和8年1月31日
（資産の部）		
1. 信用事業資産	600,473	600,845
（1）現金	3,677	3,850
（2）預金	449,917	433,141
系統預金	449,908	433,115
系統外預金	9	25
（3）有価証券	38,141	48,206
国債	7,774	13,170
地方債	10,704	12,038
政府保証債	175	157
社債	18,690	21,956
受益証券	796	883
（4）貸出金	106,195	112,715
（5）その他の信用事業資産	2,529	3,055
未収収益	2,487	2,992
その他の資産	41	62
（6）債務保証見返	154	154
（7）貸倒引当金	△ 142	△ 278
2. 共済事業資産	1	2
（1）その他の共済事業資産	1	2
（2）貸倒引当金	△ 0	△ 0
3. 経済事業資産	9,491	18,404
（1）受取手形	0	—
（2）経済事業未収金	2,303	2,135
（3）経済受託債権	5,808	14,632
（4）棚卸資産	732	971
購買品	636	816
販売品	32	62
加工品	38	63
その他の棚卸資産	24	28
（5）その他の経済事業資産	686	692
（6）貸倒引当金	△ 39	△ 27
4. 雑資産	936	871
（1）その他の雑資産	936	871
（2）貸倒引当金	△ 0	△ 0
5. 固定資産	20,034	20,244
（1）有形固定資産	19,965	20,188
建物	33,603	33,839
機械装置	11,451	12,265
土地	7,770	7,748
リース資産	207	189
建設仮勘定	11	257
その他の有形固定資産	8,980	9,206
減価償却累計額	△ 42,059	△ 43,318
（2）無形固定資産	69	56
6. 外部出資	30,559	30,515
（1）外部出資	30,559	30,515
系統出資	29,599	29,555
系統外出資	782	782
子会社等出資	178	178
7. 繰延税金資産	761	729
資産の部 合計	662,259	671,613

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年1月31日	令和8年1月31日
（負債の部）		
1. 信用事業負債	607,217	619,854
（1）貯金	603,606	616,287
（2）借入金	1,271	1,095
（3）その他の信用事業負債	2,185	2,317
未払費用	210	637
その他の負債	1,974	1,680
（4）債務保証	154	154
2. 共済事業負債	2,890	2,295
（1）共済資金	1,568	1,002
（2）未経過共済付加収入	1,321	1,291
（3）その他の共済事業負債	0	0
3. 経済事業負債	3,548	3,348
（1）経済事業未払金	893	725
（2）経済受託債務	2,643	2,603
（3）その他の経済事業負債	11	19
4. 雑負債	2,025	2,078
（1）未払法人税等	69	25
（2）リース債務	18	9
（3）資産除去債務	482	483
（4）その他の負債	1,453	1,559
5. 諸引当金	2,531	2,352
（1）賞与引当金	174	188
（2）退職給付引当金	1,635	1,531
（3）役員退職慰労引当金	14	21
（4）特例業務負担金引当金	704	610
（5）災害損失引当金	3	—
負債の部 合計	618,212	629,929
（純資産の部）		
1. 組合員資本	46,143	46,030
（1）出資金	15,027	14,677
（2）資本準備金	2	2
（3）利益剰余金	31,234	31,530
利益準備金	18,229	18,389
その他利益剰余金	13,004	13,141
特別積立金	7,555	7,555
リスク管理積立金	2,500	2,600
施設整備積立金	1,100	1,200
地域農業応援積立金	365	355
税効果調整積立金	414	772
当期末処分剰余金	1,070	657
（うち当期剰余金）	(779)	(445)
（4）処分未済持分	△ 119	△ 178
2. 評価・換算差額等	△ 2,097	△ 4,346
（1）その他有価証券評価差額金	△ 2,097	△ 4,346
純資産の部 合計	44,046	41,684
負債および純資産の部 合計	662,259	671,613

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月 31日	自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月 31日
1. 事業総利益	10,793	10,698
事業収益	22,195	23,745
事業費用	11,402	13,046
(1) 信用事業収益	4,943	5,786
資金運用収益	4,491	5,357
(うち預金利息)	(2,474)	(3,103)
(うち有価証券利息)	(314)	(447)
(うち貸出金利息)	(1,139)	(1,300)
(うちその他受入利息)	(562)	(506)
役務取引等収益	241	249
その他経常収益	211	179
(2) 信用事業費用	1,161	2,255
資金調達費用	279	1,138
(うち貯金利息)	(258)	(1,116)
(うち給付補填備金繰入)	(4)	(3)
(うち借入金利息)	(3)	(3)
(うちその他支払利息)	(12)	(16)
役務取引等費用	80	73
その他事業直接費用	-	19
その他経常費用	801	1,023
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	(-)
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(137)
(うち貸出金償却)	(0)	(-)
信用事業総利益	3,782	3,531
(3) 共済事業収益	3,176	3,239
共済付加収入	2,965	2,987
その他の収益	210	251
(4) 共済事業費用	203	218
共済推進費	82	98
共済保全費	47	48
その他の費用	73	71
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
共済事業総利益	2,973	3,020
(5) 購買事業収益	7,688	8,147
購買品供給高	5,804	6,235
購買手数料	1,117	1,138
修理サービス料	589	601
その他の収益	176	171
(6) 購買事業費用	5,772	6,144
購買品供給原価	5,024	5,390
購買品供給費	291	293
修理サービス費	26	32
その他の費用	430	428
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△11)
購買事業総利益	1,915	2,002
(7) 販売事業収益	2,571	2,575
販売品販売高	1,035	1,208
販売手数料	1,062	886
その他の収益	473	480
(8) 販売事業費用	1,610	1,774
販売品販売原価	852	977
販売費	573	624
その他の費用	183	172
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(1)
販売事業総利益	960	801

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月 31日	自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月 31日
(9) 保管事業収益	481	533
(10) 保管事業費用	215	211
保管事業総利益	265	322
(11) 加工事業収益	934	1,371
(12) 加工事業費用	845	1,232
加工事業総利益	89	139
(13) 利用事業収益	2,964	3,227
(14) 利用事業費用	2,113	2,221
利用事業総利益	851	1,005
(15) 宅地等供給事業収益	20	16
(16) 宅地等供給事業費用	1	1
宅地等供給事業総利益	18	15
(17) その他事業収益	203	171
(18) その他事業費用	47	47
その他事業総利益	156	123
(19) 指導事業収入	141	98
(20) 指導事業支出	361	361
指導事業収支差額	△220	△263
2. 事業管理費	10,519	10,645
(1) 人件費	7,777	7,794
(2) 業務費	575	601
(3) 諸税負担金	339	338
(4) 施設費	1,801	1,881
(5) その他事業管理費	25	30
事業利益	273	53
3. 事業外収益	708	618
(1) 受取雑利息	25	69
(2) 受取出資配当金	459	323
(3) 賃貸料	139	140
(4) 償却債権取立益	1	1
(5) 雑収入	83	84
4. 事業外費用	86	71
(1) 寄付金	2	1
(2) 子会社関連貸貸費用	40	40
(3) 雑損失	44	29
経常利益	895	600
5. 特別利益	19	41
(1) 固定資産処分益	2	39
(2) 一般補助金	13	1
(3) その他の特別利益	2	-
6. 特別損失	378	123
(1) 固定資産処分損	70	17
(2) 固定資産圧縮損	15	3
(3) 減損損失	288	102
(4) 災害関連損失	3	-
(5) その他の特別損失	-	0
税引前当期利益	536	517
法人税、住民税及び事業税	160	40
法人税等調整額	△404	31
法人税等合計	△243	72
当期剰余金	779	445
当期首繰越剰余金	255	130
地域農業応援積立金取崩額	34	44
税効果調整積立金取崩額	-	37
当期末処分剰余金	1,070	657

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ②子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - ア 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ①購買品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ②購買品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ③購買品……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ④購買品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑤加工品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑥繰越宅地……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑦その他の棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ②子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - ア 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ①購買品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ②購買品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ③購買品……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ④購買品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑤販売品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑥加工品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ⑦その他の棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時に一括で費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

⑥災害損失引当金

能登半島地震による固定資産等の被害に関して将来発生する修復費用及び解体経費等の支出に備えるため、負担すべき金額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足すること

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時に一括で費用処理しています。

(追加情報)

当組合は、令和7年9月に同年10月1日を施行日とする職員退職給与規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用△10百万円が発生しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足すること

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

から、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・もち等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農業関連施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等）及び冠婚葬祭施設（パストラル長岡・葬祭センター）等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、該当しない欄は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会新潟県本部が行い、当組合がプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

から、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・もち等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農業関連施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等）及び冠婚葬祭施設（パストラル長岡・葬祭センター）等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、該当しない欄は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会新潟県本部が行い、当組合がプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表の経済事業資産その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の事業外収益受取雑利息に計上しております。

④当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

このほか、農用地利用調整事業の農用地の賃貸借仲介については代理人取引となるため、純額で収益を認識して、表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 810百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和6年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額 288百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

このほか、農用地利用調整事業の農用地の賃貸借仲介については代理人取引となるため、純額で収益を認識して、表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 772百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和7年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額 102百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎とし、令和7年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- (3) 貸倒引当金
 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 181百万円
 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 ア 算定方法
 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。
 イ 主要な仮定
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 ウ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は17,080百万円であり、その内訳は次のとおりです。
 (単位：百万円)

建 物	8,055	機械装置	6,884
土 地	413	その他の有形固定資産	1,727

- (2) 担保に供している資産
 定期預金12,110百万円を為替決済の担保に、定期預金14百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
 子会社等に対する金銭債権の総額 30百万円
 子会社等に対する金銭債務の総額 1,002百万円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 76百万円
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額 金銭債務はありません。

- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記
 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は142百万円、危険債権額は344百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は17百万円です。
 なお三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎とし、令和8年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- (3) 貸倒引当金
 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 305百万円
 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 ア 算定方法
 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。
 イ 主要な仮定
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 ウ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は17,041百万円であり、その内訳は次のとおりです。
 (単位：百万円)

建 物	8,032	機械装置	6,873
土 地	413	その他の有形固定資産	1,721

- (2) 担保に供している資産
 定期預金12,110百万円を為替決済の担保に、定期預金10百万円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
 子会社等に対する金銭債権の総額 1百万円
 子会社等に対する金銭債務の総額 1,144百万円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 金銭債権 64百万円
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額 金銭債務はありません。

- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記
 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は129百万円、危険債権額は602百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は6百万円です。
 なお三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は504百万円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|------------------|--------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 164百万円 |
| うち事業取引高 | 51百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 112百万円 |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 157百万円 |
| うち事業取引高 | 157百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 0百万円 |

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを行った結果、営業店舗については支店ごと、給油所・LPG事業、旅行事業、車輦事業、葬祭事業については施設ごとに、また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、プラザ店については、なんかん地区プラザ店のみ本年度から業務内容が変更となり、所轄支店との業務的な連携も以前から比べて少なくなったことから支店グループとは別のグループとしました。なごか地区および柏崎地区は昨年同様に所轄支店での実績管理、事業目標設定を行い、経営に関する経営管理委員、総代の選出においても支店単位で行っていることから、支店グループとして最小単位としています。

本店、営農センター、農機事業、指導事業及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

No.	場所	用途	種類	その他
1	田上支店	営業用店舗	建物ほか	
2	旅行センター	営業用店舗	土地	
3	大島プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
4	本成寺プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
5	七谷プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
6	森町プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
7	帯織プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
8	北部プラザ店	営業用店舗	建物	
9	上通プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
10	なごか地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
11	さんとう地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
12	なんかん地域	不稼働資産	土地ほか	業務外固定資産
13	柏崎地域	不稼働資産	土地ほか	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

(2)①のNo.1～2の営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(2)①のNo.3～9の営業用店舗については、業務内容の変更に伴い、支店と同じグループではなく、単独での評価をおこないました。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(2)①のNo.10～13の不稼働資産の業務外固定資産については、遊休状態とされ早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は738百万円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|------------------|--------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 177百万円 |
| うち事業取引高 | 66百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 110百万円 |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 160百万円 |
| うち事業取引高 | 159百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 0百万円 |

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを行った結果、営業店舗については支店ごと、給油所・LPG事業、旅行事業、車輦事業、葬祭事業については施設ごとに、また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、プラザ店については、なごか地区および柏崎地区は所轄支店での実績管理、事業目標設定を行い、経営に関する経営管理委員、総代の選出においても支店単位で行っていることから、支店グループとして最小単位としています。なんかん地区プラザ店は昨年度から業務内容が変更となり、所轄支店との業務的な連携も少なくなったことから支店とは別グループとしております。

本店、営農センター、農機事業、指導事業及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

No.	場所	用途	種類	その他
1	出雲崎支店	営業用店舗	建物	
2	下田支店	営業用店舗	建物ほか	
3	なごか地域	賃貸用資産	土地	業務外固定資産
4	さんとう地域	賃貸用資産	建物ほか	業務外固定資産
5	なごか地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
6	さんとう地域	不稼働資産	建物ほか	業務外固定資産
7	なんかん地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
8	柏崎地域	不稼働資産	建物ほか	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

(2)①のNo.1～2の営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(2)①のNo.3～4の賃貸用資産の業務外固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(2)①のNo.5～8の不稼働資産の業務外固定資産については、遊休状態とされ早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場 所	減損損失額	内訳
1	田上支店	80 百万円	建物 63 百万円 その他 16 百万円
2	旅行センター	2 百万円	土地 2 百万円
3	大島プラザ店	4 百万円	土地 2 百万円、建物 2 百万円 その他 0 百万円
4	本成寺プラザ店	81 百万円	建物 65 百万円 その他 15 百万円
5	七谷プラザ店	11 百万円	土地 0 百万円、建物 10 百万円 その他 0 百万円
6	森町プラザ店	20 百万円	土地 2 百万円、建物 17 百万円 その他 0 百万円
7	帯織プラザ店	13 百万円	建物 6 百万円 その他 6 百万円
8	北部プラザ店	3 百万円	建物 3 百万円
9	上通プラザ店	39 百万円	建物 36 百万円 その他 2 百万円
10	ながおか地域 (不稼働資産)	0 百万円	土地 0 百万円
11	さんとう地域 (不稼働資産)	0 百万円	土地 0 百万円
12	なんかん地域 (不稼働資産)	14 百万円	土地 7 百万円、建物 7 百万円 その他 0 百万円
13	柏崎地域 (不稼働資産)	17 百万円	土地 16 百万円、建物 1 百万円
	合 計	288 百万円	土地 31 百万円、建物 215 百万円 その他 41 百万円

④回収可能価額の算定方法

(2)①のNo.1～No.13の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は公示価格に基づき算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については総合リスク管理委員会および理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部門・審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場 所	減損損失額	内訳
1	出雲崎支店	16 百万円	建物 16 百万円
2	下田支店	44 百万円	土地 9 百万円、建物 33 百万円 その他 1 百万円
3	ながおか地域 (賃貸用資産)	0 百万円	土地 0 百万円
4	さんとう地域 (賃貸用資産)	37 百万円	土地 7 百万円、建物 30 百万円 その他 0 百万円
5	ながおか地域 (不稼働資産)	0 百万円	土地 0 百万円
6	さんとう地域 (不稼働資産)	0 百万円	土地 0 百万円、建物 0 百万円
7	なんかん地域 (不稼働資産)	1 百万円	土地 1 百万円
8	柏崎地域 (不稼働資産)	0 百万円	土地 0 百万円、建物 0 百万円
	合 計	102 百万円	土地 20 百万円、建物 80 百万円 その他 1 百万円

④回収可能価額の算定方法

(2)①のNo.1～No.8の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については総合リスク管理委員会および理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部門・審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び総合リスク管理委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が720百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び総合リスク管理委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が542百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	449,917	448,980	△ 937
有価証券			
満期保有目的の債券	501	500	△ 1
その他有価証券	37,640	37,640	-
貸出金	106,195		
貸倒引当金（*1）	△ 142		
貸倒引当金控除後	106,052	106,615	562
雑資産（*2）	4		
貸倒引当金	△ 0		
貸倒引当金控除後	4	4	0
資産計	594,117	593,741	△ 375
貯金	603,606	602,220	△ 1,386
負債計	603,606	602,220	△ 1,386

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）雑資産のうち、職員厚生貸付であります。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	30,559

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	433,141	432,063	△ 1,078
有価証券			
満期保有目的の債券	400	391	△ 9
その他有価証券	47,805	47,805	-
貸出金	112,715		
貸倒引当金（*1）	△ 278		
貸倒引当金控除後	112,437	111,547	△ 889
雑資産（*2）	2		
貸倒引当金	0		
貸倒引当金控除後	2	2	0
資産計	593,787	591,811	△ 1,976
貯金	616,287	614,280	△ 2,006
負債計	616,287	614,280	△ 2,006

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*2）雑資産のうち、職員厚生貸付であります。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	30,515

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	449,917	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	100	-	-	100	200	100
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	2,300	2,000	2,600	1,900	2,400	27,750
貸出金(*2,3,4)	11,903	7,117	6,423	6,393	5,352	68,908
合計	464,221	9,117	9,023	8,393	7,952	96,758

- (*1) 有価証券の償還予定額は、満期時の償還額（額面金額）です。
 (*2) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）942百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
 (*3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権33百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*4) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件62百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	547,202	28,187	22,265	2,018	2,612	1,319

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
 ①満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 債券 地方債	300	301	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 債券 地方債	200	198	△1
合計	501	500	△1

- ②その他有価証券
 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	433,141	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	100	200	100	-
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	3,900	7,500	2,200	2,300	4,400	31,250
貸出金(*2,3,4)	12,138	7,274	7,375	6,352	5,846	73,631
合計	449,180	14,774	9,675	8,852	10,346	104,881

- (*1) 有価証券の償還予定額は、満期時の償還額（額面金額）です。
 (*2) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）908百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
 (*3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権46百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*4) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件49百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	564,449	22,310	21,841	2,023	4,148	1,513

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
 ①満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
 (単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 債券 地方債	400	391	△9
合計	400	391	△9

- ②その他有価証券
 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*1)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,328	1,314	13
	地方債	1,013	1,008	4
	特別法人債	2,942	2,916	26
	社債	803	802	1
	受益証券	796	698	98
	小計	6,885	6,741	144
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	6,446	7,239	△792
	地方債	9,189	9,597	△408
	特別法人債	927	1,001	△73
	政府保証債	175	199	△23
	社債	14,016	14,959	△943
	小計	30,755	32,997	△2,241
合計	37,640	39,738	△2,097	

(*1) なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」としています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	219	50	-

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,808 百万円
勤務費用	426 百万円
利息費用	39 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 274 百万円
退職給付の支払額	△ 486 百万円
期末における退職給付債務	7,514 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,109 百万円
期待運用収益	43 百万円
数理計算上の差異の発生額	0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	356 百万円
退職給付の支払額	△ 347 百万円
期末における年金資産	6,162 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	7,514 百万円
特定退職金共済制度	△ 6,162 百万円
未積立退職給付債務	1,351 百万円
未認識数理計算上の差異	283 百万円
貸借対照表計上額純額	1,635 百万円
退職給付引当金	1,635 百万円

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

（単位：百万円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*1)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	709	707	1
	地方債	201	201	0
	特別法人債	1,404	1,402	1
	受益証券	883	598	285
	小計	3,199	2,910	289
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	12,461	14,015	△ 1,553
	地方債	11,435	12,601	△ 1,165
	特別法人債	1,772	1,907	△ 134
	政府保証債	157	199	△ 42
	社債	18,779	20,518	△ 1,739
	小計	44,606	49,242	△ 4,635
合計	47,805	52,152	△ 4,346	

(*1) なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」としています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益	売却損
債券	380	-	19
社債	380	-	19
受益証券	430	40	-
合計	811	40	19

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,514 百万円
勤務費用	410 百万円
利息費用	77 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 545 百万円
過去勤務費用	△ 10 百万円
退職給付の支払額	△ 569 百万円
期末における退職給付債務	6,876 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,162 百万円
期待運用収益	47 百万円
数理計算上の差異の発生額	7 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	358 百万円
退職給付の支払額	△ 423 百万円
期末における年金資産	6,152 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	6,876 百万円
特定退職金共済制度	△ 6,152 百万円
未積立退職給付債務	723 百万円
未認識数理計算上の差異	807 百万円
貸借対照表計上額純額	1,531 百万円
退職給付引当金	1,531 百万円

令和6年度注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	426 百万円
利息費用	39 百万円
期待運用収益	△ 43 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 0 百万円
合計	421 百万円

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	69%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	0%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.28%～2.71%
長期期待運用収益率	0.72%
数理計算上の差異の処理年数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は97百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。
令和7年1月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、704百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な内訳

繰延税金資産	
其他有価証券評価差額金	580 百万円
外部出資減損否認額	476 百万円
退職給付引当金、役員退職慰労引当金	456 百万円
固定資産評価損否認	364 百万円
特例業務負担金引当金	194 百万円
資産除去債務	133 百万円
未払費用	65 百万円
借地権の減価償却費否認	56 百万円
賞与引当金	48 百万円
前払費用否認	27 百万円
その他	17 百万円
繰延税金資産小計	2,420 百万円
評価性引当額	△ 1,609 百万円
繰延税金資産合計 (A)	810 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に伴う有形固定資産	△ 49 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 49 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	761 百万円

令和7年度注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	410 百万円
利息費用	77 百万円
期待運用収益	△ 47 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 28 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 10 百万円
合計	402 百万円

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	73%
年金保険投資	24%
現金及び預金	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.59%～4.33%
長期期待運用収益率	0.89%
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	1年

(9) 特例業務負担金の将来見込額
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は93百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。
令和8年1月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、610百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な内訳

繰延税金資産	
其他有価証券評価差額金	1,202 百万円
外部出資減損否認額	488 百万円
退職給付引当金、役員退職慰労引当金	440 百万円
固定資産評価損否認	374 百万円
特例業務負担金引当金	172 百万円
資産除去債務	137 百万円
借地権の減価償却費否認	60 百万円
賞与引当金	52 百万円
未払費用	38 百万円
前払費用否認	28 百万円
その他	8 百万円
繰延税金資産小計	3,003 百万円
評価性引当額	△ 2,230 百万円
繰延税金資産合計 (A)	772 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に伴う有形固定資産	△ 43 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 43 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	729 百万円

決算の状況（単体）

令和6年度注記表（令和6年2月1日～令和7年1月31日）

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.87%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 12.56%
住民税均等割等	3.17%
税額控除	△ 3.86%
過年度税金等	1.55%
評価性引当額の増減	△ 63.00%
その他	0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 45.45%

令和7年度注記表（令和7年2月1日～令和8年1月31日）

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.00%
住民税均等割等	3.28%
税額控除	△ 0.64%
過年度税金等	0.01%
評価性引当額の増減	△ 5.09%
税率の変更による繰延税金資産への影響額	△ 2.70%
その他	0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.04%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。
 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は14百万円増加し、法人税等調整額は14百万円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- ①オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超	合計額
未経過リース料	1	1	2

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

- ①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 a 当該資産除去債務の概要
 当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。
 b 当該資産除去債務の金額の算定方法
 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～30年、割引率は0%～1.9%を採用しています。
 c 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|---------|
| 期首残高 | 499百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △ 17百万円 |
| 期末残高 | 482百万円 |
- ②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
 当組合では、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約にもとづき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上での必須の施設であり、現時点で退去を想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- ①オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超	合計額
未経過リース料	3	11	14

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

- ①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 a 当該資産除去債務の概要
 当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。
 b 当該資産除去債務の金額の算定方法
 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～30年、割引率は0%～1.9%を採用しています。
 c 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|------------|--------|
| 期首残高 | 482百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0百万円 |
| 期末残高 | 483百万円 |
- ②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
 当組合では、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約にもとづき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上での必須の施設であり、現時点で退去を想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	総代会承認日：令和7年4月22日	総代会承認日：令和8年4月23日
1. 当期末処分剰余金	1,070	657
2. 剰余金処分量	940	529
(1) 利益準備金	160	90
(2) 任意積立金	631	294
(リスク管理積立金)	(100)	(150)
(施設整備積立金)	(100)	(100)
(税効果調整積立金)	(396)	(-)
(地域農業応援積立金)	(34)	(44)
(3) 出資配当金 (配当率)	148 (1.0%)	144 (1.0%)
3. 次期繰越剰余金	130	128

注) 1. 出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

ただし、年度内の増資および新規加入については日割計算をしています。

(令和6年度) 1.0%

(令和7年度) 1.0%

2. 次期繰越剰余金に含まれる営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額は次のとおりです。

(令和6年度) 39百万円

(令和7年度) 23百万円

3. 目的積立金の積立基準等は次のとおりです。

- (1) リスク管理積立金は、貸出金等の不良債権処理、有価証券運用のリスクや金融商品の金利リスク、会計諸施策適用に関するリスク等に対応し、これらに伴う損失発生をてん補に備えることを目的とし、当期剰余金の10%以上を50億円に達するまで毎年積立てます。
- (2) 施設整備積立金は、施設等の整備(取得・修繕・解体)および情報処理システムの整備・改良等に伴い発生する多額の支出に備えることを目的とし、当期剰余金の10%以上を30億円に達するまで毎年積立てます。
- (3) 税効果調整積立金は、自己資本比率を維持向上させ、信用事業を中心とした当組合の事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため、税効果会計により発生する税効果調整額を積立てるもので、毎事業年度次により計算した額を積立てます。(当年度末における税務上の一時差異の金額×法定実効税率) - 前年度末積立額
- (4) 地域農業応援積立金は、管内の農業振興と農村および地域の活性化に向けて、営農指導事業の充実と、意欲ある農業者の環境整備を支援し、農業経営の安定と後継者等の育成に資することで、地域農業の持続的な発展に寄与することを目的とし、毎事業年度農業施策の状況や支援の予定等を勘案し、積立額を決定します。

決算の状況（単体）

部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	30,831	4,943	3,176	17,841	4,601	268	-
事業費用②	20,038	1,161	203	14,566	3,660	446	-
事業総利益(①-②)③	10,793	3,782	2,973	3,274	940	△178	-
事業管理費④	10,519	2,664	2,282	3,864	1,020	687	-
（うち減価償却費）⑤	(1,379)	(132)	(109)	(1,014)	(86)	(36)	(-)
（うち人件費）⑤'	(7,777)	(2,100)	(1,875)	(2,406)	(815)	(580)	(-)
※うち共通管理費⑥	-	314	248	446	102	45	△1,156
（うち減価償却費）⑦	(-)	(22)	(18)	(32)	(7)	(3)	(△84)
（うち人件費）⑦'	(-)	(196)	(155)	(279)	(64)	(28)	(△724)
事業利益(③-④)⑧	273	1,117	690	△589	△80	△865	-
（共通管理費除く）	(273)	(1,431)	(939)	(△143)	(22)	(△820)	(△1,156)
事業外収益⑨	708	345	183	128	41	9	-
※うち共通分⑩	-	62	49	88	20	8	△230
事業外費用⑪	86	21	18	35	8	3	-
※うち共通分⑫	-	20	16	28	6	2	△74
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	895	1,442	855	△496	△46	△858	-
特別利益⑭	19	5	4	7	1	0	-
※うち共通分⑮	-	5	4	7	1	0	△19
特別損失⑯	378	176	140	45	11	5	-
※うち共通分⑰	-	29	23	41	9	4	△107
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	536	1,271	718	△534	△56	△862	-
営農指導事業分配賦額⑲	-	-	-	862	-	△862	-
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	536	1,271	718	△1,397	△56	-	-

※事業収益および事業費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。また、収益認識会計基準は考慮していません。損益計算書とは一致しません。

※農業関連事業：購買（生産資材、農業機械、石油、車輛等）、販売、保管、加工、利用（カントリー、営農利用施設等）、その他事業（農地利用調整等）

※生活その他事業：購買（生活物資、生活燃料、LPガス等）、利用（パストラル、葬祭センター等）、その他事業（介護福祉・宅地等供給等）、生活指導

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等は、事業総利益割合、人員数割合、人件費を除く事業管理費割合の平均で配賦しています。

(2) 営農指導事業分の配賦は、農業関連事業へ配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

負担割合	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
共通管理費等	100.0%	27.2%	21.5%	38.6%	8.8%	3.9%
営農指導事業	100.0%	-	-	100.0%	-	-

部門別の資産（令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	662,259	602,564	1,837	19,451	2,386	593	35,424
総資産(共通資産配分後)	662,259	612,187	9,453	33,126	5,517	1,973	-
（うち固定資産）	(20,034)	(2,952)	(2,518)	(11,793)	(2,064)	(706)	-

※共通資産は、事業総利益割合、人員数割合、人件費を除く事業管理費割合の平均で配賦しています。

部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	33,059	5,786	3,239	18,917	5,044	71	-
事業費用②	22,360	2,255	218	15,539	4,055	291	-
事業総利益（①-②）③	10,698	3,531	3,020	3,377	989	△219	-
事業管理費④	10,645	3,000	1,941	3,949	1,042	710	-
（うち減価償却費）⑤	(1,447)	(146)	(92)	(1,068)	(101)	(38)	(-)
（うち人件費）⑤'	(7,794)	(2,369)	(1,584)	(2,425)	(818)	(596)	(-)
※うち共通管理費⑥	-	320	226	449	104	45	△1,146
（うち減価償却費）⑦	(-)	(29)	(20)	(41)	(9)	(4)	(△104)
（うち人件費）⑦'	(-)	(192)	(135)	(269)	(62)	(27)	(△686)
事業利益（③-④）⑧	53	530	1,078	△572	△53	△929	-
（共通管理費除く）	(53)	(851)	(1,304)	(△122)	(50)	(△884)	(△1,146)
事業外収益⑨	618	210	174	178	45	9	-
※うち共通分⑩	-	60	42	84	19	8	△216
事業外費用⑪	71	18	14	28	5	3	-
※うち共通分⑫	-	15	10	21	5	2	△55
経常利益（⑧+⑨-⑪）⑬	600	722	1,238	△422	△13	△923	-
特別利益⑭	41	11	7	16	3	1	-
※うち共通分⑮	-	11	7	15	3	1	△40
特別損失⑯	123	59	26	30	4	2	-
※うち共通分⑰	-	14	10	20	4	2	△52
税引前当期利益⑱	517	674	1,219	△436	△15	△924	-
（⑬+⑭-⑯）							
営農指導事業分配賦額⑲	-	-	-	924	-	△924	-
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益（⑱-⑲）⑳	517	674	1,219	△1,360	△15	-	-

※事業収益および事業費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。また、収益認識会計基準は考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

※農業関連事業：購買（生産資材、農業機械、石油、車輛等）、販売、保管、加工、利用（カントリー、営農利用施設等）、その他事業（農地利用調整等）

※生活その他事業：購買（生活物資、生活燃料、LPガス等）、利用（パストラル、葬祭センター等）、その他事業（介護福祉・宅地等供給等）、生活指導

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等は、事業総利益割合、人員数割合、人件費を除く事業管理費割合の平均で配賦しています。

(2) 営農指導事業分の配賦は、農業関連事業へ配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

負担割合	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
共通管理費等	100.0%	28.0%	19.7%	39.2%	9.1%	4.0%
営農指導事業	100.0%	-	-	100.0%	-	-

部門別の資産（令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	671,613	603,081	1,468	28,437	2,603	596	35,426
総資産（共通資産配分後）	671,613	612,995	8,455	42,335	5,824	2,002	-
（うち固定資産）	(20,244)	(3,159)	(2,120)	(11,967)	(2,278)	(719)	-

※共通資産は、事業総利益割合、人員数割合、人件費を除く事業管理費割合の平均で配賦しています。

業務別残高（単体）

【貯金】

（1）科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
流 動 性 貯 金	312,291	(51.8)	322,753	(53.6)	10,461
定 期 性 貯 金	289,873	(48.1)	278,356	(46.2)	△ 11,516
そ の 他 の 貯 金	389	(0.0)	464	(0.0)	75
計	602,554	(100.0)	601,575	(100.0)	△ 978
譲 渡 性 貯 金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	602,554	(100.0)	601,575	(100.0)	△ 978

- 注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

（2）定期貯金残高

（単位：百万円、％）

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
定 期 貯 金	274,377	(100.0)	273,187	(100.0)	△ 1,190
うち固定金利定期	274,321	(99.9)	273,138	(99.9)	△ 1,182
うち変動金利定期	56	(0.0)	48	(0.0)	△ 8

- 注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

【貸出】

（1）科目別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
手 形 貸 付 金	214	(0.2)	192	(0.1)	△ 21
証 書 貸 付 金	103,762	(98.2)	109,422	(98.7)	5,659
当 座 貸 越	1,234	(1.1)	1,182	(1.0)	△ 52
割 引 手 形	-	(-)	-	(-)	-
金 融 機 関 貸 付	421	(0.4)	-	(-)	△ 421
合 計	105,632	(100.0)	110,796	(100.0)	5,164

- 注) () 内は構成比です。

（2）貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、％）

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
固 定 金 利 貸 出	67,729	(63.7)	68,700	(60.9)	971
変 動 金 利 貸 出	36,630	(34.4)	42,451	(37.6)	5,821
そ の 他	1,834	(1.7)	1,563	(1.3)	△ 271
合 計	106,195	(100.0)	112,715	(100.0)	6,520

- 注) 1. 「その他」は当座貸越、無利息など固定・変動の区分が困難なものです。
 2. () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
貯金・定期積金等	1,386	(1.3)	1,292	(1.1)	△94
有価証券	—	(—)	—	(—)	—
動 産	—	(—)	—	(—)	—
不 動 産	2,460	(2.3)	2,206	(1.9)	△253
そ の 他 担 保 物	16,771	(15.7)	16,080	(14.2)	△691
小 計	20,617	(19.4)	19,578	(17.3)	△1,038
農業信用基金協会保証	67,095	(63.1)	69,794	(61.9)	2,699
そ の 他 保 証	11,724	(11.0)	12,939	(11.4)	1,215
小 計	78,820	(74.2)	82,734	(73.4)	3,914
信 用	6,756	(6.3)	10,402	(9.2)	3,645
合 計	106,195	(100.0)	112,715	(100.0)	6,520

注) () 内は構成比です。

(4) 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
貯金・定期積金等	—	(—)	—	(—)	—
有価証券	—	(—)	—	(—)	—
動 産	—	(—)	—	(—)	—
不 動 産	—	(—)	—	(—)	—
そ の 他 担 保 物	154	(100.0)	154	(100.0)	—
小 計	154	(100.0)	154	(100.0)	—
信 用	—	(—)	—	(—)	—
合 計	154	(100.0)	154	(100.0)	—

注) () 内は構成比です。

(5) 貸付金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
設 備 資 金	103,655	(97.6)	107,397	(95.2)	3,741
運 転 資 金	2,539	(2.3)	5,318	(4.7)	2,779
合 計	106,195	(100.0)	112,715	(100.0)	6,520

注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
農 業	14,369	(13.5)	13,731	(12.1)	△638
林 業	4	(0.0)	5	(0.0)	1
水 産 業	19	(0.0)	17	(0.0)	△1
製 造 業	15,857	(14.9)	16,495	(14.6)	638
鉱 業	901	(0.8)	937	(0.8)	36
建 設 ・ 不 動 産 業	13,022	(12.2)	13,227	(11.7)	205
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,191	(1.1)	1,442	(1.2)	251
運 輸 ・ 通 信 業	3,436	(3.2)	3,587	(3.1)	151
金 融 ・ 保 険 業	2,455	(2.3)	2,287	(2.0)	△167
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	20,666	(19.4)	21,071	(18.6)	404
地 方 公 共 団 体	617	(0.5)	4,724	(4.1)	4,106
非 営 利 法 人	—	(—)	—	(—)	—
そ の 他	33,654	(31.6)	35,187	(31.2)	1,532
合 計	106,195	(100.0)	112,715	(100.0)	6,520

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

業務別残高（単体）

（7）主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

（単位：百万円、％）

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	6,685 (100.0)	6,697 (100.0)	11
穀 作	3,655 (54.6)	3,443 (51.4)	△212
野 菜 ・ 園 芸	80 (1.2)	57 (0.8)	△23
果 樹 ・ 樹 園 農 業	213 (3.1)	188 (2.8)	△25
工 芸 作 物	－ (－)	－ (－)	－
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	42 (0.6)	29 (0.4)	△13
養 鶏 ・ 養 卵	－ (－)	2 (0.0)	2
養 蚕	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 農 業	2,693 (40.2)	2,977 (44.4)	283
農 業 関 係 団 体 等	－ (－)	－ (－)	－
合 計	6,685 (100.0)	6,697 (100.0)	11

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社が含まれています。
 4. () 内は構成比です。

②資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円、％）

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	4,529 (67.7)	4,567 (68.1)	37
農 業 制 度 資 金	2,155 (32.2)	2,130 (31.8)	△25
農 業 近 代 化 資 金	656 (9.8)	863 (12.8)	207
そ の 他 制 度 資 金	1,499 (22.4)	1,266 (18.9)	△232
合 計	6,685 (100.0)	6,697 (100.0)	11

- 注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。
 4. () 内は構成比です。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円、％）

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他	－ (－)	－ (－)	－
合 計	－ (－)	－ (－)	－

- 注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。
 2. () 内は構成比です。

（8）元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

(9) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	53	64	-	53	64	64	95	-	64	95
個別貸倒引当金	102	77	7	95	77	77	183	1	76	183
合 計	156	142	7	148	142	142	278	1	140	278

注) 信用事業に係る貸倒引当金を記載しています。

(10) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額	0	-

【有価証券等】

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
国 債	7,268	(21.0)	9,778	(22.4)	2,509
地 方 債	8,632	(25.0)	11,636	(26.7)	3,004
政 府 保 証 債	199	(0.5)	199	(0.4)	0
金 融 債	-	(-)	-	(-)	-
短 期 社 債	-	(-)	-	(-)	-
社 債	17,892	(51.8)	21,256	(48.8)	3,364
株 式	-	(-)	-	(-)	-
そ の 他 証 券	492	(1.4)	667	(1.5)	175
合 計	34,485	(100.0)	43,538	(100.0)	9,053

注) () 内は構成比です。

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度								令 和 7 年 度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	11年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	604	619	104	-	1,274	5,171	-	7,774	200	5,492	-	-	3,705	3,772	-	13,170
地 方 債	300	306	1,207	395	7,364	1,128	-	10,704	201	698	980	-	9,266	890	-	12,038
政府保証債	-	-	-	-	-	175	-	175	-	-	-	-	-	157	-	157
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	1,502	3,729	3,275	2,830	4,304	3,047	-	18,690	3,488	3,581	5,814	1,870	4,711	2,490	-	21,956
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	796	796	-	-	-	-	-	-	883	883

業務別残高（単体）

（4）有価証券等の時価情報等

①有価証券関係

ア）売買目的有価証券

該当する取引はありません。

イ）満期保有目的の債券

（単位：百万円）

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	300	301	0	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
小 計	300	301	0	—	—	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	200	198	△ 1	400	391
	政府保証債	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
小 計	200	198	△ 1	400	391	
合 計	501	500	△ 1	400	391	

ウ）その他有価証券

（単位：百万円）

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	6,088	6,042	45	2,315	2,311
	国 債	1,328	1,314	13	709	707
	地 方 債	1,013	1,008	4	201	201
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	3,746	3,719	27	1,404	1,402
	政府保証債	—	—	—	—	—
	その他の証券	796	698	98	883	598
小 計	6,885	6,741	144	3,199	2,910	
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	30,755	32,997	△ 2,241	44,606	49,242
	国 債	6,446	7,239	△ 792	12,461	14,015
	地 方 債	9,189	9,597	△ 408	11,435	12,601
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	14,944	15,960	△ 1,016	20,552	22,426
	政府保証債	175	199	△ 23	157	199
その他の証券	—	—	—	—	—	
小 計	30,755	32,997	△ 2,241	44,606	49,242	
合 計	37,640	39,738	△ 2,097	47,805	52,152	

②金銭の信託関係

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度	増減
投資信託残高（ファンドラップ含む）	2,782	4,673	1,890

注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和6年度	令和7年度	増減
残高有り投資信託口座数	2,671	4,294	1,623

【為替業務等】

(1) 内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

項目		令和6年度		令和7年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	160,948	812,036	166,476	803,402
	金額	135,191	205,113	137,657	213,910
代金取立為替	件数	3	2	7	2
	金額	12	0	43	9
雑為替	件数	7,893	5,072	7,334	4,943
	金額	3,638	10,412	42,868	48,214
合計	件数	168,844	817,110	173,817	808,347
	金額	138,842	215,525	180,569	262,134

【平均残高・利回り等】

(1) 信用事業粗利益・コア事業純益等

（単位：百万円、%）

項目	令和6年度	令和7年度	増減	
直接収益	資金運用収益	4,491	5,357	866
	役務取引等収益	241	249	8
	その他事業直接収益	-	-	-
	その他経常収益	211	179	△32
計	4,943	5,786	842	
間接費用	資金調達費用	279	1,138	859
	役務取引等費用	80	73	△7
	その他事業直接費用	-	19	19
	その他経常費用	801	1,023	222
計	1,161	2,255	1,094	
資金運用収支	4,211	4,218	7	
役務取引等収支	161	176	15	
その他信用事業収支	△590	△864	△273	
信用事業粗利益	4,372	4,395	22	
信用事業粗利益率	0.73%	0.74%	0.01%	
事業粗利益	11,817	11,820	2	
事業粗利益率	1.79%	1.77%	△0.02%	
事業純益	1,297	1,174	△123	
実質事業純益	1,297	1,174	△123	
コア事業純益	1,297	1,154	△142	
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	1,247	1,114	△133	

業務別残高（単体）

(2) 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	596,165	4,491	0.75%	591,130	5,357	0.90%
うち預金	455,547	2,474	0.54%	436,374	3,103	0.71%
うち有価証券	34,985	314	0.89%	43,959	447	1.01%
うち貸出金	105,632	1,139	1.07%	110,796	1,300	1.17%
資金調達勘定	603,872	279	0.04%	602,801	1,138	0.18%
うち貯金・定期積金	602,554	263	0.04%	601,575	1,119	0.18%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,318	3	0.26%	1,225	3	0.24%
総資金利ざや			0.26%			0.22%

- 注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費÷資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)の平均残高×100
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

(3) 受取利息・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種類	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	93	866
うち預金	50	629
うち有価証券	46	132
うち貸出金	△3	160
支払利息	448	859
うち貯金・定期積金	226	856
うち譲渡性貯金	223	-
うち借入金	△0	△0

【共済事業】

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和6年度		令和7年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生	終身共済	13,167	570,937	20,924	541,567
	定期生命共済	3,733	27,428	3,733	29,902
	養老生命共済	724	113,826	1,186	96,467
	うちこども共済	500	50,911	790	45,829
命	医療共済	181	18,814	227	16,319
	がん共済	-	2,328	-	2,075
	定期医療共済	-	3,185	-	3,045
系	介護共済	3,825	22,830	4,539	24,906
	年金共済	-	448	-	392
建物更生共済	54,120	976,757	39,233	953,832	
合	計	75,753	1,736,558	69,844	1,668,509

- 注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医療共済	入院共済金額	0	158	0	136
	治療共済金額	405	3,523	421	3,996
がん共済	入院共済金額	2	88	0	73
	治療共済金額			295	365
定期医療共済	-	6	-	5	
合 計	入院共済金額	2	252	0	215
	治療共済金額	405	3,523	717	4,361

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	4,981	30,370	6,868	34,053
認知症共済	108	1,295	92	1,337
生活障害共済(一時金型)	3,143	24,366	3,047	26,387
生活障害共済(定期年金型)	94	935	85	969
特定重度疾病共済	426	5,040	342	5,158

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	259	14,256	242	13,478
年金開始後		5,110		5,271
合 計	259	19,367	242	18,749

注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	151,578	147	149,939	145
自動車共済		2,652		2,703
傷害共済	129,586	20	107,944	19
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	32	0	32	0
賠償責任共済		3		3
自賠責共済		245		251
合 計		3,069		3,124

注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

業務別残高（単体）

【他部門の事業】

(1) 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
生 産 資 材	肥 料	2,084	2,167
	農 薬	1,917	1,920
	飼 料	130	112
	農 業 機 械	1,643	1,917
	自動車（除く二輪）	1,048	1,133
	燃 料	3,021	2,955
	そ の 他 生 産 資 材	1,223	1,195
	計	11,070	11,402
生 活 物 資	食 品	779	903
	家 庭 燃 料	1,007	1,081
	そ の 他 生 活 物 資	468	563
	計	2,255	2,549
合 計		13,325	13,951

注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における購買品供給高の金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
受 託 販 売 品	米	20,294	22,964
	大豆・麦・そば	439	380
	青 果 物	2,609	2,181
	畜 産 物	663	610
	直 営 直 売 所	1,422	1,487
	そ の 他	658	710
	計	26,086	28,335
買 取 販 売 品	米	-	95
	直 営 直 売 所	1,031	1,202
	そ の 他	3	6
	計	1,035	1,304
合 計		27,121	29,639

注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における販売品販売高の金額とは一致しません。

(3) 保管事業収支

(単位：百万円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
収 入	保 管 料	391	473
	荷 役 料	6	5
	雑 収 入	82	54
	計	481	533
費 用	材 料 費	2	3
	労 務 費	9	11
	雑 費	203	196
	計	215	211
差 引		265	322

(4) 利用事業収支

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	カントリーエレベーター	758	886
	ライス・シードセンター	116	170
	育 苗 セ ン タ ー	786	788
	そ の 他 営 農 施 設	242	239
	葬 祭 セ ン タ ー	916	1,000
	パ ス ト ラ ル 長 岡	124	122
	旅 行 セ ン タ ー	39	40
	計	2,985	3,249
費 用	カントリーエレベーター	572	605
	ライス・シードセンター	111	114
	育 苗 セ ン タ ー	601	616
	そ の 他 営 農 施 設	223	238
	葬 祭 セ ン タ ー	555	593
	パ ス ト ラ ル 長 岡	62	65
	旅 行 セ ン タ ー	8	9
	計	2,134	2,243
差 引	851	1,005	

注) 表中の収入および費用は、収益認識会計基準を考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

(5) 加工事業収支

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	も ち 加 工	239	177
	精 米 加 工	733	1,208
	計	973	1,385
費 用	も ち 加 工	217	159
	精 米 加 工	666	1,086
	計	883	1,245
差 引	89	139	

注) 表中の収入および費用は、収益認識会計基準を考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

(6) 指導事業収支

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦 課 金	27	27
	指 導 事 業 補 助 金	196	5
	実 費 収 入	77	67
	そ の 他 指 導 収 入	1	1
	計	303	101
費 用	営 農 改 善 費	178	189
	生 活 改 善 費	14	16
	教 育 情 報 費	18	15
	組 織 活 動 費	137	130
	農 政 対 策 費 等	175	13
	計	523	364
差 引	△ 220	△ 263	

注) 表中の収入および費用は、収益認識会計基準を考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

経営諸指標（単体）

（1）主要な経営指標等

（単位：百万円、%、人）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	29,775	30,831	33,059
信用事業	4,725	4,943	5,786
共済事業	3,185	3,176	3,239
農業関連事業	17,318	17,841	18,917
生活その他事業	4,294	4,601	5,044
営農指導事業	251	268	71
経常利益	1,048	895	600
当期剰余金	514	779	445
出資金 （出資口数）	15,322 (15,322千口)	15,027 (15,027千口)	14,677 (14,677千口)
剰余金配当金額	259	148	144
出資配当の額	151	148	144
事業利用分量配当の額	107	-	-
純資産額	44,904	44,046	41,684
総資産額	656,435	662,259	671,613
貯金残高（期末）	598,359	603,606	616,287
（期中平均）	603,345	602,554	601,575
貸出金残高（期末）	103,363	106,195	112,715
（期中平均）	102,960	105,632	110,796
有価証券残高（期末）	29,911	38,141	48,206
（期中平均）	28,301	34,985	43,959
単体自己資本比率（%）	17.89	18.04	18.29
職員数（人）	1,475	1,458	1,417

（2）利益率

（単位：%）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.15	0.13	0.08
資本経常利益率	2.34	2.01	1.39
総資産当期純利益率	0.07	0.11	0.06
資本当期純利益率	1.14	1.75	1.03

- 注）1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） ÷ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

（3）信用事業の主要な経営指標等の推移

（単位：百万円、%）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貯貸率（期末）	17.2	17.5	18.2
（期中平均）	17.0	17.5	18.4
貯証率（期末）	4.9	6.3	7.8
（期中平均）	4.6	5.8	7.3
一職員当たり貯金残高	1,931	1,901	1,988
一店舗当たり貯金残高	27,198	27,436	28,013
一職員当たり貸出金残高	333	334	363
一店舗当たり貸出金残高	4,698	4,827	5,123

- 注）1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高 ÷ 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期末） = 有価証券残高 ÷ 貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項目	令和6年度	令和7年度	項目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目			特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	45,995	45,885	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、出資金および資本準備金の額	15,029	14,679	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、再評価積立金の額	-	-	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
うち、利益剰余金の額	31,234	31,530	コア資本に係る調整項目の額（ロ）	49	40
うち、外部流出予定額（△）	148	144	自己資本		
うち、上記以外に該当するものの額	△119	△178	自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	46,012	45,945
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	66	100	リスク・アセット等		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	66	100	信用リスク・アセットの額の合計額	233,148	242,754
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		763
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△771	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	46,062	45,986	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△771	
コア資本に係る調整項目			うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	49	40	うち、上記以外に該当するものの額	-	
うち、のれんに係るものの額	-	-	マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	40	勘定間の振替分		-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,825	8,405
適格引当金不足額	-	-	信用リスク・アセット調整額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	フロア調整額		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
前払年金費用の額	-	-	リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	254,974	251,160
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	自己資本比率		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	自己資本比率（（ハ） / （二））	18.04%	18.29%
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-			
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-			

- 注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実の状況（単体）

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,677	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	8,571	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	11,793	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	808	80	3
我が国の政府関係機関向け	3,220	302	12
地方三公社向け	4,390	704	28
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	452,881	90,576	3,623
法人等向け	14,732	6,036	241
中小企業等向けおよび個人向け	14,017	4,398	175
抵当権付住宅ローン	672	191	7
不動産取得等事業向け	19,410	19,114	764
三月以上延滞等	57	25	1
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等による保証付	67,146	6,626	265
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	3,507	3,507	140
（うち出資等のエクスポージャー）	3,507	3,507	140
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	58,911	101,640	4,065
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等およびその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	614	1,535	61
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポー ジャー）	27,051	67,629	2,705
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	829	2,074	82
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係 るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	30,415	30,400	1,216
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	698	706	28
（うちルックスルー方式）	698	706	28
（うちマナド方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	771	30
標準的手法を適用するエクスポージャー計	664,537	233,148	9,325
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	664,537	233,148	9,325
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	21,825		873
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	254,974		10,198

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に参入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,850	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	14,750	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,040	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	605	60	2
我が国の政府関係機関向け	2,814	261	10
地方三公社向け	4,224	681	27
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	436,446	87,309	3,492
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	18,661	7,482	299
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,882	2,655	106
（うちトランザクター向け）	36	16	0
不動産関連向け	30,992	22,452	898
（うち自己居住用不動産等向け）	12,905	4,009	160
（うち賃貸用不動産向け）	15,859	16,462	658
（うち事業用不動産関連向け）	738	1,102	44
（うちその他不動産関連向け）	1,488	878	35
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	408	247	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	115	60	2
取立未済手形	56	11	0
信用保証協会等による保証付	69,861	6,891	275
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
株式等	3,464	3,464	138
上記以外	68,414	111,337	4,453
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	609	1,522	60
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,051	67,629	2,705
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	788	1,971	78
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	499	748	29
（うち上記以外のエクスポージャー）	39,466	39,465	1,578
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	598	602	24
（うちルックスルー方式）	598	602	24
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	763	30
標準的手法を適用するエクスポージャー計	678,190	242,754	9,710
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	58,911	101,640	4,065
中央清算機関関連エクスポージャー	614	1,535	61
合計（信用リスク・アセットの額）	664,537	233,148	9,325
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額	a	所要自己資本額 b=a×4%
	8,405		336
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	251,160		10,046

自己資本の充実の状況（単体）

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,405
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	336
BI	5,603
BIC	672

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	663,839	106,434	39,640	—	57	677,592	114,892	52,095	—	523
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	663,839	106,434	39,640	—	57	677,592	114,892	52,095	—	523
法 人	農 業	2,936	2,913	—	—	2,924	2,901	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	1,826	21	1,804	—	—	3,029	20	3,008	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	5,566	4,664	902	—	—	5,592	4,490	1,102	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,502	—	6,502	—	—	7,308	—	7,308	—
	運輸・通信業	4,063	8	3,977	—	—	4,730	7	4,645	—
	金融・保険業	485,292	—	5,338	—	—	469,960	—	6,323	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,277	341	1,303	—	0	4,550	357	1,604	—
	日本国政府・地方公共団体	20,365	617	19,712	—	—	32,791	4,732	28,002	—
上 記 以 外	216	26	100	—	—	206	16	100	—	
個 人	97,868	97,840	—	—	57	102,390	102,366	—	—	517
そ の 他	34,923	—	—	—	—	44,105	—	—	—	—
業種別残高計	663,839	106,434	39,640	—	57	677,592	114,892	52,095	—	523
1年以下	459,053	4,462	2,411	—	—	444,516	4,758	3,911	—	—
1年超3年以下	7,485	2,835	4,649	—	—	13,020	3,181	9,838	—	—
3年超5年以下	9,636	5,010	4,625	—	—	11,489	4,569	6,920	—	—
5年超7年以下	7,914	4,608	3,306	—	—	6,810	4,712	2,098	—	—
7年超10年以下	19,749	6,270	13,479	—	—	29,736	10,345	19,390	—	—
10年超	93,213	82,045	11,167	—	—	94,406	84,471	9,935	—	—
期限の定めのないもの	66,785	1,201	—	—	—	77,612	2,854	—	—	—
残存期間別残高計	663,839	106,434	39,640	—	—	677,592	114,892	52,095	—	—

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

自己資本の充実の状況（単体）

③貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	55	66	—	55	66	66	100	—	66	100
個別貸倒引当金	132	114	7	125	114	114	205	1	112	205

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

区 分	令和 6 年度						令和 7 年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国 内	132	114	7	125	114	—	114	205	1	112	205	—	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	132	114	7	125	114	—	114	205	1	112	205	—	
法 人	農 業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	1	1	—	1	1	—	1	0	—	1	0	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	131	113	7	123	113	—	113	204	1	111	204	—	
業種別計	132	114	7	125	114	—	114	205	1	112	205	—	

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))		
現金	0%	3,850	-	3,850	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	0%	14,750	-	14,750	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	0~150%	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0%	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0%	18,040	-	18,040	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150%	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150%	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20%	605	-	605	-	60	10
我が国の政府関係機関向け	10~20%	2,814	-	2,814	-	261	9
地方三公社向け	20%	4,224	-	4,224	-	681	16
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20~150%	436,446	-	436,446	-	87,309	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20~150%	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10~100%	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	20~150%	18,661	-	18,661	-	7,482	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150%	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45~100%	2,846	18,909	2,237	2,036	2,655	62
（うちトランザクター向け）	45%	-	361	-	36	16	45
不動産関連向け	20~150%	30,992	-	30,194	-	22,452	74
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75%	12,905	-	12,377	-	4,009	32
（うち賃貸用不動産向け）	30~150%	15,859	-	15,616	-	16,462	105
（うち事業用不動産関連向け）	70~150%	738	-	735	-	1,102	150
（うちその他不動産関連向け）	60%	1,488	-	1,465	-	878	60
（うちADC向け）	100~150%	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	150%	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く）	50~150%	236	189	234	9	247	101
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	100%	72	62	62	-	60	96
取立未済手形	20%	56	-	56	-	11	20
信用保証協会等による保証付	0~10%	69,851	106	68,908	10	6,891	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10%	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400%	3,464	-	3,464	-	3,464	100
共済約款貸付	0%	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1,250%	68,414	-	68,414	-	111,337	163
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250%	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400%	609,181	-	609,181	-	1,522	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250%	27,051	-	27,051	-	67,629	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250%	788	-	788	-	1,971	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250%	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150%	499	-	499	-	748	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100%	39,465	-	39,465	-	39,465	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期 STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	598	-	598	-	602	101
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	△763	-
合 計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	242,754	-

注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

自己資本の充実の状況（単体）

⑥ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和7年度														
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府および中央銀行向け	14	-	-	-	-	-	14								
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-								
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	18	-	-	-	-	-	-	18							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
地方公共団体金融機構向け	-	0	-	-	-	-	-	0							
我が国の政府関係機関向け	0	2	-	-	-	-	0	2							
地方三公社向け	0	-	3	-	-	-	0	4							
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計							
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-							
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	436	0	-	-	-	-	-	0	436						
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	0	-	-	-	-	-	-	0						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計					
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6	12	-	-	-	-	-	-	0	18					
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	100%	150%	250%	400%	その他	合計									
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
株式等	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3					
	45%	75%	100%	その他	合計										
中堅中小企業等向けおよび個人向け	0	2	0	1	4										
(うちトランザクター向け)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	10	12		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	0	-	-	15	0	0	0	15			
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計								
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0			
	60%	その他	合計												
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	0	1			
	100%	150%	その他	合計											
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	50%	100%	150%	その他	合計										
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0			
	0%	10%	20%	100%	その他	合計									
現金	3	-	-	-	-	-	3								
取立未済手形	-	-	0	-	-	-	0								
信用保証協会等による保証付	-	-	68	-	-	-	-	-	-	-	-	68			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

項目	令和6年度		
	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高			
リスク・ウェイト 0%	－	27,664	27,664
リスク・ウェイト 2%	－	－	－
リスク・ウェイト 4%	－	－	－
リスク・ウェイト 10%	－	70,094	70,094
リスク・ウェイト 20%	5,161	464,101	469,263
リスク・ウェイト 35%	－	395	395
リスク・ウェイト 50%	9,120	3,951	13,071
リスク・ウェイト 75%	－	1,338	1,338
リスク・ウェイト 100%	－	54,020	54,020
リスク・ウェイト 150%	－	10	10
リスク・ウェイト 250%	－	27,981	27,981
その他	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%	－	－	－
合計	14,281	649,557	663,839

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	試算の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目		
40%未満	566,859	106	10%	564,738
40～70%	18,500	481	10%	18,524
75%	842	17,237	10%	2,451
80%	－	0	10%	0
85%	377	154	100%	512
90～100%	424	1,111	10%	522
105～130%	15,480	－	－	15,308
150%	984	81	10%	988
250%	3,464	－	－	3,464
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	1	82	10%	9
合計	606,916	19,205	11%	606,611

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

自己資本の充実の状況（単体）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199	—
地方三公社向け	—	866	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	138	11,357	—
抵当権付住宅ローン	—	270	—
不動産取得等事業向け	—	2	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	138	12,695	—

注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	199	—
地方三公社向け	—	818	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	102	1,325	—
自己居住用不動産等向け	2	11,408	—
賃貸用不動産向け	0	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	4	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	0	1	—
合 計	105	13,758	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理方針の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、理事長以下、常勤役員および関係部門長で構成する総合リスク管理委員会において、事務リスク、システムリスク等の管理を行っております。

自己資本の充実の状況（単体）

②B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

③I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、総合リスク管理委員会のなかで、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会のなかで決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

区分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	30,559	30,559	30,515	30,515
合計	30,559	30,559	30,515	30,515

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社株式の評価損益等）（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	698	598
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、総合リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

自己資本の充実の状況（単体）

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	940	1,231	171	180
2	下方パラレルシフト	△974	△1,670	66	40
3	スティーブ化	1,554	1,721		
4	フラット化	△1,292	△1,400		
5	短期金利上昇	△426	△358		
6	短期金利低下	565	817		
7	最大値	1,554	1,721	171	180
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		45,945		46,012

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額およびオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引および派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準ではリスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引および長期決済期間取引を時価評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入および提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
ΔEVE	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
ΔNII	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅をマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティプ化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

当JAの現況と取り組み

JAの概況と事業のご案内

資料編

● 決算および財務の状況

グループの概況

ページ

グループの事業系統図	96
連結事業概況	96
連結子会社等の事業概況	96
連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要	98
子会社等の状況	98
子会社等の財務内容	98
連結事業年度の主要な経営指標	98
連結貸借対照表	99
連結損益計算書	100
連結キャッシュ・フロー計算書	101
連結注記表	102
連結剰余金計算書	122
農協法に基づく開示債権	122
連結事業年度の事業別経常収益等	123

連結自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	124
2. 自己資本の充実度に関する事項	125
3. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	127
4. 信用リスクに関する事項	127
5. 信用リスク削減手法に関する事項	133
6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	134
7. 証券化エクスポージャーに関する事項	134
8. CVAリスクに関する事項	134
9. マーケット・リスクに関する事項	134
10. オペレーショナル・リスクに関する事項	134
11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	135
12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	135
13. 金利リスクに関する事項	135

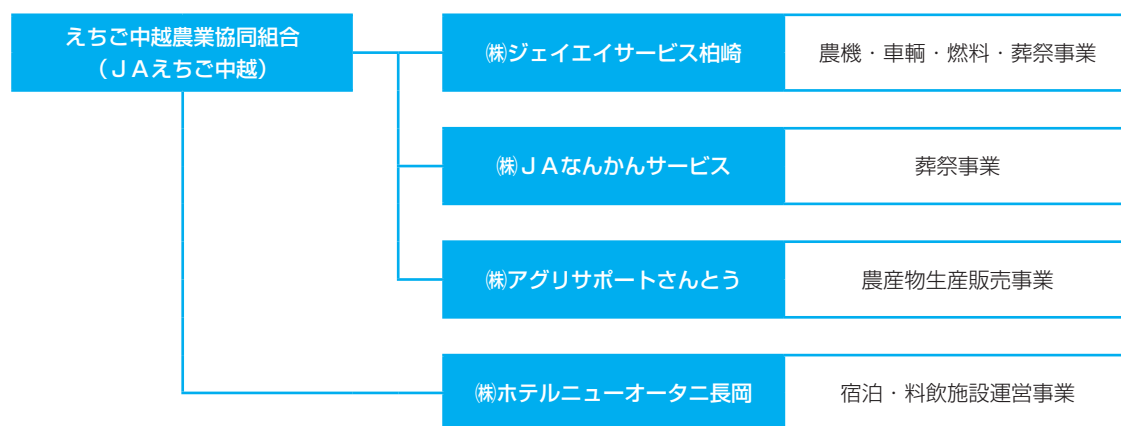
連結情報

グループの概況

(1) グループの事業系統図

えちご中越農業協同組合（JAえちご中越）のグループは、当JAおよび子会社3社、子法人等1社で構成し、JA事業を中心に宿泊・料飲施設運営等を行いながら、組合員および地域住民に向けたサービスに努めています。

当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社および連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社は4社です。



(2) 連結事業概況

令和7年度は、世界的にインフレが落ち着き、欧州を中心に金融緩和への転換が進みました。米中関係やウクライナ情勢、中東の緊張など地政学リスクは依然として残りましたが、大規模な経済危機は回避され、世界経済は緩やかな回復基調となりました。

国内では、大阪・関西万博が開催され、インバウンドの増加による経済の活性化が図られましたが、少子高齢化や労働力不足といった構造的課題は依然として深刻な状況です。また、円安によって輸出は好調な一方、物価上昇が家計を圧迫しました。とりわけ、米の価格については過去に類を見ない水準まで高騰したことで、生産者・消費者双方に大きな影響が生じました。

このような情勢の中、JAえちご中越は「ともに支え合い、地域と農業を未来へつなぐ」の経営理念のもと、「農業の発展と組合員・地域の夢の実現」を目指して事業運営に取り組んでまいりました。

農業生産面では、猛暑と渇水による品質・収穫量への影響が懸念されましたが、基幹作物である米の作況単収指数においては中越地区525kgと前年産に比べ16kg増加となり、品質においても主力品目であるコシヒカリの一等級比率は86.0%の「前年並み」となりました。引き続き「高品質米の安定生産と環境に配慮した持続可能な農業への取り組み」を支援してまいります。

信用事業においては、良質かつ高度な金融サービスの提供および相談機能の充実・強化を目指して、貯金・各種ローン・投資信託等のニーズに応じた最適な金融商品の提案に取り組ましました。

共済事業においては、相談機能を発揮するために組合員・利用者に寄り添ったきめ細やかな訪問活動を展開のうえ、「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提案に取り組ましました。

購買事業においては、資材価格や物流コストが高騰する中、農業者の所得増大の実現のため、合併によるスケールメリットを活かした交渉力の強化、物流コスト削減などに取り組ましました。

以上の結果、当連結会計年度における当組合グループの業績は、連結経常収益377億47百万円、連結経常利益8億21百万円、連結当期剰余金5億63百万円、連結利益剰余金326億38百万円となりました。

(3) 連結子会社等の事業概況

①株式会社ジェイエサービス柏崎

【農機事業】

販売では、令和7年産米の仮渡金高騰により農業機械の更新需要が高まったことから、451百万円（計画比132.8%）の売上となりました。また、工賃では、技術研修会の参加によるスキル向上や作業効率化に取り組み、要員補充が進まない中でも外注修理も利用し57百万円（計画比98.5%）の取扱高を確保した結果、売上総利益は計画を達成しました。

【車輛事業】

販売面では、一部メーカーの生産調整などの影響もあり計画台数を下回ったことから411百万円（計画比97.1%）の売上となりましたが、オークションの活用により中古車の販売利益は計画以上となりました。工賃収入では、1,144台の車検と550台の点検入庫に加え、お客様との対話を重視した提案型整備を推進したことで一定の効果が見られました。取扱高は67百万円（計画比96.1%）となりましたが、費用削減に努めた結果、売上総利益は計画を達成しました。

【燃料事業】

石油関係では、市況価格の乱高下に対応しつつ適正価格の維持に努めました。また、定期的なキャンペーンの実施に加え、給油所2店舗で洗車機の更新を行うなど、販売量の維持や工賃確保に取り組みました。LPガスでは、利用件数は1,591件と減少傾向となっていますが、保安を最優先とした活動により安全・安心の販売に努めました。また、「JAでんき」では、電気料金のシミュレーションによる提案に努めた結果、売上総利益は計画を達成しました。

【葬祭事業】

会葬者数の減少や祭壇の小規模化、家族葬の増加が進むなか、霊柩車の稼働率向上に加え、ドライアイス製造販売では販路拡大を進め、売上高は23百万円（計画比142.9%）を達成しました。また、8月からはペット火葬を自社で実施する体制へ移行し、112件のご依頼に対応しました。さらに、終活相談会をはじめとする各種イベントの開催など、葬儀以外のサービス利用促進にも計画的に取り組んだ結果、施行件数は計画に届かなかったものの、売上総利益は計画を達成しました。

【総括】

令和7年度は各事業分野でさまざまな課題に直面しながらも、社員一同の努力と創意工夫・計画的な施策を実施することで、売上総利益546百万円（計画比109.7%）、経常利益69百万円（計画比283.5%）の業績となりました。

②(株)JAなんかんサービス

令和7年度は、(株)JAなんかんサービスのPRを目的として、地域とのつながりを大切にしながら4回のイベントを開催いたしました。

5月には虹の会会員旅行「会津歴史探訪日帰りの旅」を実施しました。今回は初の試みとして歴史の語り部と同行し、より深い学びと交流の機会を提供させていただき、参加者からは「大変楽しかった」と高評価をいただきました。8月にはお盆市、11月には第8回人形供養祭およびお客様感謝祭、12月にアレンジメント教室といった、季節に合わせたイベント企画を通じて、地域の皆様との接点強化を図ることができました。

また、事前相談から「虹の会」新規会員獲得によるカスタマーベースの拡大を図るとともに、虹の会会員が少ない地域へのポスティングを実施し、(株)JAなんかんサービスの認知度向上に取り組みました。

さらに、葬儀施行後も年忌法要まで継続的な訪問活動を行い、長期的な関係構築と利用促進に努めた結果、一定の成果を上げることができました。

以上の結果、令和7年度事業実績は、総施行件数計画250件に対し243件（計画比97.2%）、売上高402百万円（計画比96.5%）、営業利益48百万円（計画比88.6%）、税引後の当期純利益31百万円となりました。

③(株)アグリサポートさんとう

令和7年度は、前年度から7.6haの規模拡大を行い、67.9ha（水稲61.0ha、大豆6.9ha）の作付けを行いました。併せて、前年度における課題を踏まえ、栽培品種の構成見直しおよび作付けほ場の再編を進め、効率的な作付け体系の確立に努めてまいりました。

水稲につきましては、5月1日の田植え開始から晩成種の収穫に至るまで、労働力の適正な配分を図りつつ、いもち病・稲熱黒穂病・カメムシ類等の病虫害防除を徹底し、健全な生育管理に取り組みました。7月18日の梅雨明け以降は記録的な高温が続きましたが、葉色の推移に応じた適期追肥および適期刈取りを実施した結果、「コシヒカリ」「新之助」「こしいぶき」「わたぼうし」「ゆきみらい」の各銘柄において、1等および2等の品質を確保することができました。

大豆につきましても、規格外品の発生抑制に努め、収量は計画値を上回る良好な成果を得ることができました。

これらの取り組みの結果、面積拡大および市場価格の高騰により、売上高144百万円（前年比236.5%）、経常利益97百万円（前年比366.0%）と、大幅な増収増益を達成いたしました。さらに、将来の固定資産取得に備え、農業経営基盤強化準備金として17百万円を積み立てることができました。

④(株)ホテルニューオータニ長岡

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績の改善や個人消費の持ち直しを背景に、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策の動向や世界各地における地政学的リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ホテル業界におきましては、全国的に客室稼働率の上昇や客室単価の改善が進み、今後も堅調な推移が見込まれているものの、資源価格の高騰や人手不足による労働需給の逼迫などの課題も継続しており、より一層柔軟で迅速な経営対応が求められております。

このような状況の中で当社は、令和7年7月に社名を「株式会社ホテルニューオータニ長岡」に改め、ブランド力と顧客満足度の向上を目指し、高品質なサービスの提供に努めるとともに、ランドマークホテルとして地域の発展と文化の継承にも尽力してまいりました。

また、「健康経営優良法人2025」や「新潟県女性活躍実践企業（Ni-ful ニーフル）」に認定されるなど、労働環境整備をすすめるとともに、給与をはじめとした従業員の待遇改善に取り組み、従業員の士気向上と人材育成を図り、生産性の

連結情報

向上に注力してまいりました。

このような中で、全社でベクトルを合わせ売上増進と収益確保に全力を注いだ結果、当事業年度の売上高は18億52百万円(前期18億25百万円)、経常利益31百万円(前期4百万円)、当期純利益25百万円(前期4百万円)となりました。

(4) 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません

(5) 子会社等の状況

(令和8年1月31日現在)

会社名	主たる事務所の所在地	主な業務	設立	資本金	組外出資比率 (保有議決権数/ 総議決権数)	組合グループ 出資比率
株)ジェイエイサービス柏崎	柏崎市大字藤井 8487	農機事業 車輜事業 燃料事業 葬祭事業	平成18年 1月17日	90百万円	100.00%	100.00%
株)JAなんかんサービス	見附市新潟町 2566-2	葬祭事業	平成26年 2月3日	50百万円	100.00%	100.00%
株)アグリサポートさんとう	長岡市大野 249	農産物生産 販売事業	平成28年 10月3日	20百万円	99.50%	99.50%
株)ホテルニューオータニ長岡	長岡市台町 2-8-35	宿泊・料飲施設 運営事業	昭和57年 9月22日	100百万円	41.28%	41.28%

(6) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 または売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
株)ジェイエイサービス柏崎	令和8年 1月31日	2,005百万円	69百万円	46百万円	989百万円	651百万円
株)JAなんかんサービス	令和8年 1月31日	402百万円	48百万円	31百万円	556百万円	507百万円
株)アグリサポートさんとう	令和8年 1月31日	144百万円	97百万円	54百万円	171百万円	85百万円
株)ホテルニューオータニ長岡	令和8年 2月28日	1,852百万円	31百万円	25百万円	1,150百万円	123百万円

(7) 連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	33,667	35,336	37,747
信用事業	4,725	4,943	5,786
共済事業	3,185	3,176	3,238
農業関連事業	17,332	17,868	19,014
生活その他事業	8,173	9,080	9,635
営農指導事業	250	268	71
連結経常利益	1,227	1,025	821
連結当期剰余金	610	842	563
連結純資産額	45,886	45,093	43,449
連結総資産額	657,786	663,658	673,147
連結自己資本比率(%)	17.88	18.08	18.56

(8) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和7年1月31日	令和7年度 令和8年1月31日
(資産の部)		
1. 信用事業資産	600,606	601,035
(1) 現金	3,695	3,864
(2) 預金	450,063	433,317
(3) 有価証券	38,141	48,206
(4) 貸出金	106,165	112,715
(5) その他の信用事業資産	2,529	3,055
(6) 債務保証見返	154	154
(7) 貸倒引当金	△ 142	△ 278
2. 共済事業資産	1	2,071
(1) その他の共済事業資産	1	2,071
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
3. 経済事業資産	9,894	18,810
(1) 受取手形および経済事業未収金	2,571	2,422
(2) 経済受託債権	5,808	14,632
(3) 棚卸資産	862	1,084
(4) その他の経済事業資産	697	701
(5) 貸倒引当金	△ 45	△ 30
4. 雑資産	1,006	947
(1) 雑資産	1,006	947
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
5. 固定資産	20,966	21,239
(1) 有形固定資産	20,896	21,178
建物	39,518	39,826
機械装置	11,507	12,321
土地	8,076	8,053
リース資産	217	210
建設仮勘定	58	257
その他の有形固定資産	9,719	9,959
減価償却累計額	△ 48,201	△ 49,449
(2) 無形固定資産	70	60
6. 外部出資	30,384	30,340
7. 繰延税金資産	719	549
資産の部 合計	663,580	672,924

科 目	令和6年度 令和7年1月31日	令和7年度 令和8年1月31日
(負債の部)		
1. 信用事業負債	606,226	618,722
(1) 貯金	602,616	615,155
(2) 借入金	1,271	1,095
(3) その他の信用事業負債	2,184	2,316
(4) 債務保証	154	154
2. 共済事業負債	2,890	2,295
(1) 共済資金	1,568	1,002
(2) その他の共済事業負債	1,322	1,292
3. 経済事業負債	3,933	3,747
(1) 経済事業未払金	1,102	920
(2) 経済受託債務	2,643	2,603
(3) その他の経済事業負債	187	223
4. 雑負債	2,839	3,011
5. 諸引当金	2,391	1,698
(1) 賞与引当金	190	210
(2) 退職給付に係る負債	1,443	820
(3) 役員退職慰労引当金	23	31
(4) 特例業務負担金引当金	730	635
(5) 災害損失引当金	3	—
負債の部 合計	618,281	629,474
(純資産の部)		
1. 組合員資本	47,134	47,139
(1) 出資金	15,027	14,677
(2) 資本剰余金	4	4
(3) 利益剰余金	32,224	32,638
(4) 処分未済持分	△ 119	△ 178
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 2	△ 2
2. 評価・換算差額等	△ 1,892	△ 3,762
(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,097	△ 4,346
(2) 退職給付に係る調整累計額	204	584
3. 非支配株主持分	57	72
純資産の部 合計	45,298	43,449
負債および純資産の部 合計	663,580	672,924

連結情報

(9) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月31日	自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月31日
1. 事業総利益	12,783	12,806
(1) 信用事業収益	4,943	5,786
資金運用収益	4,491	5,357
(うち預金利息)	(2,474)	(3,103)
(うち有価証券利息)	(314)	(447)
(うち貸出金利息)	(1,139)	(1,300)
(うちその他受入利息)	(562)	(506)
役員取引等収益	241	249
その他経常収益	211	179
(2) 信用事業費用	1,160	2,253
資金調達費用	279	1,137
(うち貯金利息)	(258)	(1,114)
(うち給付補填備金繰入)	(4)	(3)
(うち借入金利息)	(3)	(3)
(うちその他支払利息)	(12)	(16)
役員取引等費用	80	73
その他事業直接費用	-	19
その他経常費用	801	1,022
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(137)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	(-)
(うち貸出金償却)	(0)	(-)
信用事業総利益	3,782	3,533
(3) 共済事業収益	3,176	3,238
共済付加収入	2,965	2,987
その他の収益	210	251
(4) 共済事業費用	198	213
共済推進費および共済保全費	125	143
その他の費用	72	70
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
共済事業総利益	2,978	3,025
(5) 購買事業収益	9,833	10,176
購買品供給高	7,784	8,099
購買手数料	1,115	1,137
その他の収益	933	940
(6) 購買事業費用	7,510	7,811
購買品供給原価	6,671	6,963
購買品供給費	297	300
その他の費用	541	547
(うち貸倒引当金繰入額)	(6)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△14)
(うち貸倒損失)	(-)	(0)
購買事業総利益	2,323	2,365
(7) 販売事業収益	2,567	2,572
販売品販売高	1,033	1,207
販売手数料	1,061	883
その他の収益	472	480

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月31日	自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月31日
(8) 販売事業費用	1,609	1,773
販売品販売原価	852	977
販売費	573	624
その他の費用	182	170
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(1)
販売事業総利益	958	799
(9) その他事業収益	7,109	8,081
(10) その他事業費用	4,367	4,998
その他事業総利益	2,741	3,083
2. 事業管理費	12,310	12,465
(1) 人件費	8,955	8,994
(2) その他事業管理費	3,354	3,471
事業利益	473	341
3. 事業外収益	646	563
(1) 受取雑利息	25	69
(2) 受取出資配当金	435	299
(3) 賃貸料	59	59
(4) 償却債権取立益	1	1
(5) 雑収入	124	133
4. 事業外費用	94	83
(1) 支払雑利息	6	10
(2) 寄付金	2	2
(3) 子会社関連賃貸費用	40	40
(4) 雑損失	45	30
経常利益	1,025	821
5. 特別利益	25	50
(1) 固定資産処分益	5	39
(2) 一般補助金	13	1
(3) その他の特別利益	5	8
6. 特別損失	401	152
(1) 固定資産処分損	70	20
(2) 固定資産圧縮損	18	12
(3) 減損損失	288	102
(4) 災害関連損失	3	-
(5) その他の特別損失	20	17
税金等調整前当期利益	649	718
法人税、住民税および事業税	207	114
法人税等調整額	△402	24
法人税等合計	△195	139
当期利益	845	578
非支配株主に帰属する当期利益	2	15
当期剰余金	842	563

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自：令和6年2月1日 至：令和7年1月31日)	(自：令和7年2月1日 至：令和8年1月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	650	718
減価償却費	1,441	1,521
減損損失	288	102
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 5	121
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12	20
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 75	△ 98
その他の引当金等の増加額	△ 123	△ 89
信用事業資金運用収益	△ 4,527	△ 5,381
信用事業資金調達費用	279	1,137
受取雑利息および受取出資配当金	△ 461	△ 369
支払雑利息	6	10
有価証券関係損益 (△は益)	△ 15	△ 1
固定資産売却損益 (△は益)	65	△ 18
資産除去債務関連費用	0	0
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 2,831	△ 6,520
預金の純増 (△) 減	8,601	43,874
貯金の純増減 (△)	5,230	12,544
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 22	△ 175
その他信用事業資産の増 (△) 減	25	△ 21
その他信用事業負債の増減 (△)	26	△ 286
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	314	△ 565
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 32	△ 30
その他共済事業資産の増 (△) 減	△ 0	△ 0
その他共済事業負債の増減 (△)	△ 0	0
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 260	148
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 2,249	△ 8,824
棚卸資産の純増 (△) 減	54	△ 221
支払手形および経済事業未払金の純増減 (△)	176	△ 182
経済受託債務の純増減 (△)	759	△ 40
その他経済事業資産の増 (△) 減	3	△ 0
その他経済事業負債の増減 (△)	90	△ 51
(その他の資産および負債の増減)		
その他資産の増 (△) 減	139	87
その他負債の増減 (△)	207	245
未払消費税等の増減額 (△)	△ 37	△ 6
信用事業資金運用による収入	4,460	4,876
信用事業資金調達による支出	△ 96	△ 717
事業分量配当金の支払額	△ 107	-
小 計	11,985	41,805
雑利息および出資配当金の受取額	457	335
雑利息の支払額	△ 6	△ 10
法人税等の支払額	△ 205	△ 122
事業活動によるキャッシュ・フロー	12,231	42,007
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 9,562	△ 13,436
有価証券の売却等による収入	272	1,124
固定資産の取得による支出	△ 1,602	△ 2,131
固定資産の売却による収入	△ 15	252
補助金の受入れによる収入	13	1
外部出資による支出	-	-
外部出資の売却等による収入	-	43
資産除去債務履行による支出	△ 19	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,913	△ 14,146
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	96	40
出資の払戻しによる支出	△ 392	△ 389
持分の取得による支出	△ 119	△ 178
持分の譲渡による収入	111	119
出資配当金の支払額	△ 151	△ 148
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 454	△ 558
4. 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5. 現金および現金同等物の増加額 (または減少額)	863	27,302
6. 現金および現金同等物の期首残高	3,993	4,857
7. 現金および現金同等物の期末残高	4,857	32,159

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ①連結される子会社・子法人等
株式会社ジェイエイサービス柏崎
株式会社JAなんかんサービス
株式会社アグリサポートさんとう
株式会社コープビル
 - ②非連結子会社・子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

株式会社ジェイエイサービス柏崎……………1月末日
株式会社JAなんかんサービス……………1月末日
株式会社アグリサポートさんとう……………1月末日
株式会社コープビル……………2月末日

連結決算日と株式会社コープビルの決算日との差異は3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しています。

連結決算日と上記の決算日の間に生じた重要な取引は無く、これに伴う調整は行っていません。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の剰余金の配当について連結会計年度中に確定した剰余金の配当に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金勘定	3,695百万円
預金勘定	450,063百万円
定期性勘定	△448,901百万円
現金及び現金同等物	4,857百万円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)
 - ②その他有価証券
ア 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
【組合】
- ①購買品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ②購買品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ①連結される子会社・子法人等
株式会社ジェイエイサービス柏崎
株式会社JAなんかんサービス
株式会社アグリサポートさんとう
株式会社ホテルニューオータニ長岡
 - ②非連結子会社・子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

株式会社ジェイエイサービス柏崎……………1月末日
株式会社JAなんかんサービス……………1月末日
株式会社アグリサポートさんとう……………1月末日
株式会社ホテルニューオータニ長岡……………2月末日

連結決算日と株式会社ホテルニューオータニ長岡の決算日との差異は3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しています。

連結決算日と上記の決算日の間に生じた重要な取引は無く、これに伴う調整は行っていません。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の剰余金の配当について連結会計年度中に確定した剰余金の配当に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金勘定	3,864百万円
預金勘定	433,317百万円
定期性勘定	△405,022百万円
現金及び現金同等物	32,159百万円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
- ①満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)
 - ②その他有価証券
ア 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
【組合】
- ①購買品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ②購買品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

- ③ 購買品…………… 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（部品（LPG）、山古志プラザ店、Yショップ高柳店）
- ④ 購買品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（上記以外のもの）
- ⑤ 加工品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ⑥ 繰越宅地…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（販売用不動産）
- ⑦ その他の棚卸資産…………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
- ① 農機・車輛の製品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 農機・車輛・LPガスの部品…………… 売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 上記以外の棚卸資産…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 【(株) JAなんかんサービス・(株) アグリサポートさんとう】
最終仕入原価法による原価法
- 【(株) コープビル】
- ① 商品…………… 売価還元法
- ② 貯蔵品…………… 最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- 【組合】
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却をおこなっています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 【(株) JAなんかんサービス】
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

- ③ 購買品…………… 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（部品（LPG）、山古志プラザ店、Yショップ高柳店）
- ④ 購買品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（上記以外のもの）
- ⑤ 販売品…………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ⑥ 加工品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ⑦ その他の棚卸資産…………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
- ① 農機・車輛の製品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 農機・車輛・LPガスの部品…………… 売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 上記以外の棚卸資産…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 【(株) JAなんかんサービス・(株) アグリサポートさんとう】
最終仕入原価法による原価法
- 【(株) ホテルニューオータニ長岡】
- ① 商品…………… 売価還元法
- ② 貯蔵品…………… 最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- 【組合】
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却をおこなっています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 【(株) JAなんかんサービス】
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 【(株) アグリサポートさんとう】
- ①有形固定資産
定額法を採用しております。
有形固定資産の表示方法は、間接法を採用しております。
なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価格30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

- 【(株) コープビル】
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっています。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| 器具及び備品 | 3年～20年 |

- ②無形固定資産
自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
【組合】
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
債権の貸倒損失に備えるため、予め定めている「資産査定要領」「経理規程」及び「資産の償却引当基準」に基づき引当をおこなっています。

- 【(株) JAなんかんサービス】
債権の貸倒損失に備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

- 【(株) コープビル】
債権の貸倒れに備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

- 税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 【(株) アグリサポートさんとう】
- ①有形固定資産
定額法を採用しております。
有形固定資産の表示方法は、間接法を採用しております。

- 【(株) ホテルニューオータニ長岡】
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっています。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| 器具及び備品 | 3年～20年 |

- ②無形固定資産
自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
【組合】
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- 【(株) ジェイエイサービス柏崎】
債権の貸倒損失に備えるため、予め定めている「資産査定要領」「経理規程」及び「資産の償却引当基準」に基づき引当をおこなっています。

- 【(株) JAなんかんサービス】
債権の貸倒損失に備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

- 【(株) ホテルニューオータニ長岡】
債権の貸倒れに備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

【組合】

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

【(株)JAなんかんサービス】

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

【(株)コープビル】

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

【組合】

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時に一括で費用処理しています。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【(株)JAなんかんサービス】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【(株)アグリサポートさんとう】

従業員の退職に備えるため、退職一時金（内規）に基づいて期末要支給額を引当金に計上しております。

【(株)コープビル】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

【組合・(株)ジェイエイサービス柏崎・(株)JAなんかんサービス】

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

【(株)アグリサポートさんとう】

役員退職に備えるため、退職一時金（内規）に基づいて期末要支給額を引当金に計上しております。

⑤特例業務負担金引当金

【組合】

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

【組合】

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

【(株)JAなんかんサービス】

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

【(株)ホテルニューオータニ長岡】

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

【組合】

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用については、その発生時に一括で費用処理しています。

(追加情報)

当組合は、令和7年9月に同年10月1日を施行日とする職員退職給与規程の変更の決定及び周知を行い、60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用△10百万円が発生しております。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【(株)JAなんかんサービス】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【(株)アグリサポートさんとう】

従業員の退職に備えるため、退職一時金（内規）に基づいて期末要支給額を引当金に計上しております。

【(株)ホテルニューオータニ長岡】

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

【組合・(株)ジェイエイサービス柏崎・(株)JAなんかんサービス】

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

【(株)アグリサポートさんとう】

役員退職に備えるため、役員退職慰労金（内規）に基づいて期末要支給額を引当金に計上しております。

⑤特例業務負担金引当金

【組合・(株)ジェイエイサービス柏崎】

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末における将来負担見込額に基づき計上しております。

⑥災害損失引当金

【組合】

能登半島地震による固定資産等の被害に関して将来発生する修復費用及び解体経費等の支出に備えるため、負担すべき金額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

【組合】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・もち等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農業関連施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等）及び冠婚葬祭施設（パストラル長岡・葬祭センター）等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(5) 収益及び費用の計上基準

【組合】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・もち等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

農業関連施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等）及び冠婚葬祭施設（パストラル長岡・葬祭センター）等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

【(株)コープビル】

①ホテル事業

当社は、宿泊・レストラン・宴会及びこれらに付帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は、サービスを提供した時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、貸店舗はホテル内の施設等の賃貸を行っており、賃貸借期間に対応する賃貸料を収益と認識しております。

②コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア店舗内で商品を販売しており、顧客に商品を販売した時点で収益を認識しております。取引の対価は、フランチャイズ契約に基づき本部と3ヶ月毎に精算しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

【組合】

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年で均等償却を行っております。

【(株)ジェイエイサービス柏崎・(株)JAなんかんサービス・(株)アグリサポートさんとう】

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、該当しない欄は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【組合】

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会新潟県本部が行い、当組合がプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

【(株)ジェイエイサービス柏崎】

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

【(株)ホテルニューオータニ長岡】

①ホテル事業

当社は、宿泊・レストラン・宴会及びこれらに付帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は、サービスを提供した時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、貸店舗はホテル内の施設等の賃貸を行っており、賃貸借期間に対応する賃貸料を収益と認識しております。

②コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア店舗内で商品を販売しており、顧客に商品を販売した時点で収益を認識しております。取引の対価は、フランチャイズ契約に基づき本部と3ヶ月毎に精算しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

【組合】

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年で均等償却を行っております。

【(株)ジェイエイサービス柏崎・(株)JAなんかんサービス・(株)アグリサポートさんとう】

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、該当しない欄は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【組合】

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会新潟県本部が行い、当組合がプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、委託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表の経済事業資産その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の事業外収益受取雑利息に計上しております。

④当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

このほか、農用地利用調整事業の農用地の賃貸借仲介については代理人取引となるため、純額で収益を認識して、表示しております。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当会社が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

営業収益のうち、当会社が代理人として商品の売上に关与している場合には、純額で収益を認識して、取扱手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

【組合】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 810百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和6年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 30百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

このほか、農用地利用調整事業の農用地の賃貸借仲介については代理人取引となるため、純額で収益を認識して、表示しております。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当会社が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

営業収益のうち、当会社が代理人として商品の売上に关与している場合には、純額で収益を認識して、取扱手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

【組合】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 772百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和7年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 33百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

令和 6 年度連結注記表 (令和 6 年 2 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日)

課税所得の見積額については、令和 6 年度に作成した事業計画を基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) J A なんかんサービス】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 4 百万円 (繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 6 年度に作成した事業計画を基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) アグリサポートさんとう】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円 (繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 6 年度に作成した事業計画を基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

【組合】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 288 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎とし、令和 7 年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

令和 7 年度連結注記表 (令和 7 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日)

課税所得の見積額については、令和 7 年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) J A なんかんサービス】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 6 百万円 (繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 7 年度に作成した事業計画を基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【(株) アグリサポートさんとう】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 3 百万円 (繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 7 年度に作成した事業計画を基礎として、会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および会社の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

【組合】

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 102 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年度に作成した将来収支シミュレーションを基礎とし、令和 8 年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

(3) 貸倒引当金

【組合】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 181 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 5 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

【(株) JAなんかんサービス】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

【(株) コープビル】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 17,103 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

建物	8,055	機械装置	6,906
土地	413	その他の有形固定資産	1,727
無形固定資産	0		

(2) 担保に供している資産

【組合】

定期預金 12,110 百万円を為替決済の担保に、定期預金 14 百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

【(株) コープビル】

担保に供している資産

建物	441 百万円
土地	296 百万円
計	737 百万円

上記に対応する債務

関係会社短期借入金	100 百万円
長期借入金	5 百万円
計	105 百万円

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

金銭債権 76 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額

金銭債務はありません。

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号

ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 142 百万円、危険債権額は 344 百万円です。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(3) 貸倒引当金

【組合】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 305 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【(株) ジェイエイサービス柏崎】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 2 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

【(株) JAなんかんサービス】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

①当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 17,072 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

建物	8,032	機械装置	6,904
土地	413	その他の有形固定資産	1,721
無形固定資産	0		

(2) 担保に供している資産

【組合】

定期預金 12,110 百万円を為替決済の担保に、定期預金 10 百万円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

担保に供している資産

建物	536 百万円
土地	296 百万円
計	832 百万円

上記に対応する債務

短期借入金	60 百万円
長期借入金	52 百万円
計	112 百万円

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

金銭債権 64 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務の総額

金銭債務はありません。

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号

ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 129 百万円、危険債権額は 602 百万円です。

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は17百万円です。

なお三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は504百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 当座貸越契約

【(株) コープビル】

当社では、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関等2先と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	600百万円
借入実行額	100百万円
差引額	500百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを行った結果、営業店舗については支店ごと、給油所・LPG事業、旅行事業、車輜事業、葬祭事業については施設ごとに、また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、プラザ店については、なんかん地区プラザ店のみ本年度から業務内容が変更となり、所轄支店との業務的な連携も以前から比べて少なくなったことから支店グループとは別のグループとしました。なごか地区および柏崎地区は昨年同様に所轄支店での実績管理、事業目標設定を行い、経営に関する経営管理委員、総代の選出においても支店単位で行っていることから、支店グループとして最小単位としています。

本店、営農センター、農機事業、指導事業及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は6百万円です。

なお三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は738百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 当座貸越契約

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

当社では、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関等2先と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	600百万円
借入実行額	60百万円
差引額	540百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを行った結果、営業店舗については支店ごと、給油所・LPG事業、旅行事業、車輜事業、葬祭事業については施設ごとに、また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。また、プラザ店について、なごか地区および柏崎地区は所轄支店での実績管理、事業目標設定を行い、経営に関する経営管理委員、総代の選出においても支店単位で行っていることから、支店グループとして最小単位としています。なんかん地区プラザ店は昨年度から業務内容が変更となり、所轄支店との業務的な連携も少なくなったことから支店とは別グループとしております。

本店、営農センター、農機事業、指導事業及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

No.	場所	用途	種類	その他
1	田上支店	営業用店舗	建物ほか	
2	旅行センター	営業用店舗	土地	
3	大島プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
4	本成寺プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
5	七谷プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
6	森町プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
7	帯織プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
8	北部プラザ店	営業用店舗	建物	
9	上通プラザ店	営業用店舗	建物ほか	
10	ながおか地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
11	さんとう地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
12	なんかん地域	不稼働資産	土地ほか	業務外固定資産
13	柏崎地域	不稼働資産	土地ほか	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

(1)①のNo.1～2の営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(1)①のNo.3～9の営業用店舗については、業務内容の変更に伴い、支店と同じグループではなく、単独での評価をおこないました。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(1)①のNo.10～13の不稼働資産の業務外固定資産については、遊休状態とされ早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場所	減損損失額	内訳
1	田上支店	80百万円	建物 63百万円 その他 16百万円
2	旅行センター	2百万円	土地 2百万円
3	大島プラザ店	4百万円	土地 2百万円、建物 2百万円 その他 0百万円
4	本成寺プラザ店	81百万円	建物 65百万円 その他 15百万円
5	七谷プラザ店	11百万円	土地 0百万円、建物 10百万円 その他 0百万円
6	森町プラザ店	20百万円	土地 2百万円、建物 17百万円 その他 0百万円
7	帯織プラザ店	13百万円	建物 6百万円 その他 6百万円
8	北部プラザ店	3百万円	建物 3百万円
9	上通プラザ店	39百万円	建物 36百万円 その他 2百万円
10	ながおか地域 (不稼働資産)	0百万円	土地 0百万円
11	さんとう地域 (不稼働資産)	0百万円	土地 0百万円
12	なんかん地域 (不稼働資産)	14百万円	土地 7百万円、建物 7百万円 その他 0百万円
13	柏崎地域 (不稼働資産)	17百万円	土地 16百万円、建物 1百万円
合計		288百万円	土地 31百万円、建物 215百万円 その他 41百万円

④回収可能価額の算定方法

(1)①のNo.1～No.13の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は公示価格に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

No.	場所	用途	種類	その他
1	出雲崎支店	営業用店舗	建物	
2	下田支店	営業用店舗	建物ほか	
3	ながおか地域	賃貸用資産	土地	業務外固定資産
4	さんとう地域	賃貸用資産	建物ほか	業務外固定資産
5	ながおか地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
6	さんとう地域	不稼働資産	建物ほか	業務外固定資産
7	なんかん地域	不稼働資産	土地	業務外固定資産
8	柏崎地域	不稼働資産	建物ほか	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

(1)①のNo.1～2の営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(1)①のNo.3～4の賃貸用資産の業務外固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(1)①のNo.5～8の不稼働資産の業務外固定資産については、遊休状態とされ早期処分対象であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

No.	場所	減損損失額	内訳
1	出雲崎支店	16百万円	建物 16百万円
2	下田支店	44百万円	土地 9百万円、建物 33百万円 その他 1百万円
3	ながおか地域 (賃貸用資産)	0百万円	土地 0百万円
4	さんとう地域 (賃貸用資産)	37百万円	土地 7百万円、建物 30百万円 その他 0百万円
5	ながおか地域 (不稼働資産)	0百万円	土地 0百万円
6	さんとう地域 (不稼働資産)	0百万円	土地 0百万円、建物 0百万円
7	なんかん地域 (不稼働資産)	1百万円	土地 1百万円
8	柏崎地域 (不稼働資産)	0百万円	土地 0百万円、建物 0百万円
合計		102百万円	土地 20百万円、建物 80百万円 その他 1百万円

④回収可能価額の算定方法

(1)①のNo.1～No.8の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

【組合】

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

【(株) コープビル】

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達する方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

【組合】

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

【(株) コープビル】

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており

ます。営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で12年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

【組合】

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については総合リスク管理委員会および理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部門・審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び総合リスク管理委員会が決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

【組合】

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債など債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達する方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

【組合】

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており

ます。営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で15年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

【組合】

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については総合リスク管理委員会および理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部門・審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び総合リスク管理委員会が決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が720百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

【(株)コープビル】

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性のリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	450,063	449,121	△ 941
有価証券			
満期保有目的の債券	501	500	△ 1
その他有価証券	37,640	37,640	—
貸出金	106,165		
貸倒引当金 (*1)	△ 142		
貸倒引当金控除後	106,022	106,615	592
雑資産 (*2)	4		
貸倒引当金	△ 0		
貸倒引当金控除後	4	4	0
資産計	594,232	593,882	△ 350
貯金	602,616	601,229	△ 1,386
負債計	602,616	601,229	△ 1,386

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 雑資産のうち、職員厚生貸付であります。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.60%上昇したものと想定した場合には、経済価値が542百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

【(株)ホテルニューオータニ長岡】

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性のリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	433,317	432,238	△ 1,078
有価証券			
満期保有目的の債券	400	391	△ 9
その他有価証券	47,805	47,805	—
貸出金	112,715		
貸倒引当金 (*1)	△ 278		
貸倒引当金控除後	112,437	111,547	△ 889
雑資産 (*2)	2		
貸倒引当金	△ 0		
貸倒引当金控除後	2	2	0
資産計	593,963	591,986	△ 1,976
貯金	615,155	613,149	△ 2,006
負債計	615,155	613,149	△ 2,006

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 雑資産のうち、職員厚生貸付であります。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

イ 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	30,384

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	450,063	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	100	-	-	100	200	100
その他の有価証券のうち満期があるもの (*1)	2,300	2,000	2,600	1,900	2,400	27,750
貸出金 (*2,3,4)	11,873	7,117	6,423	6,393	5,352	68,908
合 計	464,337	9,117	9,023	8,393	7,952	96,758

(*1) 有価証券の償還予定額は、満期時の償還額（額面金額）です。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）942 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権 33 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 62 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	546,212	28,187	22,265	2,018	2,612	1,319

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

イ 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

ウ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して、時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	30,340

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	433,317	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	100	200	100	-
その他の有価証券のうち満期があるもの (*1)	3,900	7,500	2,200	2,300	4,400	31,250
貸出金 (*2,3,4)	12,138	7,274	7,375	6,352	5,846	73,631
合 計	449,356	14,774	9,675	8,852	10,346	104,881

(*1) 有価証券の償還予定額は、満期時の償還額（額面金額）です。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）908 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権 46 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 49 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	563,318	22,310	21,841	2,023	4,148	1,513

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
①満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券 地方債	300	301	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券 地方債	200	198	△1
合計		501	500	△1

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,328	1,314	13
	地方債	1,013	1,008	4
	特別法人債	2,942	2,916	26
	社債	803	802	1
	受益証券	796	698	98
	小計	6,885	6,741	144
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	6,446	7,239	△792
	地方債	9,189	9,597	△408
	特別法人債	927	1,001	△73
	政府保証債	175	199	△23
	社債	14,016	14,959	△943
	小計	30,755	32,997	△2,241
合計		37,640	39,738	△2,097

(*1) なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」としています。

- (2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	219	50	—

8. 退職給付に関する注記

【組合】

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,808 百万円
勤務費用	426 百万円
利息費用	39 百万円
数理計算上の差異の発生額	△274 百万円
退職給付の支払額	△486 百万円
期末における退職給付債務	7,514 百万円

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

8. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
①満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券 地方債	400	391	△9
合計		400	391	△9

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	709	707	1
	地方債	201	201	0
	特別法人債	1,404	1,402	1
	受益証券	883	598	285
	小計	3,199	2,910	289
	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	12,461	14,015
地方債		11,435	12,601	△1,165
特別法人債		1,772	1,907	△134
政府保証債		157	199	△42
社債		18,779	20,518	△1,739
小計		44,606	49,242	△4,635
合計		47,805	52,152	△4,346

(*1) なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」としてしています。

- (2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
債券	380	—	19
社債	380	—	19
受益証券	430	40	—
合計	811	40	19

9. 退職給付に関する注記

【組合】

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,514 百万円
勤務費用	410 百万円
利息費用	77 百万円
数理計算上の差異の発生額	△545 百万円
過去勤務費用	△10 百万円
退職給付の支払額	△569 百万円
期末における退職給付債務	6,876 百万円

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,109 百万円
期待運用収益	43 百万円
数理計算上の差異の発生額	0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	356 百万円
退職給付の支払額	△ 347 百万円
期末における年金資産	6,162 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	7,514 百万円
特定退職金共済制度	△ 6,162 百万円
未積立退職給付債務	1,351 百万円
未認識数理計算上の差異	283 百万円
貸借対照表計上額純額	1,635 百万円
退職給付引当金	1,635 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	426 百万円
利息費用	39 百万円
期待運用収益	△ 43 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 0 百万円
合計	421 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	69%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	0%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.28%～ 2.71%
長期期待運用収益率	0.72%
数理計算上の差異の処理年数	10年

【(株) ジェイエーサービス柏崎】

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	29 百万円
退職給付費用	12 百万円
転籍者引当金移管	2 百万円
退職給付の支払額	△ 3 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△ 9 百万円
期末における退職給付引当金	31 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	190 百万円
特定退職共済制度	△ 158 百万円
未積立退職給付債務	31 百万円
退職給付引当金	31 百万円

※ J A 柏崎から当社へ転籍した社員の退職給付引当金 2 百万円 (平成 18 年 3 月 1 日転籍)、0 百万円 (平成 20 年 4 月 1 日転籍) の合計 2 百万円を当事業年度、J A えちご中越より移管しました。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,162 百万円
期待運用収益	47 百万円
数理計算上の差異の発生額	7 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	358 百万円
退職給付の支払額	△ 423 百万円
期末における年金資産	6,152 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	6,876 百万円
特定退職金共済制度	△ 6,152 百万円
未積立退職給付債務	723 百万円
未認識数理計算上の差異	807 百万円
貸借対照表計上額純額	1,531 百万円
退職給付引当金	1,531 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	410 百万円
利息費用	77 百万円
期待運用収益	△ 47 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 28 百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 10 百万円
合計	402 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	73%
年金保険投資	24%
現金及び預金	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.59%～ 4.33%
長期期待運用収益率	0.89%
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	1年

【(株) ジェイエーサービス柏崎】

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	31 百万円
退職給付費用	12 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△ 10 百万円
期末における退職給付引当金	33 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	192 百万円
特定退職共済制度	△ 158 百万円
未積立退職給付債務	33 百万円
退職給付引当金	33 百万円

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

(4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 12百万円

【(株)JAなんかんサービス】

(1) 採用している退職給付制度の概要
従業員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	6百万円
退職給付費用	1百万円
退職給付の支払額	△0百万円
特定退職共済制度への拠出金	-1百万円
期末における退職給付引当金	8百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	8百万円
特定退職共済制度	-1百万円
未積立退職給付債務	-1百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-1百万円
退職給付引当金	8百万円

(4) 退職給付に関連する損益
勤務費用 1百万円
会計基準変更時差異の未処理額 -1百万円
臨時に支払った割増退職金 -1百万円
退職給付費用 1百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項
会計基準変更時差異の処理年数 1年

【(株)アグリサポートさんとう】

(1) 採用している退職給付制度の概要
従業員の退職給付にあてるため、退職一時金(内規)に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1百万円
退職給付費用	0百万円
退職給付の支払額	-1百万円
特定退職共済制度への拠出金	-1百万円
期末における退職給付引当金	1百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1百万円
特定退職共済制度	-1百万円
未積立退職給付債務	1百万円
退職給付引当金	1百万円

(4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 0百万円

【(株)コープビル】

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。また、確定拠出型の制度として特定退職共済制度に加入しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	53百万円
退職給付費用	0百万円
退職給付の支払額	△2百万円
退職給付引当金の期末残高	50百万円

②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金との調整表

非積立制度の退職給付債務	50百万円
貸借対照表に計上された負債	50百万円

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 12百万円

【(株)JAなんかんサービス】

(1) 採用している退職給付制度の概要
従業員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	8百万円
退職給付費用	2百万円
退職給付の支払額	-1百万円
特定退職共済制度への拠出金	-1百万円
期末における退職給付引当金	10百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	10百万円
特定退職共済制度	-1百万円
未積立退職給付債務	-1百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-1百万円
退職給付引当金	10百万円

(4) 退職給付に関連する損益
勤務費用 2百万円
会計基準変更時差異の未処理額 -1百万円
臨時に支払った割増退職金 -1百万円
退職給付費用 2百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項
会計基準変更時差異の処理年数 1年

【(株)アグリサポートさんとう】

(1) 採用している退職給付制度の概要
従業員の退職給付にあてるため、退職一時金(内規)に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1百万円
退職給付費用	0百万円
退職給付の支払額	-1百万円
特定退職共済制度への拠出金	-1百万円
期末における退職給付引当金	1百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1百万円
特定退職共済制度	-1百万円
未積立退職給付債務	1百万円
退職給付引当金	1百万円

(4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 0百万円

【(株)ホテルニューオータニ長岡】

(1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。また、確定拠出型の制度として特定退職共済制度に加入しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	50百万円
退職給付費用	0百万円
退職給付の支払額	-1百万円
退職給付引当金の期末残高	50百万円

②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金との調整表

非積立制度の退職給付債務	50百万円
貸借対照表に計上された負債	50百万円

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

退職給付引当金	50百万円
貸借対照表に計上された負債	50百万円
③退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	0百万円
特定退職金共済掛金	5百万円
計	5百万円

- (3) 確定拠出年金制度
 当社の確定拠出年金制度への拠出額は、5百万円であり、退職給付費用として処理しております。

【組合：(株)ジェイエイサービス柏崎】

- (9) 特例業務負担金の将来見込額
 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は101百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。
 令和7年1月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、730百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

退職給付引当金	50百万円
貸借対照表に計上された負債	50百万円
③退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	0百万円
特定退職金共済掛金	2百万円
計	2百万円

- (3) 確定拠出年金制度
 当社の確定拠出年金制度への拠出額は、2百万円であり、退職給付費用として処理しております。

【組合：(株)ジェイエイサービス柏崎】

- (9) 特例業務負担金の将来見込額
 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は97百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。
 令和8年1月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、635百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な内訳

繰延税金資産	
固定資産評価損否認	1,143百万円
その他有価証券評価差額金	580百万円
(株)コープビル税務上の繰越欠損金(注1)	492百万円
退職給付引当金、役員退職慰労引当金	410百万円
外部出資減損否認額	476百万円
特例業務負担金引当金	203百万円
資産除去債務	134百万円
未払費用	71百万円
借地権の減価償却費否認	56百万円
賞与引当金	53百万円
前払費用否認	27百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	3,672百万円
評価性引当額	△2,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△492百万円
繰延税金資産合計(A)	768百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に伴う有形固定資産	△49百万円
繰延税金負債合計(B)	△49百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	719百万円

(注1) (株)コープビル税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	0	-	19	471	492
評価性引当金	-	-	△0	-	△19	△471	△492
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.36%
住民税均等割等	3.09%
税額控除	△3.22%
過年度税金等	1.28%
評価性引当額の増減	△51.83%
その他	2.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△30.05%

10. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	1,202百万円
固定資産評価損否認	1,126百万円
(株)ホテルニューオータニ長岡税務上の繰越欠損金(注1)	539百万円
外部出資減損否認額	488百万円
退職給付引当金、役員退職慰労引当金	251百万円
特例業務負担金引当金	181百万円
資産除去債務	137百万円
借地権の減価償却費否認	60百万円
賞与引当金	59百万円
未払費用	46百万円
前払費用否認	28百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	4,137百万円
評価性引当額	△3,005百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△539百万円
繰延税金資産合計(A)	592百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に伴う有形固定資産	△43百万円
繰延税金負債合計(B)	△43百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	549百万円

(注1) (株)ホテルニューオータニ長岡税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	0	-	20	211	306	539
評価性引当金	-	△0	-	△20	△211	△306	△539
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.88%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.21%
住民税均等割等	2.80%
税額控除	△0.65%
税率の変更による繰延税金資産への影響額	△2.03%
評価性引当額の増減	△1.05%
その他	△0.96%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.44%

連結情報

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

10. 収益認識に関する注記

【組合】

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【(株) コープビル】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	ホテル事業				コンビニエンスストア事業	
	宿泊	レストラン	宴会	その他		
顧客との契約から生じる収益	438	329	745	122	133	1,769
その他の収益	-	-	-	56	-	56
外部顧客への売上高	438	329	745	178	133	1,825

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債は主に、宿泊や宴会の前受金を含むとともに、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	55
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	80
契約負債(期首残高)	4
契約負債(期末残高)	3

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、当事業年度において過去の期間に充当した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

11. その他の注記

(1) 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

①オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は14百万円増加し、法人税等調整額は14百万円減少しております。

11. 収益認識に関する注記

【組合】

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【(株) ホテルニューオータニ長岡】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	ホテル事業				コンビニエンスストア事業	
	宿泊	レストラン	宴会	その他		
顧客との契約から生じる収益	481	355	692	134	137	1,800
その他の収益	-	-	-	51	-	51
外部顧客への売上高	481	355	692	185	137	1,852

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債は主に、宿泊や宴会の前受金を含むとともに、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	80
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	84
契約負債(期首残高)	3
契約負債(期末残高)	1

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、当事業年度において過去の期間に充当した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

12. その他の注記

(1) 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

①オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

令和6年度連結注記表 (令和6年2月1日～令和7年1月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	合計額
未経過リース料	1	1	2

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

a 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

b 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～30年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

c 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	503百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△19百万円
期末残高	484百万円

② 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合では、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約にもとづき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上での必須の施設であり、現時点で退去を想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和7年度連結注記表 (令和7年2月1日～令和8年1月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	合計額
未経過リース料	3	11	14

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

a 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

b 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～30年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

c 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	484百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	483百万円

② 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合では、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約にもとづき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当組合が事業を継続する上での必須の施設であり、現時点で退去を想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

連結情報

(11) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和6年2月1日から令和7年1月31日まで		令和7年度 令和7年2月1日から令和8年1月31日まで	
(資本剰余金の部)				
1. 資本剰余金期首残高	2		2	
2. 資本剰余金増加高	2		2	
3. 資本剰余金減少高	—		—	
4. 資本剰余金期末残高	4		4	
(利益剰余金の部)				
1. 利益剰余金期首残高	31,644		32,224	
2. 利益剰余金増加高	839		563	
当期剰余金	(842)		(563)	
3. 連結剰余金減少高	258		148	
支払配当金	(258)		(148)	
4. 利益剰余金期末残高	32,224		32,638	

(12) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	142	129	△ 13
危険債権額	344	602	257
要管理債権額	17	6	△ 10
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	17	6	△ 10
小 計	504	738	234
正常債権額	105,927	112,230	6,302
合 計	106,431	112,968	6,536

- 注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(13) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
信 用	経常収益	4,943	5,786	842
	経常利益	1,442	724	△718
	資産の額	602,697	603,270	573
共 済	経常収益	3,176	3,238	62
	経常利益	860	1,243	383
	資産の額	1,837	1,468	△369
農業関連	経常収益	17,868	19,014	1,146
	経常利益	△475	△333	142
	資産の額	19,434	28,421	8,986
生活その他	経常収益	9,080	9,635	555
	経常利益	57	110	52
	資産の額	3,670	3,963	293
営農指導	経常収益	268	71	△196
	経常利益	△858	△923	△65
	資産の額	593	596	2
管 理	経常収益	－	－	－
	経常利益	－	－	－
	固定資産等	35,424	35,426	2
合 計	経常収益	35,336	37,747	2,410
	経常利益	1,025	821	△204
	資産の額	663,658	673,147	9,489
当期剰余金		842	563	△279

連結自己資本の充実の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、18.56%となりました。
連結自己資本は、組合員の出資のほか利益剰余金および連結子法人等の非支配株主持分等で構成しています。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本に関する算出基準および自己資本の充実度に関する評価方法の概要等は、単体と同様であり開示内容（79～82ページ）をご参照下さい。

普通出資による資本調達額

(令和8年1月31日現在)

項目	内容
発行主体	えちご中越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,679百万円

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	項目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目			特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	46,985	46,994	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、出資金および資本剰余金の額	15,029	14,679	うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、再評価積立金の額	-	-	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
うち、利益剰余金の額	32,224	32,638	特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、外部流出予定額（△）	148	144	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△119	△178	うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-	コア資本に係る調整項目の額（ロ）	51	44
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	自己資本		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	67	101	自己資本の額（(イ)-(ロ)）(ハ)	47,001	47,051
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	67	101	リスク・アセット等		
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	信用リスク・アセットの額の合計額	235,710	245,004
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		763
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△771	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	47,053	47,095	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△771	
コア資本に係る調整項目			うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	51	44	うち、上記以外に該当するものの額	-	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-	マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	51	44	勘定間の振替分		-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	24,204	8,405
適格引当金不足額	-	-	信用リスク・アセット調整額	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	フロア調整額		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
退職給付に係る資産の額	-	-	リスク・アセット等の額の合計額（二）	259,914	253,409
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	連結自己資本比率		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	連結自己資本比率（(ハ) / (二)）	18.08%	18.56%
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-			

- 注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和 6 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,695	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	8,571	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	11,793	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	808	80	3
我が国の政府関係機関向け	3,220	302	12
地方三公社向け	4,390	704	28
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	453,022	90,604	3,624
法人等向け	14,732	6,036	241
中小企業等向けおよび個人向け	13,987	4,376	175
抵当権付住宅ローン	672	191	7
不動産取得等事業向け	19,410	19,114	764
三月以上延滞等	19	19	7
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等による保証付	67,146	6,626	265
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	3,332	3,332	133
（うち出資等のエクスポージャー）	3,332	3,332	133
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	60,849	104,371	4,174
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	614	1,535	61
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	27,051	67,629	2,705
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,358	3,396	135
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	31,825	31,809	1,272
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	698	706	28
（うちリックスルー方式）	698	706	28
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	771	30
標準的手法を適用するエクスポージャー計	666,433	235,710	9,428
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	666,433	235,710	9,428
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	24,204	968	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	259,914	10,396	

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に参入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

連結自己資本の充実の状況

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,864	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	14,750	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,040	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	605	60	2
我が国の政府関係機関向け	2,814	261	10
地方三公社向け	4,224	681	27
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	436,622	87,362	3,494
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	100	30	1
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	18,661	7,482	299
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,882	2,655	106
（うちトランザクター向け）	36	16	0
不動産関連向け	30,992	22,452	898
（うち自己居住用不動産等向け）	12,905	4,009	160
（うち賃貸用不動産向け）	15,859	16,462	658
（うち事業用不動産関連向け）	738	1,102	44
（うちその他不動産関連向け）	1,488	878	35
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	410	247	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	115	60	2
取立未済手形	56	11	0
信用保証協会等による保証付	69,861	6,891	275
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
株式等	3,288	3,288	131
上記以外	70,247	113,709	4,548
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	609	1,522	60
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,051	67,629	2,705
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,147	2,869	114
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	499	748	29
（うち上記以外のエクスポージャー）	40,940	40,939	1,637
証券化	-	-	-
（うち STC 要件適用分）	-	-	-
（うち短期 STC 要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	598	602	24
（うちルックスルー方式）	598	602	24
（うちマナデート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	763	30
標準的手法を適用するエクスポージャー計	680,040	245,004	9,800
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	680,040	245,004	9,800
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式または標準的方式>	マーケット・リスク相当額を8%で 除して得た額 a	-	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額 a	8,405	所要自己資本額 b=a×4% 336
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	253,409	所要自己資本額 b=a×4% 10,136

3. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,405
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	336
BI	5,603
BIC	672

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法および手続きの概要

当連結グループでは、JA以外の与信は軽微なため連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続き等は決めていません。なお、JAの信用リスク管理の方針および手続き等の具体的な内容は、単体開示内容（14ページおよび82ページ）をご参照下さい。

また、当JAでは、「子会社管理規程」を定め業務の内容や財務状況について適切に管理しております。

② 標準的手法に関する事項

当連結グループでは、連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

連結自己資本の充実の状況

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	三月以上延滞エクスポージャー			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	三月以上延滞エクスポージャー			延滞エクスポージャー	
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国 内	665,734	106,404	39,640	—	61	679,441	114,892	52,095	—	525	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	665,734	106,404	39,640	—	61	679,441	114,892	52,095	—	525	
法 人	農 業	2,919	2,913	—	—	2,904	2,901	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	1,826	21	1,804	—	—	3,029	20	3,008	—	0
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	5,566	4,664	902	—	—	5,592	4,490	1,102	—	5
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,502	—	902	—	—	7,308	—	7,308	—	—
	運輸・通信業	4,063	8	3,977	—	—	4,730	7	4,645	—	—
	金融・保険業	485,432	—	5,338	—	—	470,136	—	6,323	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,179	311	1,303	—	0	4,485	357	1,604	—	0
	日本国政府・地方公共団体	20,365	617	19,712	—	—	32,791	4,732	28,002	—	—
上 記 以 外	126	26	100	—	—	116	16	100	—	—	
個 人	97,868	97,840	—	—	61	102,390	102,366	—	—	519	
そ の 他	36,883	—	—	—	—	45,954	—	—	—	—	
業種別残高計	665,734	106,404	39,640	—	61	679,441	114,892	52,095	—	525	
1年以下	459,164	4,432	2,411	—	—	444,691	4,758	3,911	—	—	
1年超3年以下	7,485	2,835	4,649	—	—	13,020	3,181	9,838	—	—	
3年超5年以下	9,636	5,010	4,625	—	—	11,489	4,569	6,920	—	—	
5年超7年以下	7,914	4,608	3,306	—	—	6,810	4,712	2,098	—	—	
7年超10年以下	19,749	6,270	13,479	—	—	29,736	10,345	19,390	—	—	
10年超	93,213	82,045	11,167	—	—	94,406	84,471	9,935	—	—	
期限の定めのないもの	68,570	1,201	—	—	—	79,286	2,854	—	—	—	
残存期間別残高計	665,734	106,404	39,640	—	—	679,441	114,892	52,095	—	—	

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	56	67	-	56	67	67	101	-	67	101
個別貸倒引当金	135	119	7	127	119	119	207	1	117	207

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度						令 和 7 年 度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
			目的使用	その他				目的使用	その他				
国 内	135	119	7	127	119	-	119	207	1	117	207	-	
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	135	119	7	127	119	-	119	207	1	117	207	-	
法 人	農 業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	1	1	-	1	1	-	1	0	-	1	0	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	0	-	-	0	-	0	0	-	0	-	-
日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	133	117	7	126	117	-	117	206	1	116	206	-	
業種別計	135	119	7	127	119	-	119	207	1	117	207	-	

連結自己資本の充実の状況

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0%	3,864	-	3,864	-	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	0%	14,750	-	14,750	-	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	0~150%	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0%	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0%	18,040	-	18,040	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150%	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150%	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20%	605	-	605	-	60	10
我が国の政府関係機関向け	10~20%	2,814	-	2,814	-	261	9
地方三公社向け	20%	4,224	-	4,224	-	681	16
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20~150%	436,622	-	436,622	-	87,362	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20~150%	100	-	100	-	30	30
カバード・ボンド向け	10~100%	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	20~150%	18,661	-	18,661	-	7,482	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150%	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45~100%	2,846	18,909	2,237	2,036	2,655	62
（うちトラザクター向け）	45%	-	361	-	36	16	45
不動産関連向け	20~150%	30,992	-	30,194	-	22,452	74
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75%	12,905	-	12,377	-	4,009	32
（うち賃貸用不動産向け）	30~150%	15,859	-	15,616	-	16,462	105
（うち事業用不動産関連向け）	70~150%	738	-	735	-	1,102	150
（うちその他不動産関連向け）	60%	1,488	-	1,465	-	878	60
（うちADC向け）	100~150%	-	-	-	-	-	-
劣後債権およびその他資本性証券等	150%	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産向けを除く）	50~150%	236	189	234	9	247	101
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	100%	72	-	62	-	60	96
取立未済手形	20%	56	-	56	-	11	20
信用保証協会等による保証付	0~10%	69,851	106	68,908	10	6,891	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10%	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400%	3,288	-	3,288	-	3,288	100
上記以外	100~1,250%	70,247	-	70,247	-	113,709	162
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250%	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400%	609	-	609	-	1,522	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250%	27,051	-	27,051	-	67,629	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250%	1,147	-	1,147	-	2,869	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250%	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150%	499	-	499	-	748	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100%	40,939	-	40,939	-	40,939	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	598	-	598	-	602	101
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	△763	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	245,004	-

注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 (単位：百万円)

項目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府および中央銀行向け	14	-	-	-	-	-	14						
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	18	-	-	-	-	-	-	18					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	0	-	-	-	-	-	0					
我が国の政府関係機関向け	0	2	-	-	-	-	0	2					
地方三公社向け	0	-	3	-	-	-	0	4					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	436	0	-	-	-	-	-	0	436				
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	0	-	-	-	-	-	-	0				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	6	12	-	-	-	-	-	-	0	18			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	-	3	-	-	3						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向けおよび個人向け	0	2	0	1	4								
(うちトランザクター向け)	0	-	-	-	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	10	12
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	0	-	-	15	0	0	0	15	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	0	0						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	1	0	1										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0	0	0								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	0	-	0								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	3	-	-	-	-	3							
取立未済手形	-	-	0	-	-	0							
信用保証協会等による保証付	-	68	-	-	-	0	68						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-						
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-						

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

連結自己資本の充実の状況

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：百万円)

項目		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	27,681	27,681
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	70,094	70,094
	リスク・ウェイト 20%	5,161	464,242	469,404
	リスク・ウェイト 35%	-	395	395
	リスク・ウェイト 50%	9,120	3,955	13,075
	リスク・ウェイト 75%	-	1,308	1,308
	リスク・ウェイト 100%	-	55,254	55,254
	リスク・ウェイト 150%	-	10	10
	リスク・ウェイト 250%	-	28,510	28,510
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-
合 計		14,281	651,452	665,734

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、使用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	試算の額および与信相当額 の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目		
40%未満	567,048	106	10%	564,927
40~70%	18,500	431	10%	18,524
75%	824	17,237	10%	2,541
80%	-	0	10%	0
85%	377	154	100%	512
90~100%	424	1,111	10%	522
105~130%	15,480	-		15,308
150%	984	81	10%	988
250%	3,288	-		3,288
400%	-	-		-
1250%	-	-		-
その他	1	82	10%	9
合 計	606,930	19,205	11%	606,625

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（88ページ）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	199	－
地方三公社向け	－	866	－
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	138	11,357	－
抵当権付住宅ローン	－	270	－
不動産取得等事業向け	－	2	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	138	12,695	－

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

連結自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	199	－
地方三公社向け	－	818	－
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	102	1,325	－
自己居住用不動産等向け	2	11,408	－
賃貸用不動産向け	0	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	4	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	0	1	－
合 計	105	13,758	－

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続きに準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針および手続きの具体的内容は、単体の開示内容(89,90ページ)をご参照ください。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続きに準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針および手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（90ページ）をご参照下さい。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価 （単位：百万円）

区分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	30,384	30,384	30,340	30,340
合計	30,384	30,384	30,340	30,340

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益 （単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等） （単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） （単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	698	598
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（91ページ）をご参照下さい。

② 金利リスクに関する事項 （単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	940	1,231	171	180
2	下方パラレルシフト	△ 974	△ 1,670	66	40
3	スティープ化	1,554	1,721		
4	フラット化	△ 1,292	△ 1,400		
5	短期金利上昇	△ 426	△ 358		
6	短期金利低下	565	817		
7	最大値	1,554	1,721	171	180
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	47,051		47,001	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月27日
えちご中越農業協同組合
代表理事理事長

山口 浩聡

会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、のみり監査法人の監査を受けております。

店舗等のご案内

(令和8年5月15日現在)

店 舗 名	郵便番号・所在地	電話番号	ファックス番号	ATM 設置・稼働時間	
本 店	〒940-8550 長岡市今朝白 2-7-25	0258-35-1300 (代)	0258-36-7085		
宮 内 支 店	〒940-1106 長岡市宮内 2-7-12	0258-35-1631	0258-35-0454	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
長 岡 支 店	〒940-0856 長岡市美沢 3-604	0258-32-0023	0258-33-2757	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
長岡北支店	〒940-0872 長岡市稲保南 2-676-7	0258-24-2195	0258-24-2198	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
上川西支店	〒940-2005 長岡市巻島 1-2	0258-27-1473	0258-27-1472	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
日 越 支 店	〒940-2121 長岡市喜多町 504	0258-27-0261	0258-29-0735	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
栃 尾 支 店	〒940-0205 長岡市栄町 3-3-21	0258-52-3646	0258-52-1179	平日	8:45～17:00
寺 泊 支 店	〒959-0161 長岡市寺泊竹森 1075	0256-97-3221	0256-98-4064	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
出雲崎支店	〒949-4353 三島郡出雲崎町大字川西 28-1	0258-78-3171	0258-78-4659	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
みしま支店	〒940-2313 長岡市吉崎 506	0258-42-2200	0258-42-2197	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
こしじ支店	〒949-5411 長岡市来迎寺 4064	0258-92-3131	0258-92-4498	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
三 条 支 店	〒955-0046 三条市興野 3-10-8	0256-36-5500	0256-36-7227	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
加 茂 支 店	〒959-1381 加茂市新栄町 5-40	0256-52-1300	0256-53-3767	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
田 上 支 店	〒959-1503 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3074	0256-57-2181	0256-57-4415	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
下 田 支 店	〒955-0151 三条市荻堀 810-4	0256-46-2006	0256-46-4859	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
いちい支店	〒959-1155 三条市福島新田丁 629	0256-45-4151	0256-45-2916	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
見附東支店	〒954-0052 見附市学校町 1-2-27	0258-62-1220	0258-63-1866	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
見附西支店	〒954-0076 見附市新幸町 4-2	0258-61-2113	0258-61-2114	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
中之島支店	〒954-0124 長岡市中之島 781-2	0258-66-3131	0258-66-3133	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
中央柏崎支店	〒945-0816 柏崎市田中 7-16	0257-23-3411	0257-22-0680	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
東部田尻支店	〒945-1352 柏崎市大字安田 1510	0257-22-5264	0257-22-0682	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
小 国 支 店	〒949-5213 長岡市小国町法坂 808-1	0258-95-2001	0258-95-2506	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00
刈 羽 支 店	〒945-0307 刈羽郡刈羽村大字刈羽 445	0257-45-2255	0257-45-3516	平日 土日祝	8:00～21:00 9:00～19:00

開示項目と記載ページ一覧

単体情報

<法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）>

1. 概況および組織に関する事項

- 業務の運営の組織 26
- 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 31
- 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名または名称 136
- 事務所の名称および所在地 1,137
- 特定信用事業代理業者に関する事項 33

2. 主要な業務の内容

- 34~48

3. 主要な業務に関する事項

- 直近の事業年度における事業の概況 8,9
- 直近事業年度における主要な業務の状況
 - ・経常収益 78
 - ・経常利益または経常損失 78
 - ・当期剰余金または当期損失金 78
 - ・出資金および出資口数 78
 - ・純資産額 78
 - ・総資産額 78
 - ・貯金等残高 78
 - ・貸出金残高 78
 - ・有価証券残高 78
 - ・単体自己資本比率 78
 - ・剰余金の配当の金額 78
 - ・職員数 78
- 直近の2事業年度における事業の状況

<主要な業務の状況を示す指標>

- ・事業粗利益および事業粗利益率 73
- ・事業純益、実質事業純益、コア事業純益およびコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） 73
- ・資金運用収支、役員取引等収支およびその他事業収支 73
- ・資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや 74
- ・受取利息および支払利息の増減 74
- ・総資産経常利益率および資本経常利益率 78
- ・総資産当期純利益率および資本当期純利益率 78

<貯金に関する指標>

- ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 68
- ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金およびその他の区分ごとの定期貯金の残高 68

<貸出金等に関する指標>

- ・手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高 68
- ・固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 68
- ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証および信用の区分をいう。）の貸出金残高および債務保証見返額 69
- ・使途別（設備資金および運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 69
- ・主要な農業関係の貸出実績 70
- ・業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 69
- ・貯貸率の期末値および期中平均値 78

<有価証券に関する指標>

- ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 71
- ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 71

- ・有価証券の種類別の平均残高 71
- ・貯貸率の期末値および期中平均値 78

4. 業務の運営に関する事項

- リスク管理の体制 14,15
- 法令遵守の体制 13
- 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況 22
- 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 15

5. 組合の直近2事業年度における財産の状況

- 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 50,51,65
- 債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額
 - ・破産更生債権およびこれらに準ずる債権 10
 - ・危険債権 10
 - ・三月以上延滞債権 10
 - ・貸出条件緩和債権 10
 - ・正常債権 10
- 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額 70
- 自己資本の充実の状況 11,79
- 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益
 - ・有価証券 72
 - ・金銭の信託 73
 - ・デリバティブ取引 73
 - ・金融等デリバティブ取引 73
 - ・有価証券関連店頭デリバティブ取引 73
- 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 71
- 貸出金償却の額 71
- 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 136

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

●定性的開示事項

- ・自己資本調達手段の概要 11,79
- ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 11,79
- ・信用リスクに関する事項 14,82~87
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 88,89
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 89
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 89
- ・CVAリスクに関する事項 89
- ・マーケット・リスクに関する事項 89
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 14,89,90
- ・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 90
- ・金利リスクに関する事項 91

●定量的開示事項

- ・自己資本の構成に関する事項 79
- ・自己資本の充実度に関する事項 80~82
- ・信用リスクに関する事項 82~87
- ・信用リスク削減手法に関する事項 88,89
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 89
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 89
- ・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 90,91
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 91
- ・金利リスクに関する事項 91,92

連結情報（組合および子会社等）

<法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）>

1. 組合およびその子会社等の概況

- 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 96~98
- 組合の子会社等に関する事項 98

2. 組合およびその子会社等の主要な業務につき連結したもの

- 直近の事業年度における事業の概況 96~98
- 直近の連結会計年度における主要な業務の状況
 - ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） 98
 - ・経常利益または経常損失 98
 - ・当期利益または当期損失 98
 - ・純資産額 98
 - ・総資産額 98
 - ・連結自己資本比率 98

3. 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

- 貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書 99,100,122
- 債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額
 - ・破産更生債権およびこれらに準ずる債権 122
 - ・危険債権 122
 - ・三月以上延滞債権 122
 - ・貸出条件緩和債権 122
 - ・正常債権 122
- 自己資本の充実の状況 124
- 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額として算出したもの 123

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

●定性的開示事項

- ・連結の範囲に関する事項 96~98
- ・自己資本調達手段の概要 124
- ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 124~126
- ・信用リスクに関する事項 127~132
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 133,134
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 134
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 134
- ・CVAリスクに関する事項 134
- ・マーケット・リスクに関する事項 134
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 134
- ・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 135
- ・金利リスクに関する事項 135

●定量的開示事項

- ・自己資本の構成に関する事項 124
- ・自己資本の充実度に関する事項 125,126
- ・信用リスクに関する事項 127~132
- ・信用リスク削減手法に関する事項 133,134
- ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 134
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 134
- ・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 135
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 135
- ・金利リスクに関する事項 135





JAとは、Japan Agricultural Cooperatives の略で、
すなわち「農業協同組合」の愛称です。

.....
●▲マークの意味として、全体的に安定感のあるデザインは、「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージさせ、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表しています。さらに、Jの左端の円は、「農業の豊かさ」「実り」と、「人の和」を象徴しています。



令和8年5月発行
発行・編集／えちご中越農業協同組合企画部企画IT課
〒940-8550 新潟県長岡市今朝白2丁目7番25号
TEL 0258-35-1300 (代表) FAX 0258-36-7085
<ホームページアドレス><https://www.ja-chuetsu.or.jp>